

滑川町告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第235回滑川町議会定例会を招集する。

令和5年2月24日

滑川町長 大塚 信 一

記

- 1 招集日 令和5年3月7日
- 2 招集場所 滑川町議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（13名）

1 番	宮	島	一	夫	議員	2 番	高	坂	清	二	議員	
3 番	松	本	幾	雄	議員	5 番	上	野	葉	月	議員	
6 番	井	上	奈	保	子	議員	7 番	紫	藤		明	議員
8 番	小	澤		実	議員	9 番	北	堀	一	廣	議員	
10 番	上	野		廣	議員	12 番	内	田	敏	雄	議員	
13 番	吉	野	正	浩	議員	14 番	阿	部	弘	明	議員	
15 番	瀬	上	邦	久	議員							

不応招議員（1名）

11 番 菅 間 孝 夫 議員

令和5年第235回滑川町議会定例会

令和5年3月7日（火曜日）

議事日程（第1号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告並びに施政方針
町長提出議案の一括上程、説明
- 5 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度滑川町一般会計補正予算(第5号))
- 6 議案第 2号 滑川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 7 議案第 3号 滑川町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 8 議案第 4号 滑川町子育て応援金支給条例の制定について
- 9 議案第 5号 滑川町自殺対策推進計画策定委員会条例の制定について
- 10 議案第 6号 滑川町スクールバスの設置及び運行に関する条例の制定について
- 11 議案第 7号 滑川町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第 8号 滑川町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第 9号 滑川町情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第10号 滑川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第11号 滑川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第12号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第13号 滑川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第14号 滑川町子育て支援金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第15号 滑川町教育支援金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第16号 滑川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

- 2 1 議案第 1 7 号 滑川町下水道事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 2 2 議案第 1 8 号 滑川町農業集落排水事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 2 3 議案第 1 9 号 令和 4 年度滑川町一般会計補正予算（第 6 号）の議定について
- 2 4 議案第 2 0 号 令和 4 年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定について
- 2 5 議案第 2 1 号 令和 4 年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の議定について
- 2 6 議案第 2 2 号 令和 4 年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の議定について
- 2 7 議案第 2 3 号 令和 4 年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の議定について
- 2 8 議案第 2 4 号 令和 4 年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）の議定について
- 2 9 議案第 2 5 号 令和 4 年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）の議定について
- 3 0 議案第 2 6 号 令和 4 年度滑川町水道事業会計補正予算（第 4 号）の議定について
- 3 1 議案第 2 7 号 令和 5 年度滑川町一般会計予算の議定について
- 3 2 議案第 2 8 号 令和 5 年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定について
- 3 3 議案第 2 9 号 令和 5 年度滑川町介護保険特別会計予算の議定について
- 3 4 議案第 3 0 号 令和 5 年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定について
- 3 5 議案第 3 1 号 令和 5 年度滑川町水道事業会計予算の議定について
- 3 6 議案第 3 2 号 令和 5 年度滑川町下水道事業会計予算の議定について
- 総括質疑
- 3 7 請願第 1 号 「消費税のインボイス制度の実施中止」を求める国への意見書を求める請願書

出席議員（13名）

1番	宮島一夫	議員	2番	高坂清二	議員
3番	松本幾雄	議員	5番	上野葉月	議員
6番	井上奈保子	議員	7番	紫藤明	議員
8番	小澤実	議員	9番	北堀一廣	議員
10番	上野廣	議員	12番	内田敏雄	議員
13番	吉野正浩	議員	14番	阿部弘明	議員
15番	瀬上邦久	議員			

欠席議員（1名）

11番 菅間孝夫 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
教育長	馬場敏男
総務政策課長	小柳博司
税務課長	篠崎仁志
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	岩附利昭
福祉課長	木村晴彦
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	會澤孝之
代表監査委員	新井佳男

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	島田昌徳
書記	田島百華

一 栄 島 宮 音 録

○議会議務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

よろしく願います。ご着席願います。

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には大変ご多用のところ、第235回滑川町議会定例会にご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

なお、本日、11番、菅間孝夫議員より欠席届が提出されました。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第235回滑川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（瀬上邦久議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名します。

12番 内田敏雄議員

13番 吉野正浩議員

14番 阿部弘明議員

以上、3名の方をお願いします。

◎会期の決定

○議長（瀬上邦久議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議をいただいておりますので、議会運営委員会委員長に報告をお願いいたします。

議会運営委員会、北堀一廣委員長、お願いします。

〔議会運営委員長 北堀一廣登壇〕

○議会運営委員長（北堀一廣議員） おはようございます。9番、北堀です。議長のお許しをいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会の運営に関わる議会運営委員会は、去る4月28日、午前10時から開催をされました。

出席者は、議長をはじめ議会運営委員6名、執行部から町長、総務政策課長に出席をいただき、付議されます案件等について説明をいただき、慎重に審議をしたところでございます。

その結果、会期は本日から3月15日までの9日間とし、本日は諸般の報告、行政報告並びに施政

方針、町長提出議案の一括上程、説明、総括質疑、予算審査特別委員会の設置、請願の審議を行います。

8日は、午前10時から一般質問を4名行います。終了後に総務経済建設常任委員会を開き、請願の審査を行います。

9日は休会とし、午前10時から全員協議会を開催をします。

そして、10日は、午前9時から予算審査特別委員会を開催し、付託事項を審査をいたします。

11日、12日は休日休会といたします。

13日は、午前9時から予算審査特別委員会を開催し、付託事項を審査をいたします。

14日は、午前10時から議案審議を行います。

そして、15日は、午後1時から議案審議を行い、全議案審議、全日程終了次第、閉会とすることと決定をいたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付した会期予定表のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月15日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月15日までの9日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（瀬上邦久議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の会期予定、議事日程及び議案等につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日は新井佳男代表監査委員にご出席をいただいておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和4年12月、令和5年1月及び2月実施の例月出納検査の結果報告がありました。報告書は事務局に保管してありますので、随時閲覧願います。

次に、本職宛てに提出のありました寄附報告書をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、本職宛てに提出のありました陳情第1号 思想・良心の自由、請願権等を守ることに関する陳情書、陳情第2号 会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書、陳情第3号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障

を求める陳情、陳情第4号 庁舎内での職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求めることに関する陳情書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、閉会中に議長が出席しました会議等につきましては、報告書を配付してございますので、ご了承願います。

次に、比企広域市町村圏組合議会の報告を吉野正浩議員、お願いします。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。議長のお許しをいただきましたので、報告させていただきます。

2月10日金曜日午前10時から東松山市役所議場で、令和5年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会が開催され、滑川町として大塚町長が副管理者として、議会側は瀬上議長と吉野が出席しましたので、ご報告させていただきます。

お手元に議案一覧が配付されていると思いますが、まず人事案件で、比企広域公平委員会委員の任期満了に伴い、新たに吉見町在住の松本かおりさんが選任されました。

続きまして、議案第2号ですが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う条例制定です。

議案第3号は、地方公務員法の一部改正に伴う職員の定年年齢引上げに伴う条例の整備です。

議案第4号は、人事院勧告に鑑み一般職職員の給料、勤勉手当の改定に係る条例制定でございます。

議案第5号は、消防団員が活動しやすい環境を整備し、さらなる団員確保対策を図るための条例制定でございます。

議案第6号の和解ですが、当組合が執行した消防救急デジタル無線設備設置工事に係る入札におきまして、談合行為やその行為に加担した共同不法行為により当組合が被った被害の賠償を求め、令和2年7月21日、東京地方裁判所に訴訟を提起した損害賠償請求事件について、令和4年12月12日に同裁判所から示された和解勧告がされ、これを受け入れるための議決です。

議案第7号から第10号までは令和4年度の各会計の補正予算で、議案第11号から第15号につきましては、令和5年度の各会計の当初予算でございます。

また、最後に、議員提出議案第1号として、比企広域市町村圏議会の個人情報の保護に関する条例制定が提出されました。

全ての議案は管理者側から説明を受け、審議され、質疑、討論もなく、全て原案可決となりました。

一般質問につきましては、東松山市議会選出の斎藤雅男議員から、消防行政として、1番、出動状況、2、消防指令業務の現在の状況、3、埼玉県西部地域消防指令センターの運用について、4、119番通報のマニュアルについて、また東松山斎場について、ご遺骨の収骨についての質問がありました。

ここで、消防指令業務共同運用の進捗状況について説明いたします。令和3年5月1日に、埼玉西部消防組合、坂戸・鶴ヶ島消防組合、西入間広域消防組合、比企広域市町村圏組合の4つの組合で協議会を発足させ、各消防、局、本部で保有する指令システムを1か所に集約し、指令業務の共同運用化を進めており、消防共同指令センターの名称を「埼玉西部地域消防指令センター」とし、飯能日高消防署に置くことで、令和6年4月1日の運用開始に向け、庁舎の改修や指令システムの整備、運用面など細部にわたる調整を行っております。

以上で、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。詳しくは議会事務局に資料が用意してありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） ここで、副議長に交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（宮島一夫議員） 議長に代わりまして議事を進めさせていただきます。

小川地区衛生組合議会の報告を瀬上邦久議員、お願いいたします。

〔15番 瀬上邦久議員登壇〕

○15番（瀬上邦久議員） 15番、瀬上邦久です。議長の命により、令和5年小川地区衛生組合議会第1回定例会のご報告を申し上げます。

本定例会は、2月20日午前10時に招集され、開会及び開議の宣告の後、会議録署名議員の指名が行われ、会期は1日限りと決定されました。

次に、諸般の報告、閉会中の特定事件に対する委員長報告、管理者挨拶及び行政報告、提出議案の報告及び上程並びに提案理由の説明が行われました。

それでは、提案されました6議案についてご報告を申し上げます。

議案第1号 小川地区衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等仕事の両立支援のための措置に準じ、組合職員の育児休業制度についての所要の整備を行いたいとするものです。

議案第2号 小川地区衛生組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に準じ、小川地区衛生組合一般職の職員の給与改定を行うとともに、所要の整備を行いたいとするものでございます。

議案第3号 小川地区衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例制定については、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日施行されることに伴い、職員の定年を段階的に65歳に引き上げること等に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第4号 小川地区衛生組合事務局設置条例の一部を改正する条例制定については、小川地区衛生組合事務局における担当業務の見直しのため、所要の整備を行いたいとするものです。

議案第5号 令和4年度小川地区衛生組合一般会計補正予算（第2号）については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ998万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ

ぞれ16億7,519万8,000円とするものでございます。

議案第6号 令和5年度小川地区衛生組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億8,615万円とするものです。前年比1,650万円の増でございます。

以上、全ての議案が原案のとおり可決いたしました。

また、一般質問につきましては、質問者はございませんでした。

なお、関係書類につきましては、議会事務局に保管してございますので、御覧をいただきたいと存じます。

以上で、令和5年小川地区衛生組合議会第1回定例会の報告といたします。

○副議長（宮島一夫議員） 議長に交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（瀬上邦久議員） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告並びに施政方針

○議長（瀬上邦久議員） 日程第4、行政報告並びに施政方針を行います。

大塚町長より、一般行政報告並びに施政方針をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、3月定例会の開会に当たりまして、一般行政報告並びに令和5年度施政方針を申し上げます。

本日は、第235回滑川町議会定例会を招集させていただきましたところ、年度末という何かとご多忙の中、議員各位にご出席を賜り開会できますことを厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会は、令和5年度一般会計予算の議定をはじめ、全32議案の審議をお願いするものでございます。慎重審議を賜りまして、原案どおり可決、決定いただきますようお願いいたします。

初めに、2月6日にトルコ南部で発生した大地震では、トルコとシリアを合わせて5万人以上の方が犠牲になりました。100万人以上の方が住む場所を失い、復旧のめどが立たない地域もあるようです。亡くなられた方のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、大変な生活を強いられている被災者の生活再建が一日も早く実現することを望んでいる次第でございます。

それでは、一般行政報告を申し上げます。

まず、健康長寿に取り組む滑川町にとって誠に喜ばしいことに、1月1日に月の輪の井上富美子さんと佐藤とわさんが、2月12日には高坂ウメさんが100歳を迎えられました。町として一世紀長寿祝金支給条例に基づき、お祝いを申し上げたところでございます。

次に、1月8日、コミュニティセンターにおいて、今年度に二十歳になられた147名の皆さんを迎え、二十歳の祝いを挙行いたしました。次代を担う若者の姿を拝見し、大変心強く感じたところでございます。

1月10日には、新型コロナウイルス感染症の対策として人数制限をした上で、3年ぶりに新年賀詞交歓会を開催し、54名の皆様にご出席をいただき、盛大に開催することができました。議会におかれましても共催としてご尽力をいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

1月17日には、誠に喜ばしいことに、比企丘陵地域の天水を利用した谷津沼農業システムが日本農業遺産に認定されました。これは平成29年から認定に向けて取組を進めていたもので、3度目の挑戦でついに偉業を達成することができました。3月1日には認定証の授与式が農林水産省で開催され、同じく日本農業遺産に認定された岩手県平泉町とともに認定証を受領いたしました。授与式には、比企丘陵農業遺産推進協議会の会員である熊谷市小林市長、東松山市森田市長、嵐山町佐久間町長、小川町島田町長、吉見町宮崎町長、さらに農業団体を代表してJAくまがや、JA埼玉中央の両組合長にも参加をしていただき、認定の喜びを分かち合いました。これを機に加盟自治体と連携し、さらなる農産物のブランド化と観光資源化を図ってまいりたいと考えております。

教育関係につきましては、後ほど教育長より報告がございますので、この場においては省略をさせていただきます。

今年度も余すところ1か月を切りました。事業も最終段階を迎え、完了に向けて職員一同鋭意努力をしているところでございます。心を引き締めて、職員が一丸となって、住民とともに町づくりに努めてまいりたいと思います。

以上、簡単でございますが、開会に当たっての挨拶と一般行政報告とさせていただきます。

続きまして、令和5年度の滑川町の行政運営並びに施政方針を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本年1月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する基本方針についてが決定され、5月8日から5類の感染症に位置づけることとされました。

また、基本的な感染対策として、3つの密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い、換気等が有効とされていますが、このうちマスクの着用については、3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は基本的に個人の判断に委ねられることとなりました。

今後における町の各種事業につきましては、国や県の方針を参考に進めてまいりたいと考えております。町民の皆様と関係各位のご理解、ご協力を心よりお願い申し上げます。

さて、ロシアがウクライナに侵攻を開始してから1年が経過をしました。双方の兵士はもとより、罪のない多くの民間人が犠牲となっております。さらに、ロシアは核兵器の使用を示唆するなど、世界の恒久平和と核兵器の廃絶を願い非核平和都市を宣言している滑川町として、ロシアの暴挙を断固として許すことはできません。一日も早くロシアが攻撃を停止し、ウクライナが平和を取り戻すことを願っております。

経済面では、コロナ禍で抑制されていた経済活動が活発化し始め、材料不足が深刻となったほか、ロシアがウクライナに侵攻したことによる穀物価格・エネルギー価格の高騰や、1ドル150円台に

まで達した円安などの影響により、物価が大きく上昇した1年となりました。家計への影響も大きく、町として滑川町住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金の支給や、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給などを行ったところです。今後も経済情勢を注視し、適切な施策を実施してまいり所存でございます。

現在の町の状況についてご説明申し上げます。

本町は、首都60キロ圏内に位置し、2つの駅を有し、近隣には高速道路のインターチェンジが位置する交通利便性の高い地域でございます。また、先日には、比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システムが日本農業遺産に認定されたように、伝統的な農法を今に伝え、豊かな自然と里山の姿を残す首都圏のオアシスとして高い評価をいただいております。人口の減少、少子化が社会問題となっている昨今、本町では昨年1年間で41人の人口増加となっていることから、その評価がうかがえます。

令和5年1月1日現在の人口は1万9,711人となり、人口2万人まであと289人となりました。町の合計特殊出生率を見ますと、「統計からみた埼玉県市町村のすがた2022」に掲載されている令和2年度の数値では、全国平均の1.33、埼玉平均の1.27を大きく上回る1.75となり、3年連続で埼玉県内トップとなりました。町の将来を展望するに、誠に喜ばしい状況となっております。これもひとえに、議員各位をはじめ町民皆様の町政に対するお力添えのたまものと感謝をしております。

令和5年度の主な事業について、総合振興計画に沿って説明をいたします。

福祉分野では、18歳までのこども医療費の無料化事業を継続することで、子育て世代を応援してまいります。

また、令和5年度には、健康増進・食育推進計画、自殺対策推進計画、子ども・子育て支援事業計画、障害者計画、障害福祉計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定に取りかかります。いずれも今後の町の福祉政策を推進していくための重要な計画となります。社会環境が複雑化し、ニーズが多様化する中で、それぞれの立場に合った充実した支援ができるよう検討を進めてまいります。

次に、教育・文化では、こども医療費の無料化事業と同時に、給食費の無償化事業を継続することで子育て世代を応援してまいります。

また、宮前小学校では、児童数の増加に対応するため校舎増築工事を実施いたします。これにより質の高い教育環境を確保をしていきたいと思っております。

そして、令和5年度の早期に、公約に掲げていたスクールバスの運行を開始いたします。このことにより長年にわたり地域の課題となっていた遠距離通学に対する子どもたちの健康面、安全面の不安を取り除くことができます。

次に、都市基盤生活環境では、町道の道路改良工事を2か所行うほか、舗装の個別施設計画に基づき、羽尾地内において公共施設等適正管理推進事業等舗装修繕工事を予定しております。安心安

全に通行できるよう道路整備を進めてまいります。

次に、産業経済では、土地改良施設維持管理適正化工事を実施いたします。これは、和田川の堰の一つを改修するもので、農作業の利便性向上や大雨等による被害の軽減が期待されます。

また、4年ぶりに滑川まつりの開催を予定しております。町のにぎわいを取り戻すべく準備を進めてまいります。

次に、行財政・コミュニティでは、令和6年度が滑川町の町制施行40周年となるのに併せて、町勢要覧の作成に取りかかります。

また、庁舎の照明器具のLED化工事を実施いたします。省エネ設備を導入することで温室効果ガスの削減を図ります。

続きまして、令和5年度予算案について説明をいたします。

今日における地方自治体の財政状況は、新型コロナウイルス感染症や円安、物価高騰などの影響により、税収の安定的な確保が困難な状況の中、医療費を中心とした社会保障費の増加や少子高齢社会への対応、県平均を大きく上回る公債費比率などにより厳しい状況が続いております。

滑川町における令和5年度予算編成に当たっては、予算編成方針及び第5次総合振興計画後期基本計画に基づき、学校給食費の無償化事業やこども医療費の無料化事業をはじめとする子育て支援政策、デマンド交通事業等の高齢者支援政策に取り組み、安全安心な町づくり推進のため諸施策を展開してまいります。厳しい財政状況ではありますが、職員一人一人が創意工夫によりコスト削減の意識を持ち、効率的で効果的な行財政運営に積極的に取り組むこととして、財政の健全化と重点事業への積極的な配分を図る予算として編成をいたしました。

一般会計予算の総額を69億3,200万円と定め、前年度当初予算より3億9,000万円、率にして6.0%増額の予算といたしました。

また、国民健康保険特別会計で15億3,597万8,000円、介護保険特別会計で13億8,000万円、後期高齢者医療特別会計で2億1,906万2,000円、以上3つの特別会計と水道事業、下水道事業、企業会計の支出合計14億980万4,000円を合わせた町全体の合計予算額は114億7,684万4,000円と、前年度比6億4,056万円、率にして5.9%の増額予算といたしました。

次に、一般会計の概要について説明いたします。

まず、歳入についてでございます。

財源の柱である税収を見ますと、町税については、企業業績や経済の回復を見込んでおります。前年度比、個人町民税で3,782万1,000円、法人町民税で7,474万9,000円、固定資産税で3,900万円の増収を見込み、町税は前年度比1億5,467万6,000円の増額とし、総額31億1,406万6,000円を計上いたしました。

地方交付税については、令和5年度の地方財政対策における国の予算案が3,000億円の増額の見込みであることから、前年度比1億1,224万9,000円の増額とし、総額6億7,800万円を計上いたし

ました。

国庫支出金については、農村地域防災減災事業等補助金が前年度比890万円減額となったことや、新型コロナワクチン予防接種事業国庫負担金及び国庫補助金の皆減により、前年度比2,417万3,000円の減額とし、総額10億182万3,000円を計上いたしました。

町債については、宮前小学校施設整備事業債で1億4,720万円、地方道路等整備事業債で3,470万円、公共施設等適正管理推進事業債で2,250万円、庁舎等照明器具LED化事業債で2,230万円、庁舎蓄電池更新事業債で200万円、道路橋梁整備事業債で140万円、臨時財政対策債で9,400万円の借入れを見込んでおります。

地方債の令和5年度末の残高見込額は48億9,905万8,000円となります。令和5年度の繰入れにつきましては、財源不足の補填措置といたしまして、財政調整基金から5,000万円を繰り入れいたします。

続きまして、一般会計、歳出の概要をご説明いたします。

総務費では、庁舎等照明器具LED化工事等に伴う財産管理費の増額や県知事選挙、県議会議員一般選挙、町議会議員一般選挙の執行に伴う選挙費等により、前年度比4,609万3,000円の増額とし、総額7億5,831万7,000円を計上いたしました。

民生費では、これまで実施してまいりました、子育て支援としての18歳までの医療費の無料化を令和5年度も引き続き実施してまいります。

また、高齢者への祝い金等の支給も継続をさせていただきます。

このほか、前年度比で、放課後児童対策事業委託料で6,940万9,000円、後期高齢者医療広域連合市町村負担金で2,517万3,000円、保育所保育実施委託料で855万7,000円の増額としており、前年度比1億5,579万2,000円の増額とし、総額27億1,572万9,000円を計上いたしました。町民の皆様が安心して利用できる福祉サービスの充実に努めてまいります。

衛生費では、新型コロナワクチン接種推進事業費の皆減のほか、小川地区衛生組合塵芥処理費負担金で1,186万1,000円の減額としており、前年度比6,420万6,000円の減額とし、総額6億9,704万8,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、土地改良施設維持管理適正化工事で2,100万円、農業集落排水事業一般会計負担金で2,241万4,000円の皆増、多面的機能支払交付金で205万4,000円の増額としており、前年度比5,573万5,000円の増額とし、総額2億6,385万4,000円を計上いたしました。

商工費では、創業支援事業委託料の皆増等により前年度比231万6,000円の増額とし、総額1,980万2,000円を計上いたしました。

土木費では、町道108号線ほか測量設計等委託料や路面性状調査等業務委託料の皆減や、公共施設等適正管理推進事業舗装修繕工事が3,650万円減額したことにより、前年度比926万3,000円の減額とし、総額4億1,827万8,000円を計上いたしました。

消防費では、地域防災計画作成委託料の皆減や、比企広域消防組合常備消防費負担金で264万5,000円の減額、消火栓設置工事負担金で200万円の減額となったことにより前年度比862万6,000円の減額とし、総額3億4,343万6,000円を計上いたしました。

教育費では、宮前小学校校舎増築工事やスクールバス運行业務委託料、町立小学校水泳指導業務委託料の皆増により前年度比2億8,236万7,000円を増額とし、総額10億5,932万4,000円を計上いたしました。

結びになりますが、昨年10月に町長に就任した私にとって、令和5年度からが公約に掲げた「ピカッと輝く町づくり」を実現するための政策を本格的に展開していく時期となります。

これまで滑川町の発展にご尽力をいただいた皆様に感謝を申し上げ、より一層魅力ある町とすべく、総合振興計画が掲げる「住んでよかった 生まれてよかったまちへ 住まいるタウン滑川」を目標に、職員一丸となって町民の皆様の信頼を得られるよう町政を推進してまいり所存でございます。

町民の皆様、またここにお集まりの議員各位におかれましては、なお一層のご理解、ご協力を賜り、心からお願いを申し上げ、新しい年度を迎えるに当たっての施政方針とさせていただきます。

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 続きまして、馬場教育長より、教育行政報告並びに施政方針をお願いいたします。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 改めまして、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、教育長、教育関係の報告事項と令和5年度の教育行政の方針について申し上げます。

まず、教育関係の報告をさせていただきます。

令和4年度は、ウィズコロナでの教育行政の運営でございましたが、関係各位、関係諸機関のご理解とご協力を得て、十分とは言えませんが、町民目線での運営が可能な範囲で達成できたのではないかと感謝をしているところでございます。

また、学校関係につきましては、校・園長を中心に一致団結をして教育委員会の方針の下、子どもたちのためにと様々な対応に尽力をしてくれました。

卒業式、卒園式はマスク着用の見直しを受け、卒業生、卒園生にとって新たな旅立ちにふさわしい式典となるよう工夫を凝らして実施する予定でございます。

本年度は3年ぶりに議員の皆様にもご出席を賜ります。当日、直接ご挨拶をいただくことはできませんが、ご挨拶の文面を頂戴しておりますので、教育委員会からのお祝いの言葉とともに紙面にて卒業生にお渡しをいたします。

初めに、学校教育関係でございます。

昨年度の経験を生かし、さらなる工夫で着実に教育実践を進めております。本年度掲げた目標に

向け様々な取組を行い、子どもたちの伸びを確認し、さらに来年度へつなぐべく、1年間の実践のまとめと丁寧な評価、振り返りを行っているところでございます。

また、自己評価シートに基づき、校長との教育長面談を実施したところでございます。面談を通し、各学校とも町民の信託に応えるべく、校長を中心に全職員一丸となり、保護者、地域の方々のご支援をいただきながら、意欲的に日々の教育活動に取り組んでいる様子がうかがえ、大変心強く感じております。

また、各校・園において、地域に根差した地域とともにある学校を目指し、絶えず取組の改善をしております。それを点検する趣旨で保護者、子ども、教員の学校関係者評価を踏まえ、今年度の学校評価を行っております。この評価につきましては、教育委員会のホームページに掲載いたしますので、御覧いただければ幸いに存じます。

続きまして、教育活動全般でございますが、各学校・園は様々な工夫を凝らし、教育活動の継続を図っております。昨年度より始めましたGIGAスクール構想による1人1台タブレットPCを活用しての学習についても、発達段階に応じた利用をさらに進め、使用に適した場面や適さない場面など効果的な教育活動となるようICT推進委員会を開催し、各小中学校の教職員と実証を続けております。一、二年で本当の効果が実証できるものではございませんが、次年度以降もより効果的な使用方法について町全体で検証してまいりたいと思います。

続きまして、中学校では進路がおおむね決定をいたしました。国公立が123名、私立が60名でございます。これから試験に臨む者もあり、卒業式である15日までには卒業生全員の進路を確定できるよう保護者とともに全力で取り組んでおります。

教職員人事につきましてはほぼ終了し、去る2月20日の教育委員会で議決、承認をいただき、県へ内申を上げたところでございます。

次に、施設整備関係についてでございます。学校施設環境改善交付金を活用して行っております、宮前小学校校舎、月の輪小学校体育館、滑川中学校校舎の一部及び体育館照明のLED化工事は、全て完了をいたしました。12月補正予算で計上いたしました滑川中学校の屋上塗膜防水改修工事につきましては現在進行中であり、年度内には実施、完成予定でございます。

続きまして、本議会に上程しました補正予算の要求内容についてでございますが、主なものとして、電気料の価格高騰による町内の小中学校の光熱水費の計上をさせていただきました。また、プール等移設用地取得費については、土地開発基金を活用したことによる返還分でございます。

幼稚園費になりますが、修繕料につきましては、保育室の床の張り替えと外部のスピーカーの固定部の修繕を計上いたしました。また、備品購入費については、運動器具とそれを収納する台車の購入を計上させていただきました。

給食用品費につきましては、食材費高騰のため増額を見込み、計上いたしました。

今後、町財政状況を念頭に入れた計画的、効率的な整備、維持管理を実施してまいりたいと思います。引き続き議会からのご指導並びにご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、生涯学習関係でございます。12月17日に立正大学で、子ども大学くまがや・なめがわを「プログラミングによるデータ分析にチャレンジ!」、「みんなで地球一周を歩きましょう」という内容で、熊谷市と合わせて37名の参加者で実施をいたしました。

1月8日には、旧の成人式、二十歳の祝いを2部制で実施をしました。今回も来賓の人数を制限し、議会からは議長様にご臨席を賜りました。先ほど町長からもありましたとおり、214名中147名の方が出席され、例年どおり該当者での構成された実行委員の皆様にご当日の運営を担っていただき、粛々とした中にも爽やかな式典を実施することができました。

1月14日には、第28回なめがわ郷土かるた大会を、小学校3年生から6年生合わせて74名で実施をいたしました。今年初めて新札である月の輪小学校札を大会で使用することができました。審判員にはPTAの皆様、相談員、青年団、それからボランティアの中学生の方々のご協力をいただいております。

1月22日には、新春囲碁・将棋大会を3年ぶりに開催し、将棋の部では小学生も9名参加し、囲碁・将棋を合わせて23名で実施をいたしました。

また、2月11日に開催しました「10代からのメッセージ～滑川町青少年の主張大会～」につきましては、小中学生を合わせて16名が、それぞれの考えや思いを発表してくれました。この意見文はメッセージ集として発行いたします。

3月4日、先日の土曜日でございますが、文化活動発表会をコミュニティセンターで実施をさせていただきました。利用団体による年に1回の発表の場で、参加者の皆様で構成する実行委員会を中心に2部構成で実施をいたしました。参加団体は12団体、延べ168名の方が出演し、日頃の活動の成果を発表いただきました。

最後に、高齢者を対象にいたしました寿学級でございますが、今年度は地区ごとに2回ずつ行いました。1回目は、人権学習パネルシアター、慈愛の母比企尼物語等、2回目につきましては、フレイル予防と健康体操を主に行い、地域の交流を図りました。延べ579名の参加をいただき、事業を終了いたしました。

続きまして、図書館関係でございます。9月及び12月補正予算で計上いたしました工事及び備品購入は、全て完了しております。

続きまして、事業についてでございますが、12月にクリスマスおはなし会を開催し、読み聞かせボランティア団体に協力をいただき、36名の参加がありました。

2月24日には、絵本の読み聞かせに興味のある人を対象に読み聞かせボランティア養成講座を開催し、18名の方に受講をいただきました。

また、図書館で書庫整理のため除籍となった児童書を有効活用するために、3月14日から教育福

祉施設対象の古本市を開催予定でございます。

さらに、滑川さくらまつりに、図書館でも古本市及び青空おはなし会を行います。青空おはなし会は、図書館の外で桜を見ながら、春をテーマにした絵本や紙芝居の読み聞かせを行う予定でございます。

令和4年9月に7市町合同で開会いたしました比企eライブラリでございますが、3月1日現在、購入したコンテンツは2,195点、登録者数は7市町で1,503名でございます。今後も7市町で協力して電子図書館を盛り上げ、読書活動の活性化につながるよう工夫してまいります。

最後に、2月までの利用状況でございますが、利用者数は1万33名、貸出数は7万9,829点となっております。今後も幅広い層の方に図書館をご利用いただけるよう尽力してまいります。

生涯スポーツ関係でございますが、総合体育館を2月1日より開放し、現在ご利用いただいております。ワクチン接種会場となる前と同程度の予約が入っております。

スキー・スノーボード教室は中止といたしました。

第39回比企郡駅伝競走大会につきましては、今年度より会場を変更して、嵐山町総合運動公園を中心とした周回コースでの開催となり、2月19日に実施いたしました。町からは埼玉滑川走友会の3チームが出場し、3位、9位、11位とそれぞれ完走、健闘をいただきました。

表彰関係でございますが、比企郡スポーツ協会功労者表彰を滑川町ソフトボール協会、大塚秀夫氏が、埼玉県スポーツ賞を滑川町サッカー協会の吉田利好氏がそれぞれ受賞をいたしました。

続きまして、文化財保護担当からの報告でございます。12月から2月にかけて、開発工事を行う埋蔵文化財の試掘調査は、2件実施をさせていただきました。

10月20日より12月8日にかけて、羽尾地区にあります寺谷廃寺の学術発掘調査を行いました。本年度の調査では、堀込地業と呼ばれます寺院関連の施設を建てる際に行われる地盤改良工事の範囲の確認を行いました。調査では、土師器、須恵器、平瓦が出土をいたしました。調査は、来年度も引き続き行う予定でございます。

令和4年度新指定文化財といたしまして、昨年9月に歴史史料区分での町指定有形文化財に指定しました大塚家史料の展示を2月1日から28日までエコミュージアムセンターにて開催いたしました。合計232名の方々に御覧をいただきました。

さらに、「滑川の史跡周遊」というタイトルで滑川町文化財マップを作成いたしました。このマップには様々なモデルコースを紹介しており、町の文化財を多方面から巡れるようになっております。

また、文化財看板の改修、新設工事を行いました。改修は6基、新設は7基でございます。

続きまして、エコミュージアムセンター関係でございますが、11月下旬からパーゴラ改修工事、浄化槽のプロアの改修工事等、幾つかの改修、修繕工事を行っております。

2月7日には、谷津の里管理組合と上福田地区農地・水・環境保全会の協力によりまして、福田

小学校の児童34名と福田小学校で稲を作っております田に水を引いている鳥居沼周辺にたまっている落ち葉掃きを行い、沼の環境整備を行いました。

さらに、自然環境保全の滑川町里山プロジェクトの一環といたしまして、昨年度より森林公園内にあります柳谷沼にて各種イベントを行っておりますが、2月25日に柳谷沼活動の1年の総まとめといたしまして、柳谷沼イベント・生き物水質調査等に関する発表会を開催いたしました。発表会は、福田小学校のボランティアの9名による沼環境調査等の取組に関する発表、立正大学の学生による滑川産ミヤコタナゴのDNAに関する報告を行いました。ご指導いただいております魚類研究家の金澤光先生からは、この柳谷沼での取組の重要性と今後の期待を込めたお言葉を頂戴いたしております。

続きまして、令和5年度の教育行政の施策について申し上げます。

現代の社会では、持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人一人が多様な幸せを実現できる社会といたしまして、Society5.0を再定義し、その実現を求めています。

また、AIの飛躍的進化により、私たちの生活もデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXによる変化が始まっております。

このような中で、人としての強みを生かしていくためには、他者と協働しながら新たな価値創造を生み出すことが求められ、今までとは違う思考、発想が求められております。これからは正解がない価値の創造や、分野及び業界を超えた人との協働や競合が求められるようになります。

今までの同一性、均質性を求めた一律様な教育、人材育成から、多様性を重視した教育、人材育成へと変換が求められていきます。

このような先行き変化が激しく不透明な時代に生き抜く力を持った子どもたちを地域とともに育んでいくことがさらに必要となり、最重要課題でございます。

町の教育大綱や国、県の教育振興基本計画を踏まえ、社会的、職業的に自立し、他者と共生することで社会に貢献する人を目指し、一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を自らつくり出していくための資質、能力を確実に育成する教育を計画的に推進してまいります。

基本理念を「学んでよかったまちへ 一チーム滑川での教育―人・町をつなげ、未来へつながる滑川町の教育」とし、3つの目標、12の施策、61の取組、26の指針を掲げ、その年の重点施策を明示し、町全体で取り組んでおります。

本年度につきましては、ウィズコロナ、アフターコロナ、俗にポストコロナとも言いますが、それを視野に入れながら第3期の計画に基づき教育行政を進めてまいります。

次に、重点課題として取り組むべきことを4点、お話をさせていただきます。

1つ目は、確かな学力、豊かな心を育み、デジタル社会における環境の変化に対応するためのリ

テラシーなどを学び続ける力を備えるように、授業改善及び読書活動の推進を行います。

自らの課題に立ち向かう探求心、一人一人の特性を重視し、自らの力を対話を通じて伸ばす協働的な学びを育成するために、主体的、対話的で深い学びの視点から授業改善を推進いたします。

また、読書の推進は人づくりに欠かせないと考えており、読書を通しての言葉学び、感性磨き、表現力を高め創造力豊かなものにするために、多くの人に本の魅力を伝える取組を進めてまいります。

2つ目は、学びを支える環境づくりといたしまして、教員が子どもに向き合い教育力を向上させるための学校における働き方改革の推進と、町を知り、町で学び、町を思い、誇りに思う子を育むための地域とともにある学校づくりといたしまして、地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールを推進していきます。

3つ目は、町全体で子どもを育むために、令和3年度から始めた基本的な生活習慣づくりといたしまして、家族みんなで大切に作る元気・学び・会話に取り組みます。

重点項目といたしましては、朝食・読書習慣の定着、スマホ等の使用時間の減少に努めます。また、文化伝承にもつながる里山プロジェクトの推進、福田小学校の特色ある学校づくりを進めます。

最後に4つ目といたしまして、ウィズコロナ、ポストコロナを視野に入れ、生涯学習、スポーツ、文化財保護事業の推進でございます。

4年間実施していない町民スポーツ祭の実施、新スポーツ、ボッチャの普及、文化活動発表会等の文化活動の継承のための機会づくりとサークルの充実、文化伝承のための文化財活用のための場づくりでございます。これら直面する課題解決についてもご指導いただきながら、解決に向け取り組んでまいります。

最後に、令和5年度当初の幼稚園、小中学校の概要でございますが、幼稚園は園児140名、6学級で35名減、宮前小学校が516名、20学級で21名の増、福田小学校は114名、8学級で13名の減、月の輪小学校が635名、24学級で25名の増、そして中学校につきましては588名、20学級の6名の増の予定でございます。

今年2月に開催いたしました「10代からのメッセージ」で子どもたちが語ってくれた「胸を張って夢を語る社会」、「目立たないことでも、そのよさを最大限生かす大切さ」、「周りの目、都合のいい逃げ道をつくらず、自らの思いや夢をかなえるための過去をつくること」など、子どもたちが思いを素直に語り、その実現のために全力で取り組める学びの場づくりには全力で取り組んでまいります。

今後とも議員の皆様には、大所高所からご指導いただきますようよろしくお願いいたしまして、私からの報告及び方針とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で、行政報告並びに施政方針を終わります。

ここで、暫時休憩とします。再開は11時15分とします。

休 憩 (午前11時01分)

再 開 (午前11時15分)

○議長(瀬上邦久議員) 再開します。

◎町長提出議案の一括上程、説明

○議長(瀬上邦久議員) 日程第5、議案第1号から日程第36、議案第32号まで32議案の一括上程を行います。

事務局長に朗読願います。

[事務局長朗読]

○議長(瀬上邦久議員) 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明をお願いします。

[町長 大塚信一登壇]

○町長(大塚信一) 本定例会に提出させていただきます議案の提案理由の説明をいたします。

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度滑川町一般会計補正予算(第5号))は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,700万円を追加し、歳入歳出それぞれ77億6,312万2,000円としたものです。国の妊娠・出産・子育て支援交付金事業に伴うもので、令和5年1月25日に専決処分をしたものでございます。

議案第2号 滑川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報保護制度がこれまでの条例に基づく運用から個人情報の保護に関する法律に基づく運用へ移行するため、必要な事項を定めるため条例を制定するものでございます。

議案第3号 滑川町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、これまでの情報公開・個人情報保護審査会条例を廃止し、新たに条例を制定するものでございます。

議案第4号 滑川町子育て応援金支給条例の制定については、児童を出生した世帯に対し、支給対象児童1人につき5,000円を支給することにより、子どもたちの健やかな成長に寄与することを目的として条例を制定するものでございます。

議案第5号 滑川町自殺対策推進計画策定委員会条例の制定については、自殺対策推進計画の策定を行う委員会の所掌事務、組織、任期及び会議の方法等を規定するため、条例を制定するものでございます。

議案第6号 滑川町スクールバスの設置及び運行に関する条例の制定については、町内の小学校に通う児童の通学方法の一つとしてバスによる通学を実現するため、条例を制定するものでござい

ます。

議案第7号 滑川町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定については、下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、町の関係機関等の定義に下水道事業を加えるため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第8号 滑川町情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、情報公開条例中の非公開情報を行政機関の保有する情報の公開に関する法律の不開示情報の規定に合わせるため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第9号 滑川町情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第10号 滑川町課設置条例の一部を改正する条例の制定については、下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、町長部局に設置していた上下水道課を削除するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第11号 滑川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、下水道事業の地方公営企業法適用及び職員の定年延長等に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第12号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う名称変更及び町の附属機関の新設に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第13号 滑川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、健康保険法施行令の一部を改正する政令の交付に伴い、出産育児一時金の増額及び新型コロナウイルス感染症傷病手当金の規定の修正を行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第14号 滑川町子育て支援金支給条例の一部を改正する条例の制定については、滑川町子育て支援金の給付を申請した世帯のうち、対象児童が小学校入学時及び中学校入学時のみの給付とするため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第15号 滑川町教育支援金貸付条例の一部を改正する条例の制定については、教育支援金貸付制度の手続書類や対象範囲、期間等の見直しを行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第16号 滑川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、水道事業給水条例第7条第3項中の利害関係人の同意書等の提出について追記するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第17号 滑川町下水道事業基金条例を廃止する条例の制定については、下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、本条例を廃止するものでございます。

議案第18号 滑川町農業集落排水事業基金条例を廃止する条例の制定については、農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴い、本条例を廃止するものでございます。

議案第19号 令和4年度滑川町一般会計補正予算（第6号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,430万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ77億8,742万8,000円とするものでございます。

議案第20号 令和4年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,741万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ16億8,909万2,000円とするものでございます。

議案第21号 令和4年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額から1億8,175万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ11億8,444万7,000円とするものでございます。

議案第22号 令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ994万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億264万2,000円とするものでございます。

議案第23号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,465万円を増額し、歳入歳出それぞれ4億1,487万7,000円とするものでございます。

議案第24号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ494万9,000円を増額し、歳入歳出それぞれ1億725万9,000円とするものでございます。

議案第25号 令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額から1,805万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3,443万3,000円とするものでございます。

議案第26号 令和4年度滑川町水道事業会計補正予算（第4号）の議定については、第3条の収益的収入を3億8,011万6,000円とし、支出を3億6,983万6,000円とするものでございます。また、第4条の資本的収入を1億6,664万3,000円とし、支出を2億2,991万4,000円とするものでございます。

議案第27号 令和5年度滑川町一般会計予算の議定については、歳入歳出予算の総額を69億3,200万円とするものでございます。予算概要及び主な事業は、先ほど施政方針で申し上げたとおりでございます。

議案第28号 令和5年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定については、歳入歳出予算の総額を15億3,597万8,000円とするものでございます。前年比1億4,251万円の減額となっております。

議案第29号 令和5年度滑川町介護保険特別会計予算の議定については、歳入歳出予算の総額を13億8,000万円とするものでございます。前年比7,477万5,000円を増額となっております。

議案第30号 令和5年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定については、歳入歳出予算の

総額を2億1,906万2,000円とするものでございます。前年比1,338万7,000円の増額となっております。

議案第31号 令和5年度滑川町水道事業会計予算の議定については、第3条の収益的収入を3億8,386万8,000円とし、支出を3億6,787万4,000円とするものでございます。また、第4条の資本的収入を2億3,904万3,000円とし、支出を3億1,577万5,000円とするものでございます。いずれも前年比増加となっております。

議案第32号 令和5年度滑川町下水道事業会計予算の議定については、第3条の収益的収入を5億1,471万7,000円とし、支出を4億9,471万9,000円とするものでございます。また、第4条の資本的収入を2億711万3,000円とし、支出を2億1,644万5,000円とするものでございます。

以上、議案32件を提出し、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、議案ごとにその都度、担当課長より説明をいたします。十分なるご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただけますようよろしくお願いいたします。

以上です。

◎日程の変更

○議長（瀬上邦久議員） ここで、議事の都合により、日程第31、議案第27号から日程第36、議案第32号までの6議案を先に審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第31、議案第27号から日程第36、議案第32号までの6議案を先に審議することに決定しました。

◎議案第27号から議案第32号までの説明

○議長（瀬上邦久議員）

日程第31、議案第27号から日程第36、議案第32号まで6議案を一括議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

議案第27号については小柳総務政策課長に、議案第28号及び30号については岩附町民保険課長に、議案第29号については篠崎高齢介護課長に、議案第31号及び32号については會澤上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

最初に、小柳総務政策課長から議案第27号の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第27号 令和5年度滑川町一般会計予算の議定についてご説明申し上げます。

予算概要につきましては、町長施政方針でも触れられておりますので、重複する部分もございますが、この場では予算書を用いて順次説明を申し上げたいと存じます。

令和5年度滑川町一般会計予算は、お手元の予算書の1ページから129ページの間に記載されております。

それでは1ページを御覧ください。

議案第27号 令和5年度滑川町一般会計予算

令和5年度滑川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億3,200万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（地方債）

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

2ページをお開きください。

（一時借入金）

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、5億円と定める。

（歳出予算の流用）

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月7日提出

滑川町長 大塚 信一

3ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算でございます。こちらは、後ほど13ページ以降で順次ご説明申し上げます。

次に、8ページを御覧ください。第2表、継続費でございます。こちらは、令和6年度に町制施行40周年を迎えるに当たり、令和5年度及び6年度の2か年において町勢要覧の作成を行いたいため設定するものでございます。総額は495万円、そのうち令和5年度分については330万円、令和6年度分については165万円でございます。

次に、9ページを御覧ください。第2表、債務負担行為でございます。内容といたしましては3つでございます。埼玉県信用保証協会に対する損失補償を設定するほか、新規に町立小中学校校務支援システム賃貸借事業、スクールバス運行事業を設定させていただきたいと存じます。期間及び限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、10ページを御覧ください。第4表、地方債でございます。令和5年度分は7件を予定しております。起債の大きなものとしたしましては、宮前小学校施設整備事業債に1億4,720万円、臨時財政対策債に9,400万円でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ御覧のとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算についてご説明を申し上げます。

令和5年度予算の総額は、先ほど申し上げましたように69億3,200万円でございます。前年度より3億9,000万円の増額で、率にいたしまして6%の増額となり、過去最大の予算額でございます。

13ページを御覧ください。歳入からご説明いたします。

初めに、款1町税についてでございますが、町税につきましては、総額で31億1,406万6,000円、前年度比1億5,467万6,000円の増額、率にして5.2%の増を見込んでおります。

項1町民税、目1個人、節1現年課税分では、所得割において10億3,310万5,000円を見込んでおります。

目2法人では、節1現年課税分の法人税割において1億9,122万2,000円を見込んでおります。個人及び法人の町民税では企業業績の回復を見込みまして、前年度予算額からの増額予算となっております。

次に、項2固定資産税でございますが、土地、家屋、償却資産、滞納繰越分を含めまして、前年度比3,900万円増額の15億6,100万円の歳入見込みでございます。

次に、款3軽自動車税でございます。目1種別割に本年度予算額5,630万円を計上いたしました。前年度比200万円の増額でございますが、課税台数の増加に伴うものでございます。

次に、14ページを御覧ください。項4町たばこ税ですが、本年度予算額1億6,716万4,000円、前年度比60万6,000円の増額でございます。

次に、款2地方譲与税から、17ページ上段にもございます款12交通安全特別対策交付金までは、主に国や県からの交付金でございます。いずれも令和4年度の交付実績に令和5年度の国の地方財

政対策を勘案した推計により算出をしております。交付金の中核をなします16ページ下段に記載の款11地方交付税につきましては、普通、特別合わせまして6億7,800万円の歳入予算を計上。こちらは、前年度比1億1,000万円を超える増収を見込んでおります。

次に、款13分担金及び負担金でございます。主な予算としては、項1分担金、目2農林水産業費分担金のうち、節1農地費分担金といたしまして、土地改良施設維持管理適正化事業を実施するに当たっての地元負担金として、土地改良施設維持管理適正化事業分担金159万6,000円を計上させていただきます。

項2負担金、目2民生費負担金では、保育無償化の対象外児童に対する保護者負担金といたしまして、保育所入所児童保護者負担金6,864万円を計上しております。

また、目5教育費負担金では、節3図書館費負担金といたしまして、比企電子図書館サービス、参加市町からの負担金475万9,000円を計上しております。

次に、18ページをお開きください。款14使用料及び手数料についてご説明いたします。主な予算といたしましては、目1総務使用料のうち資材置場使用料に1,387万6,000円、目2土木使用料では、町道占用使用料に1,340万4,000円、また駅前広場等使用料365万円などの行政財産使用料を見込んでおります。

続いて、項2手数料でございますが、目1総務手数料のうち、節3戸籍住民基本台帳手数料に戸籍事務手数料として163万3,000円、住民登録事務手数料188万2,000円などの歳入を見込んでおります。

次に、19ページの下段から御覧ください。款15国庫支出金についてご説明申し上げます。目2民生費国庫負担金でございますが、本年度予算額7億9,840万4,000円、前年度比では179万3,000円の減額でございます。主な予算について申し上げますと、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費負担金1億5,758万7,000円、子どものための教育・保育給付交付金3億2,788万3,000円、児童手当負担金2億5,474万4,000円などがございます。

次に、20ページをお開きください。新規の予算といたしまして、節10教育費国庫補助金、節2小学校費国庫負担金に、公立学校施設整備費国庫負担金3,242万2,000円を計上しております。こちらにつきましては、宮前小学校の校舎増築工事に係る国庫負担金分でございます。

次に、項2国庫補助金でございます。目1総務費国庫補助金にデジタル基盤改革支援補助金500万円を新たに計上させていただいたほか、目2民生費国庫補助金のうち、節3児童福祉総務費国庫補助金といたしまして、子育てのための施設等利用費交付金1,083万6,000円、子ども・子育て支援事業費補助金1億106万2,000円などを計上させていただきました。

続いて、目4農林水産業費国庫補助金では、農村地域防災減災事業等補助金に2,110万円を計上いたしました。町内の防災重点ため池の整備事業に係る国庫補助金でございます。

21ページに移りまして、目5土木費国庫補助金でございます。道路メンテナンス事業補助金に

192万5,000円を計上いたしました。また、道路橋梁等修繕委託料業務を実施するための国庫補助金等を計上しております。

次に、22ページをお開きください。款16県支出金についてご説明いたします。先ほどの款15国庫支出金と重複するものもございますが、項1県負担金、目2民生費県負担金では、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費負担金に7,879万3,000円を計上いたしました。また、子どものための教育・保育給付交付金に1億4,261万4,000円、児童手当負担金に5,458万5,000円などを計上しております。

次に、23ページをお開きください。項2県補助金でございます。目2民生費県補助金を御覧いただきますと、節1社会福祉総務費県補助金といたしまして、民生委員及び児童委員活動費補助金に276万円を計上しております。また、節2障害福祉費県補助金では、障害者生活支援事業補助金475万円、重度心身障害者医療費支給事業補助金1,585万8,000円などの予算を計上いたしております。

節3児童福祉総務費県補助金では、放課後児童対策事業費補助金に6,490万3,000円、乳幼児医療費支給事業補助金に900万3,000円、安心・元気！保育サービス支援事業補助金に1,032万3,000円、埼玉県地域子育て支援拠点事業費補助金に1,695万9,000円等の予算を計上しております。

24ページに移りまして、目4農林水産業費県補助金では、節3農地費県補助金に多面的機能支援事業補助金1,370万7,000円の予算計上でございます。

次に、25ページ、項3県委託金でございます。目1総務費県委託金では、本年度予算額4,773万6,000円、前年度比547万3,000円の増額でございます。令和5年度に行われる選挙に係る県委託金として、節5県知事選挙県委託金、節7に県議会議員選挙県委託金をそれぞれ予算計上しております。

次に、26ページをお開きください。款17財産収入についてご説明いたします。項1財産運用収入、目1財産貸付収入といたしまして、土地貸付収入を1,402万1,000円見込んでおります。主なものとして、おおむらさきゴルフ倶楽部、東松山工業団地組合等への土地貸付に係る収入でございます。

次に、款18寄附金についてご説明申し上げます。項1寄附金、目2総務費寄附金でございますが、まちづくり応援基金にふるさと納税による寄附金を500万円見込ませていただきました。

次に、款19繰入金についてご説明申し上げます。項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金に、令和5年度予算の財源不足額の補填といたしまして、財政調整基金繰入金を5,000万円、またふるさと納税の積立基金でありますまちづくり応援基金からの繰入金として300万円を計上させていただきました。

次に、款20繰越金でございますが、前年度と同額の1億円の予算を計上しております。

次に、27ページの中段を御覧ください。款21諸収入につきましては、項5給食費、目1学校給食費に、本年度予算額798万5,000円の予算計上でございます。

次に、27ページ、款21諸収入でございますが、項6雑入、目1雑入では、本年度予算額4,318万9,000円、前年度比1,703万8,000円の増額予算でございます。主なものといたしましては、28ページになりますが、節4埼玉県市町村振興協会市町村交付金1,386万2,000円、節15雑入では、資源物売払い代金399万5,000円、広報広告料収入150万円、土地改良施設維持管理適正化事業交付金1,493万8,000円などの予算でございます。

次に、29ページをお開きください。款22町債についてご説明いたします。本年度予算額は、合計で3億2,410万円、前年度比7,292万4,000円の減額となっております。主なものといたしましては、目1総務債といたしまして、節9庁舎等照明器具LED化事業債2,230万円、目6土木債といたしましては、節7地方道路等整備事業債3,470万円、節8公共施設等適正管理推進事業債2,250万円、目8教育債といたしましては、節3宮前小学校施設整備事業債1億4,720万円、また目11臨時財政対策債につきましては9,400万円でございます。町債の前年度比減額の主な理由につきましては、臨時財政対策債の発行限度額の引下げによるものでございます。

以上で歳入の説明を終わりにさせていただき、続きまして歳出の内容についてご説明申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 説明途中でございますが、ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時とさせていただきます。

休 憩 （午前11時53分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

引き続き小柳総務政策課長に説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、午前中に引き続きまして令和5年度一般会計予算のご説明をさせていただきます。

午前中に歳入の説明が終わりましたので、午後からは歳出の説明をさせていただきます。

お手元の予算書30ページを御覧ください。款1議会費についてご説明申し上げます。本年度予算額9,071万9,000円、前年度比160万8,000円の増額でございます。人件費を除きまして前年度と大きな差異はございません。

続いて31ページを御覧ください。款2総務費についてご説明いたします。項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、本年度予算額2億755万4,000円、前年度比1,702万4,000円の減額でございます。減額の主な要因といたしましては、令和4年度実施をいたしました法令等整備支援業務委託料の皆減、また退職手当組合負担金の減額などが主な要因でございます。

次に、32ページを御覧ください。節7報償費でございますが、主なものといたしましては、法律

相談料、産業医報償、困りごと相談員報償などの予算を計上させていただきました。

次に、33ページをお開きください。節12委託料では、行政バス運行業務委託料として200万円を計上させていただいたほか、例規支援総合システム業務委託料といたしまして311万1,000円などの予算を計上しております。

節18負担金、補助及び交付金では、総額5,355万3,000円の予算を計上いたしました。主なものとして、退職手当組合負担金、職員衛生委員会補助金等でございます。

34ページをお開きください。目2文書広報費でございます。本年度予算額1,614万7,000円、前年度比115万4,000円の増額でございます。主な内容でございますが、中段の節10需用費うち印刷製本費に「広報なめがわ」の印刷代として767万2,000円を計上いたしました。

また、節12委託料では、新規の事業といたしまして町勢要覧作成委託料330万円を計上しております。なお、こちらの予算につきましては、8ページの継続費でもご説明させていただきましたが、令和6年度に滑川町が町制施行40周年を迎えるに当たり町勢要覧を作成するため、令和5年度及び6年度の2か年の事業として実施させていただくものでございます。

次に、目4会計管理費でございます。同じページの一番下になりますが、本年度予算額4,114万9,000円、前年度比1,143万5,000円の増額でございます。人件費を除き、主に印刷等で使用する紙や封筒を購入するための予算でございますが、紙代等の高騰に伴いまして前年度より増額をしております。

35ページ中段を御覧ください。目5財産管理費でございます。本年度予算額7,570万7,000円、前年度比3,008万2,000円の増額でございます。節12委託料に警備委託料や消防設備維持点検委託料など、役場庁舎の維持管理等に関する委託料を中心に計上しております。

次に、36ページの中段を御覧ください。節13使用料及び賃借料では1,395万2,000円を計上いたしました。主な内容といたしましては、公用車リース料1,162万5,000円でございます。

節14工事請負費でございますが、新規の予算といたしまして、庁舎蓄電池更新工事に277万9,000円を予算計上、こちらは非常用消防設備の蓄電池の更新を行うためのものでございます。また、庁舎等照明器具LED化工事に2,486万円を計上し、役場庁舎内照明器具をLED化するための工事費を計上しております。

次に、目6企画費を御覧ください。本年度予算額1億1,964万8,000円、前年度比1万4,000円の減額でございます。内容については前年とほぼ同じ内容でございます。

37ページになりますが、節7報償費に、ふるさと納税の寄附者への返礼品に係る予算として寄附者謝礼を150万円計上いたしました。

節12委託料でございますが、総額で1,874万円を予算計上、主なものとして、総合振興計画推進業務委託料99万円のほか、庁舎で使用する各種電算機器の保守委託料等を計上しております。

次に、節13使用料及び賃借料ですが、電算機関連の使用料及び賃借料として、合計5,883万4,000円の予算計上でございます。主な内容といたしましては、電算機借上料3,443万1,000円、38ページに移りますが、情報系ネットワークシステム機器等借上料1,737万6,000円などがございます。

節18負担金及び交付金では、比企広域市町村圏組合負担金として728万9,000円、また埼玉県市町村の情報システム共同化推進協議会負担金を162万7,000円計上させていただいております。

次に、39ページを開きください。目8公平委員会費でございますが、本年度予算額8万3,000円、前年度比4万5,000円の増額でございます。増額の理由につきましては、比企広域市町村圏組合からの通知によるものでございます。

次に、目9人権政策費でございます。本年度予算額230万5,000円、前年度比137万2,000円の増額でございます。主なものといたしましては、人権政策に係る事務費や職員研修参加負担金など、また比企郡市人権政策協議会負担金などを計上させていただいているほか、令和5年度には比企郡市町村が共同で開催をしております比企郡市人権フェスティバルの幹事が滑川町に回ってくるため、当該事業の所要予算について新規で計上させていただきました。なお、人権フェスティバルに係ります費用に関しては、県より80万円の歳入を見込んでおります。

次に、40ページをお開きください。目10コミュニティセンター費でございます。本年度予算額1,867万5,000円、前年度比17万5,000円の減額でございます。節12委託料として、指定管理者へ委託するコミュニティセンター運営管理委託料を予算計上させていただきました。

次に、目15諸費でございます。本年度予算額2,950万4,000円、前年度比5万8,000円の増額でございます。主な予算でございますが、節7報償費では、交通指導員報償463万5,000円、区長等報酬1,494万円などがございます。

また、節18負担金、補助及び交付金のうち自治振興団体活動費補助金として354万8,000円、41ページに移りますが、交通安全対策協議会補助金として170万円などの予算を計上しております。

次に、41ページを御覧ください。項2徴税费、目1税務総務費でございます。本年度予算額1億874万1,000円、前年度比75万6,000円の増額でございます。主な予算といたしましては、税務課職員に係る人件費のほか、42ページを御覧いただきますと、節12委託料に航空写真撮影業務委託料650万1,000円を新たに計上したほか、節22償還金、利子及び割引料に法人税還付のため町税還付金1,000万円を計上しております。

次に、43ページを御覧ください。目2賦課徴収費でございます。本年度予算額2,857万4,000円、前年度比550万7,000円の増額でございます。主な予算といたしましては、人件費のほか消耗品費、電算システム等使用料などがございます。

次に、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費でございます。本年度予算額6,551万円、前年度比490万3,000円の増額でございます。

44ページを御覧いただきますと、人件費のほか住民基本台帳ネットワークシステムに係る委託料

や使用料に加え、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアで住民票等の取得が可能となるための事務予算といたしまして、節11役務費にコンビニ交付システム手数料46万8,000円、また45ページには、節12委託料においてコンビニ交付システム委託料150万5,000円、節18負担金、補助及び交付金のうちコンビニ交付システム負担金に69万1,000円の予算を計上させていただきました。

次に、45ページ、款2総務費、項4選挙費でございます。目1選挙管理委員会費につきましては、主に選挙管理委員会の運営に係る予算を計上させていただいております。

46ページを御覧ください。46ページからは令和5年度に予定されている選挙に係る予算として、各選挙ごとに選挙事務従事者への報償費や委託料などの関係予算を計上しております。初めに、目3県知事選挙費につきましては、本年度予算額948万2,000円でございます。こちらについては、全額県知事選挙県委託金の歳入を予定しております。

次に、47ページを御覧ください。目7県議会議員選挙費につきましては、本年度予算額514万4,000円でございます。こちらにつきましても全額県議会議員選挙費県委託金の歳入を見込んでおります。

次に、48ページを御覧ください。目10町議会議員選挙費につきましては、本年度予算額1,979万8,000円でございます。こちらにつきましても全て一般財源での負担となるほか、他の選挙予算にない項目といたしまして、節18負担金、補助及び交付金において公営費1,089万1,000円を予算計上させていただきました。

次に、49ページの下段を御覧ください。項5統計調査費、目2指定統計調査費でございます。本年度予算額105万6,000円、前年度比72万3,000円の増額でございますが、住宅土地統計調査を実施するための増額予算でございます。

次に、50ページをお開きください。項6監査委員費、目1監査委員費でございます。こちらは、本年度予算額76万7,000円、前年度比8,000円の減額でございます。内容については前年度と大きな差異はございません。

続きまして、款3民生費についてご説明申し上げます。項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございますが、本年度予算額1億84万2,000円、前年度比628万7,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、職員人件費のほか、51ページを御覧いただきますと、節13使用料及び賃借料にデマンド交通の車両に係る車両リース料101万6,000円、節18負担金、補助及び交付金では、社会福祉協議会補助金3,355万6,000円、また民生児童委員協議会補助金439万8,000円などの補助金額を計上させていただきました。

次に、目3障害福祉費でございます。本年度予算額4億3,227万9,000円、前年度比1,209万4,000円の増額予算でございます。主な内容といたしましては、52ページの中段を御覧いただきますと、節12委託料に、新たに障害者計画・障害福祉計画策定委託料534万9,000円を計上させていただいたほ

か、節18負担金、補助及び交付金に障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費として3億1,198万5,000円、53ページに移りますが、自立支援医療費負担金として3,428万円、相談支援事業負担金として794万7,000円などの予算の計上でございます。

また、節19扶助費では、合計5,454万1,000円の予算計上でございます。主なものといたしましては、在宅重度心身障害者手当に750万円、重度心身障害者医療費助成に3,588万円などがございます。

次に、目4国民年金費についてでございますが、本年度予算額495万7,000円、前年度比5万6,000円の増額ですが、内容に大きな差異はございません。

次に、54ページを御覧ください。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。本年度予算額15億7,953万5,000円、前年度比8,731万3,000円の増額予算を計上しております。主な予算でございますが、55ページ、節12委託料では、放課後児童対策事業委託料として1億9,470万9,000円、保育所保育実施委託料として6億9,750万7,000円などの予算でございます。

また、令和5年度に新たに子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査業務委託料376万2,000円の予算を計上させていただきました。

56ページ、節18負担金、補助及び交付金では、合計1億7,443万5,000円の予算計上でございます。主な内容といたしましては、地域子育て支援拠点事業費補助金に5,087万7,000円、保育所等給食費補助金に2,013万7,000円、障害児通所支援事業給付費負担金に4,999万4,000円などがございます。節19扶助費においては、こども医療費、児童手当を中心に合計4億7,080万円の予算計上でございます。

次に、目2児童福祉施設費でございますが、本年度予算額276万9,000円、前年度比136万円の減額です。主な予算といたしましては、子育て支援センターの管理費等に係る予算を計上しております。

次に、57ページ、項3老人福祉費、目1老人福祉総務費でございます。本年度予算額6,338万円、前年度比838万6,000円の増額でございます。主な内容といたしましては、58ページ、節7報償費に敬老年金といたしまして1,165万円、また100歳のお祝いのための一世紀長寿祝金に40万円の予算を計上しております。

節12委託料では、新たに高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料として348万5,000円の予算を計上させていただいたほか、節18負担金、補助及び交付金には老人クラブ連合会や各地区単位老人クラブへの補助金、またシルバー人材センターへの活動費補助金など、合計で1,059万8,000円の予算を計上いたしました。

また、令和4年分に新たに事業を開始させていただきました長寿ふれあい温泉入浴補助金につきましても予算計上をさせていただいております。

次に、59ページの下段を御覧ください。項5国民健康保険費、目1国民健康保険費でございます。本年度予算額9,825万9,000円、前年度比310万7,000円の増額でございます。主な予算につきまして

は、国民健康保険運営協議会委員報酬や職員人件費のほか、60ページになりますが、節27繰出金に国民健康保険特別会計繰出金7,690万円の予算計上でございます。

次に、61ページを御覧ください。項7介護保険費、目1介護保険費でございます。本年度予算額2億1,730万7,000円、前年度比1,698万9,000円の増額でございます。人件費のほか主な予算といたしましては、節19扶助費の介護保険利用者負担額支給費に449万7,000円、節27繰出金の介護保険特別会計繰出金に1億8,939万円の予算でございます。

次に、62ページを御覧ください。項8後期高齢者医療費、目1後期高齢者医療費でございます。本年度予算額2億1,546万7,000円、前年度比3,557万5,000円の増額でございます。主な予算といたしましては、節18負担金、補助及び交付金に後期高齢者医療広域連合市町村負担金1億5,497万円、63ページに移りますが、節27繰出金に後期高齢者医療特別会計繰出金3,792万6,000円などの予算でございます。

続きまして、款4衛生費についてご説明申し上げます。項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございますが、本年度予算額7,635万2,000円、前年度比723万8,000円の減額でございます。人件費のほか、64ページ、節12委託料については、保健センターの施設維持管理に関する委託料を中心に計上しております。

また、節18負担金、補助及び交付金に、病院群輪番制病院事業負担金350万8,000円などの予算計上でございます。

65ページをお開きください。目2予防費でございますが、本年度予算額1億5,606万4,000円、前年度比7,326万9,000円の減額でございます。令和5年度予算においては、新型コロナワクチン接種事業の予算計上がないことから、前年度から大きく減額の予算となっております。主な内容といたしましては、節7報償費に母子保健事業講師等報償に761万2,000円、66ページになりますが、節12委託料には、妊婦健康診査業務委託料に1,783万2,000円、予防接種委託料に9,290万9,000円等の予算でございます。

また、新規の予算といたしましては、健康増進食育推進計画策定委託料346万5,000円、自殺対策推進計画策定業務委託料270万円でございます。

次に、67ページの下段を御覧ください。目3環境衛生費でございますが、本年度予算額4,080万6,000円、前年度比224万5,000円の増額でございます。主な予算といたしましては、節7報償費に環境委員等報酬82万8,000円を計上したほか、68ページになりますが、節18負担金、補助及び交付金に、比企広域市町村圏組合負担金1,566万4,000円、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金150万円などでございます。

次に、69ページの中段を御覧ください。項2清掃費、目2塵芥処理費でございます。本年度予算額3億5,067万5,000円、前年度比334万円の減額でございます。節12委託料の一般廃棄物収集運搬委託料1億1,011万円、節18負担金、補助及び交付金では、小川地区衛生組合塵芥処理費負担金と

して2億3,539万9,000円等が主な予算の内容となっております。

次に、目3し尿処理費でございます。前年度比1,110万1,000円増額の4,525万5,000円の予算計上でございます。節18負担金、補助及び交付金の小川地区衛生組合し尿処理費負担金が主なものでございます。

次に、目4浄化槽事業費でございます。本年度予算額1,829万9,000円、前年度比629万9,000円の増額でございます。令和5年度から開始されます公営企業会計における下水道事業への補助金及び繰出金の予算計上をしております。

70ページを御覧ください。款6農林水産業費についてご説明いたします。項1農業費、目1農業委員会費でございます。本年度予算額2,480万7,000円、前年度比660万6,000円の増額でございます。増額の要因は、人事異動等による人件費によるものでございます。

次に、72ページを御覧ください。目3農業振興費でございますが、本年度予算額1,507万4,000円、前年度比258万8,000円の減額でございます。節12委託料では、谷津の里運営管理委託料として197万9,000円、また伊古の里運営管理委託料として391万6,000円の予算を計上したほか、節18負担金、補助及び交付金にて各種団体への補助金予算を計上しております。

次に、73ページ下段に移りまして、目5農地費でございます。本年度予算額7,222万円、前年度比1,413万1,000円の増額でございます。主な予算といたしましては、節12委託料に農村地域防災減災事業等委託料2,110万円、74ページに移りまして、節14工事請負費に適正化事業工事2,100万円を新たに予算計上させていただき、熊谷市との境界を流れます和田川にある堰の改修を行わせていただきたいと存じます。

また、節18負担金、補助及び交付金では各種団体への補助金を計上しております。

次に、目7農業集落排水費でございますが、本年度予算額1億977万4,000円、前年度比3,757万4,000円の増額でございます。節18負担金、補助及び交付金及び節27繰出金ともに下水道事業会計への補助金及び繰出金でございます。

次に、75ページを御覧ください。款7商工費についてご説明いたします。目2商工振興費では、本年度予算額1,560万8,000円、前年度比178万4,000円の増額でございます。主な予算といたしましては、節12委託料に新たに創業支援事業委託料100万円を計上したほか、節18負担金、補助及び交付金では、商工会補助金に677万7,000円などの予算でございます。

次に、目3観光費でございますが、本年度予算額311万9,000円、前年度比40万8,000円の増額でございます。主な予算といたしましては、節18負担金、補助及び交付金に、森林公園年間パスポート券購入補助金62万1,000円、観光協会補助金100万円などでございます。

続いて、少しページは飛びますが、78ページを御覧ください。款8土木費についてご説明いたします。項2道路橋梁費、目2道路維持費でございます。本年度予算額8,383万4,000円、前年度比4,616万3,000円の減額でございます。内容といたしましては、節11役務費に町道の維持補修に係る

町道補修作業員手数料1,456万1,000円、節12委託料では、新たに町内全域路面空洞調査等業務委託料300万円を計上いたしました。

また、節13使用料及び賃借料にLED街路灯賃貸借料856万7,000円、節14工事請負費に公共施設等適正管理推進事業舗装修繕等工事2,500万円などの予算を計上しております。

79ページを御覧ください。目3道路新設改良費でございますが、本年度予算額4,032万1,000円、前年度比2,190万円の減額でございます。令和5年度に実施予定の工事といたしましては、節14工事請負費に、町道4026号線道路改良工事1,000万円、町道1047号線道路改良工事1,000万円でございます。

また、節21補償、補填及び賠償金に、新たに町道102号線物件移転補償料1,860万円を見込んでおります。

次に、目4橋梁維持費でございます。節12委託料に道路橋補修設計等委託料490万円は、森林公園駅南大橋の補修に伴う設計委託料でございます。

次に、81ページをお開きください。項5都市計画費、目4公共下水道費でございます。本年度予算額2億112万3,000円、前年度比8,312万3,000円の増額でございます。節18及び節27ともに公共下水道事業会計への補助金及び繰出金でございます。

82ページを御覧ください。目6公園費でございます。本年度予算額1,462万9,000円、前年度比40万7,000円の増額でございます。内容につきましては、前年度と大きな差異はございません。

次に、83ページを御覧ください。款9消防費についてご説明いたします。目1常備消防費に比企広域消防組合常備消防費負担金として3億1,161万3,000円、目2非常備消防費に比企広域消防組合非常備消防費負担金として2,012万7,000円の予算を計上させていただいたほか、目4防災費では、節10需用費のうち消耗品に98万2,000円を計上し、令和5年度に実施予定の地域防災訓練に係る消耗品等の購入を考えております。

また、節12委託料では、防災行政無線保守点検委託料627万5,000円などの予算を計上させていただきました。

次に、86ページを御覧ください。款10教育費についてご説明申し上げます。項1教育総務費、目3教育振興費でございます。本年度予算額1億7,886万8,000円、前年度比5,864万9,000円の増額でございます。主な予算といたしましては、87ページ、節12委託料に英語指導助手派遣委託料1,485万円のほか、令和5年度に新たに社会科副読本作成等委託料90万円、スクールバス運行業務委託料5,000万円、町立小学校水泳指導業務委託料715万円などの予算を計上させていただきました。

節13使用料及び賃借料には、児童生徒用のタブレットパソコン等のリース料として公立学校情報機器賃借料1,769万2,000円、また小中学校、幼稚園の空調機器の借上げとして空調設備等借上料に2,756万9,000円などの予算を計上しております。

次に、89ページを御覧ください。項2小学校費、目1学校管理費でございます。本年度予算額

7,141万9,000円、前年度比823万8,000円の減額でございます。主なものを申し上げますと、89ページ下段の節10需用費には各小学校の光熱水費、燃料費、医療材料費、消耗品費等を、90ページから92ページにかけましては、各小学校の施設管理に伴う委託料等の予算をそれぞれ計上しております。

また、92ページになりますが、節13使用料及び賃借料には、各小学校におけるバス借上料やパソコン機器借上料等の予算を計上しております。

94ページを御覧ください。目3学校建設費でございます。本年度予算額2億3,100万円でございます。こちらは、宮前小学校校舎増築事業を実施するため、節14工事請負費に宮前小学校校舎増築工事2億4,450万円、また節17備品購入費では、宮前小学校増築校舎備品650万円の予算を計上させていただきます。

次に、95ページを御覧ください。項3中学校費、目1学校管理費でございます。本年度予算額3,107万3,000円、前年度比2,639万5,000円の減額でございます。主な内容でございますが、先ほど小学校費においてご説明申し上げました内容と重複いたします。中学校の施設の維持管理に要する経費が主なものでございます。

次に、96ページ、目2教育振興費でございます。本年度予算額808万9,000円、前年度比86万7,000円の増額でございます。講演会等の講師謝礼や消耗品を購入するための需用費等の予算を計上しております。

97ページを御覧ください。項4幼稚園費、目1幼稚園費でございます。本年度予算額1億1,575万8,000円、前年度比674万7,000円の減額でございます。人件費のほか、98ページには節12委託料に、幼稚園の施設管理に関する委託料や園児バス運転業務等委託料などの予算計上でございます。

次に、100ページを御覧ください。項5社会教育費、目1社会教育総務費でございます。本年度予算額901万5,000円、前年度比16万1,000円の減額でございます。内容については、前年度と大きな差異はございません。

次に、101ページを御覧ください。目2文化財保護費でございます。本年度予算額1,830万6,000円、前年度比99万7,000円の減額でございます。人件費を除き、エコミュージアムセンターの施設管理に要する経費、またミヤコタナゴの保護、繁殖に係る経費、発掘調査に係る経費等の予算を計上しております。

次に、103ページの下段を御覧ください。公民館費でございます。本年度予算額1,186万5,000円、前年度比62万4,000円の増額でございます。主に公民館教室や子どもまつりなど公民館事業に係る予算を計上させていただきました。

次に、104ページを御覧ください。目4図書館費でございます。本年度予算額4,211万4,000円、前年度比1,095万6,000円の増額でございます。図書館の施設管理のための予算のほか、105ページ、節13使用料及び賃借料では、比企広域電子図書館サービス事業の実施に伴い、電子書籍コンテンツ使用料308万円、比企広域電子図書館システムクラウド利用料231万円などの予算を計上しております。

す。

また、節17備品購入費では、視聴覚、図書それぞれの資料購入費の予算計上でございます。

次に、106ページ、項6保健体育費、目1保健体育総務費でございますが、本年度予算額741万8,000円、前年度比32万円の増額でございます。節1報酬といたしましては、スポーツ推進委員報酬121万6,000円のほか、節7報償費に新たに部活動在り方検討委員会委員報酬21万6,000円を計上しております。

また、節18負担金、補助及び交付金では、スポーツ協会補助金345万3,000円など関係する団体への補助金及び負担金を計上しております。

次に、107ページを御覧ください。目2体育施設費でございます。本年度予算額1,487万8,000円、前年度比186万4,000円の増額でございます。体育施設の維持管理に係る委託料などが主な予算内容でございます。

次に、目3学校給食費でございます。本年度予算額1億8,430万2,000円、前年度比130万1,000円の減額でございます。節10需用費の給食用品費1億87万6,000円のほか、108ページ、節12委託料の給食委託料では8,118万9,000円の予算計上となっております。

次に、款11災害復旧費につきましては、災害に備えての科目設定のみとなっております。

続いて、109ページを御覧ください。款12公債費でございます。こちらは借金の返済額に当たりますが、令和5年度の償還金額は、元金で5億2,279万4,000円、利子9,115万円、合わせまして5億4,194万4,000円でございます。前年度と比較し6,445万9,000円の減額でございます。

次に、110ページを御覧ください。款13諸支出金、項2基金費でございます。目1財政調整基金から目12森林環境基金費まで6つの基金への積立金額を計上しております。計上予算につきましては、主に利子分の積立金でございます。

目8まちづくり応援基金につきましては、ふるさと納税による寄附金の積立てといたしまして500万円を、また目12森林環境基金費につきましては236万7,000円の予算をそれぞれ計上しております。

次に、111ページから給与費明細書を掲載しております。112ページからが一般職の給与費でございます。こちらを前年度と比較いたしますと、主に会計年度任用職員の給料相当分となる報酬については953万円の増額、非常勤職員の給料については1,636万円の増額、職員手当については897万7,000円の増額、共済費についても35万8,000円の増額となり、合計で3,522万5,000円の増額予算となっております。詳細につきましては、113ページ以降に記載させていただきましたので、後ほど確認をいただければと思います。

次に、121ページを御覧ください。継続費の調書でございます。こちらは、先ほど来ご説明申し上げますので、省略をさせていただきます。

次に、122ページを御覧ください。債務負担行為調書の令和5年度分に係る分でございます。ま

た、123ページには、令和4年以前に設定し、現在支払いが予定されている債務負担行為のもので、過年度分といたしまして20事業を掲載しておりますので、こちらも併せてご確認いただければと存じます。

次に、124ページを御覧ください。地方債の調書でございます。左から3列目の令和4年度末現在高見込額の合計の欄を御覧いただきますと50億9,775万2,000円、その1つ右列の令和5年度中増減見込額のうち、令和5年度中起債見込額の合計3億2,410万円を加え、その右列にあります令和5年度中元金償還見込額の5億2,279万4,000円を差し引きますと、一番右列の令和5年度末現在高見込額の合計につきましては、48億9,905万8,000円となる見込みでございます。

次に、1ページおめくりいただき、126ページから129ページにかけては、滑川町一般会計歳入歳出予算の比較増減表でございます。大枠の款ごとに前年度との対比は、こちらでご確認をいただければと存じます。

以上、大変雑駁な説明で申し訳ございませんでしたが、令和5年度一般会計予算に関する説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、岩附町民保険課長から議案第28号の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第28号 令和5年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定についてをご説明申し上げます。

それでは、引き続き予算書を用いて説明をさせていただきます。国民健康保険特別会計につきましては、131ページをお願いできればと思います。

議案第28号 令和5年度滑川町国民健康保険特別会計予算

令和5年度滑川町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億3,597万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月7日提出

滑川町長 大塚 信一

続きまして、135ページに移りまして、歳入歳出予算事項別明細書から説明を申し上げます。

令和5年度歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億3,597万8,000円で、前年度比1億4,251万円の減、率にして8.5%の減額予算となっております。

歳入につきましては、国保被保険者の減少に伴い、款1国民健康保険税の減収と款6県支出金の減額を見込んでおります。

また、款10繰入金にあっては、一般会計からの繰入額の増額を見込んでございます。

次の136ページの歳出では、款1総務費、款2保険給付費、款3国民健康保険事業費納付金、ともに減額予算となっております。特に款2保険給付費にあっては、前年度実績から医療費の減少が見込まれるため大きく減額となっております。

また、款6保健事業費は、委託料の増加により増額の予算となっております。

それでは、初めに歳入の主な項目についてご説明を申し上げます。

予算書の137ページを御覧いただきたいと存じます。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税は、本年度予算額3億5,585万円で、前年度比1,973万6,000円の減額となっております。減額の理由といたしましては、国保被保険者数は減少の一途をたどっており、昨年10月からの被用者保険の拡大により国保喪失者が増えたことも要因の一つと考えられます。

主な内訳といたしまして、節1医療給付費分現年課税分2億2,635万円、前年比2,033万3,000円の減、節2介護保険給付金分現年課税分2,751万2,000円、前年度比217万7,000円の減、節3後期高齢者支援金分現年課税分9,012万2,000円、前年比341万円の増となっております。

続きまして、下段の目2退職被保険者等国民健康保険税は6,000円で、項目のみの設定となっております。

次に、138ページをお願いいたします。下段の款6県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金でございますが、本年度予算額10億8,116万円を計上いたしました。前年度比1億2,713万1,000円の減額となります。減額の理由といたしましては、被保険者数の減少もあり保険給付費は前年度実績から見て縮小しており、節1普通交付金は10億4,175万7,000円で、前年度比1億4,287万3,000円の減を見込んでございます。

また、節2特別交付金は3,940万3,000円で、前年度比1,574万2,000円の増額見込みとなりました。主なものは、保険者努力支援分1,117万1,000円、県繰入金（2号分）2,189万8,000円となっております。

次に、139ページをお願いいたします。中段の款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、本年度予算額7,690万円を計上し、前年度比242万円の増額となります。こちらは、被保険者数の保険税負担の軽減、町国保の財政基盤の安定を図るため法定負担率で一般会計から繰入れを行います。本年度新たに節3職員給与等繰入金150万円を計上しております。

続きまして、140ページに移らせていただきまして、上段の項2基金繰入金、目4財政調整基金繰入金ですが、本年度予算額1,000万円を計上しております。歳入につきまして不足が生じるおそ

れがありまして、国保財政の安定化を図るため基金を取り崩しまして繰入れを行います。

続いて、款11繰越金になりますが、前年度からの繰越金として、前年度より800万円少ない1,000万円を計上いたしました。

以上が歳入の説明となります。

続きまして、歳出の主な項目につきましてご説明をさせていただきます。

142ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費ですが、目1総務管理費は、総額で513万2,000円を計上いたしました。前年度比81万5,000円の減となります。主なものは、節11役務費、通信運搬費に109万7,000円で、こちらは主に保険証の郵送代となります。

次の節12委託料のうち、共同電算処理委託料に160万円、レセプト点検委託料90万3,000円を計上してございます。

次に、その下段の項3運営協議会費ですが、本年度総額22万4,000円を計上しております。前年度比17万3,000円の減となります。

次の143ページの中段、項4趣旨普及費ですが、消耗品費29万7,000円は、国保制度啓発用のパンフレット及びエイズパンフレットの購入費になります。

続いて、その下段、款2保険給付費、項1療養諸費でございまして、一般被保険者及び退職被保険者分の療養給付費、療養費、審査支払手数料を合わせまして、合計で、144ページの中ほど計の欄、本年度予算額9億1,753万1,000円で、前年度比1億9,562万円減の歳出を見込んでございます。減額につきましては、初めにお話ししたとおり、前年度支払い実績から医療費の支払い額の減少が見込まれるため減額の予算となっております。

次に、その下段、項2高額療養費でございまして、一般被保険者、退職被保険者分を合計いたしまして、145ページ、本年度予算額の計1億2,421万6,000円を計上いたしました。前年度比3,330万9,000円の減となります。こちらも先ほどの療養諸費と同様に、支払い実績の減少から減額見込みの予算となっております。

続いて、145ページの下段、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金に本年度予算額750万円を計上いたしました。120万円の増額となります。出産育児一時金につきましては、本議会にて条例の一部改正を上程しており、1出産当たり42万円から8万円増の50万円にすることにより出産費に関わる経済的負担を軽減いたします。

続いて、146ページの中段に移りまして、項5葬祭諸費、目1葬祭費には、前年度と同額の本年度予算額150万円を計上、次の項6傷病手当諸費ですが、傷病手当金に前年度より16万2,000円多い本年度予算額44万3,000円を計上いたしました。

以上のように、保険給付費につきましては、総額では大変厳しい減額予算となりましたが、被保険者が安心して医療が受けられるよう、その都度、必要な補正をいたしまして対応をしております。

次に、147ページをお願いいたします。款3国民健康保険事業費納付金でございますが、項1医療給付費分は本年度予算額の計2億9,454万5,000円、項2後期高齢者支援金等分は148ページの上段、本年度予算額の計1億1,356万4,000円、次の項3介護納付金分本年度予算額3,515万7,000円で、これらを3つ合算いたしました額4億4,326万6,000円を財政主体である埼玉県へ支払いを行います。1人当たり保険税必要額は伸びているものの、被保険者数の減少により総額では前年度比168万6,000円の減額となっております。

続いて、下段の款6保健事業費、項1保健事業費でございますが、目1保健衛生普及費に本年度予算額1,167万2,000円を計上いたしました。主なものは、149ページ、節12委託料、ヘルスアップ対策事業実施業務委託料459万2,000円は、埼玉県で行っていた事業を新たに町単独事業に振り替えまして実施を行います。

また、節18負担金、補助及び交付金では、人間ドック補助金に460万円、糖尿病性腎症重症化予防共同事業負担金に142万2,000円を計上いたしました。

また、目2保養事業費には、保養所利用補助金として63万円を計上して、被保険者の健康維持増進に努めます。

続いて、下段の項2特定健康診査等事業費につきましては、本年度予算額1,476万円を計上いたしました。令和5年度も被保険者の疾病予防、生活習慣病を未然に防ぐため、特定健康診査による集団健診及び個別健診を実施してまいります。

次に、150ページ下段の款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金は、総額で前年度と同額の本年度予算額211万2,000円を計上いたしました。

最後になりますが、152ページ、款10予備費でございますが、本年度予算額638万4,000円を計上しております。

以上で、国民健康保険特別会計に関する予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 暫時休憩とします。

再開は午後2時10分とします。よろしく申し上げます。

休 憩 （午後 1時57分）

再 開 （午後 2時10分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

次に、篠崎高齢介護課長から議案第29号の説明を求めます。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、議案第29号 令和5年度滑川町介護保険特別会計予算の議定についてご説明申し上げます。

153ページをお開きください。

議案第29号 令和5年度滑川町介護保険特別会計予算。

令和5年度滑川町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億8,000万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月7日提出

滑川町長 大塚 信一

詳細につきまして157ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書から説明させていただきます。本年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億8,000万円で、前年度比7,477万5,000円の増、率にして5.7%の増額予算となっております。増額の内訳としましては、歳入では、款4国庫支出金、款5支払基金交付金、款6県支出金、款9繰入金の増額となります。

158ページをお開きください。歳出では、款2保険給付費、款5地域支援事業費を増額しまして、各種介護サービス事業費の確保のための予算措置となっております。

歳入の主な項目から説明いたします。159ページをお願いいたします。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料として2億8,631万2,000円、前年度比373万5,000円の増額となっており、被保険者の増加に伴い保険料を見込んでおります。

次に、1つ飛ばして、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金として2億3,159万8,000円、前年度比1,964万9,000円の増額となっており、各種介護サービス費等の増額を見込んだ国庫負担分となります。

次に、その下段、項2国庫補助金になります。160ページをお開きください。中段にあります計3,771万円、前年度比323万1,000円を計上しました。介護サービス費に充てるもので、介護給付費や地域支援事業費の増額によるものです。

次に、その下段、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、計3億5,413万2,000円、前年度比3,385万6,000円の増額、こちらも介護サービス費に充てるものです。保険給付費の増額、地域支援事業費の増額によるものです。

161ページを御覧ください。款6 県支出金、項1 県負担金とその下段、項3 県補助金を合わせまして、計1 億9,073万6,000円、前年度比の合計2,064万5,000円の増額となっており、保険給付費の増額に伴うものです。

162ページをお開きください。款9 繰入金、項1 一般会計繰入金として、目1 介護給付費繰入金から目5 その他一般会計繰入金まで、計1 億8,939万円を一般会計から繰入れいたします。前年度比1,886万5,000円の増額となり、保険給付費の増額によるものです。

次に、その下段、款10繰越金につきましては8,984万5,000円、前年度比2,519万9,000円の減額とし、前年度の余剰金を見込んだ額となっております。

歳入については以上となります。

続いて、歳出の主な項目についてご説明いたします。

164ページをお開きください。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費434万円、前年度比161万4,000円の増額。増額の主な内容としましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修業務やパソコンの入替え、プリンター設置等を見込んでおります。

165ページを御覧ください。項3 介護認定審査会費として776万7,000円計上しまして、主な支出として、節18負担金、補助金及び交付金、比企広域市町村圏組合（介護保険事業）負担金に417万5,000円、節11役務費、主治医意見書手数料に280万円となっております。

次に、款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費でございますが、目1 居宅介護サービス給付費から、次の166ページ、目9 居宅介護サービス計画給付費までは、要介護1 から要介護5の方を対象とした6つの介護サービスの合計としまして11億8,478万8,000円、前年度比1 億2,250万円の増額となり、これは被保険者数の増加、前年度住所地特例者の増加によるものです。

167ページを御覧ください。項2 介護予防サービス等諸費として、先ほどと同様、目1 介護予防サービス給付費から目7 介護予防サービス計画給付費まで、予防給付としての5つの介護サービスの合計としまして、168ページをお開きください。計3,070万円、前年度比50万円の増額となります。

下段の項3 その他諸費から、170ページの項6 特定入所者介護サービス等費までは前年度と同額になります。これは、介護サービス費の支払いが一定の額以上の高額になった場合、超過分を利用者に支給するものと、介護施設サービス利用時の自己負担額限度額を超える利用額を補助するものです。

次に、下段の款5 地域支援事業費に移ります。主に地域包括支援センターが中心となっている事業になります。

項1 介護予防・生活支援サービス事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄を御覧ください。要支援者等に対するケアプラン作成委託料として308万8,000円、訪問型サービス事業費480万円、通所型サービス事業費1,440万円を計上しました。

172ページをお開きください。項2 一般介護予防事業費として316万5,000円を計上し、体操教室

や料理教室、認知症予防の頭の体操、また自主グループの支援などを計画しています。

次に、項3包括的支援事業任意事業として7つの事業を挙げております。目3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費から、175ページの目10その他の事業まで、合計619万6,000円を計上しており、前年度とほぼ同額の予算となっております。

最後に、176ページをお開きください。中段、款6基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金として3,300万円、前年度比1,373万4,000円の減となります。今後も保険給付費及び地域支援事業費の増額により保険料の上昇が見込まれますので、基金への繰入れにより準備を進めてまいります。

以上、令和5年度滑川町介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、岩附町民保険課長から議案第30号の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第30号 令和5年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定についてをご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の179ページをお願いしたいと存じます。

議案第30号 令和5年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算。

令和5年度滑川町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,906万2,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月7日提出

滑川町長 大塚 信一

それでは、予算書の183ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書からご説明を申し上げます。

令和5年度の後期高齢者医療特別会計の予算額は、歳入歳出それぞれ2億1,906万2,000円で、前年度比1,338万7,000円の増、率にして6.5%の増額予算となっております。主な増額の理由といたしましては、歳入では被保険者数の増加に伴う、款1後期高齢者医療保険料及び款4繰入金金の増収と

なります。

184ページ、歳出では、款1総務費、款2後期高齢者医療広域連合納付金を増額いたしました予算措置となっております。

それでは、初めに歳入の主な項目につきましてご説明を申し上げます。

185ページをお願いいたします。最初に、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料ですが、目1特別徴収保険料、本年度予算額1億103万6,000円、続いて目2普通徴収保険料に本年度予算額7,349万4,000円を計上いたしました。合計で1億7,453万円、前年比1,053万4,000円の増となります。主な増額の理由といたしましては、被保険者数の増加によるものでございます。

続きまして、ページの下段、款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、本年度予算額3,792万6,000円を計上いたしました。内訳は、節1事務費繰入金に269万7,000円、節2保険基盤安定繰入金に3,522万9,000円を計上いたしまして、前年度比285万3,000円の増額となっております。

なお、保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減を行うための一般会計からの繰入れとなっております。

続きまして、186ページをお願いいたします。款5繰越金については、前年度と同額の本年度予算額600万円を計上しております。

歳入の説明は以上となります。

続きまして、歳出の主な項目についてご説明を申し上げます。

188ページをお願いいたします。款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費ですが、本年度予算額234万7,000円を計上いたしまして、前年度比161万3,000円の増となります。こちらは、保険料徴収のための納付書発送等の事務費になります。増収分につきましては、保険証の発送のための通信運搬費を一般会計から特別会計に振り替えたことによる増額となっております。

続きまして、項3保健事業費、目2保養事業費といたしまして、本年度予算額249万円を計上いたしました。内訳は、人間ドック補助金に180万円、保養所利用補助金に69万円の予算を取りまして、被保険者の利用者負担の軽減及び健康保持増進を図りたいと思います。

続いて、その下、款項目同じく、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、本年度予算額2億1,229万1,000円を計上しております。前年度比1,211万2,000円の増額となります。こちらは、歳入の保険料の徴収分及び保険基盤安定負担金分を合わせまして埼玉県広域連合へ納付をいたします。

次に、189ページ中段にございます款3諸支出金、項1償還金は、前年度同額の本年度予算額60万5,000円を計上しております。

最後になりますが、下段の款4予備費ですが、前年度より76万8,000円減額の本年度予算額132万9,000円を計上してございます。

以上、簡単ではございますが、後期高齢者医療特別会計の予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、會澤上下水道課長から議案第31号及び32号の説明を求めます。

〔上下水道課長 會澤孝之登壇〕

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長、議案第31号 令和5年度滑川町水道事業会計予算の議定についてご説明申し上げます。

初めに、お手元の予算書についてですが、令和5年度より下水道事業が公営企業会計に移行することから、今回より上下水道課所管の事業予算として水道事業の部と下水道事業の部を1冊にまとめて製本してございますので、ご了解願いたいと思います。

また、製本後に条文に不足が見つかったため、お手元に差し替え用のページを挟ませていただいております。2ページの第5条に追加条文を挿入し、以降、条番号を繰り下げました。おわびし、訂正をさせていただきます。以後さらに慎重な事務を心がけたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

それでは、水道事業会計予算の説明に移らせていただきます。

1ページを御覧ください。

令和5年度滑川町水道事業会計予算。

（総則）

第1条 令和5年度滑川町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水世帯8,224世帯。

（2）年間総配水量243万1,937立米。

（3）1日平均配水量6,645立米。

（4）主な建設改良工事等重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新事業設計業務委託、重要給水施設配水管路耐震化工事、老朽管更新工事。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款事業収益3億8,386万8,000円、第1項営業収益3億7,430万7,000円、第2項営業外収益956万1,000円。

支出、第1款事業費3億6,787万4,000円、第1項営業費用3億5,470万5,000円、第2項営業外費用1,086万9,000円、第3項特別損失30万円、第4項予備費200万円。

2ページをお願いします。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,673万2,000円は、当年度消費税資本的収支調整額2,661万4,000円、建設改良積立金4,011万8,000円、当年度損益勘定留保資金1,000万円で補填するものとする。)

収入、第1款資本的収入2億3,904万3,000円、第1項負担金166万5,000円、第2項加入金1,097万8,000円、第3項企業債及び他会計借入金2億180万円、第4項国庫補助金2,460万円。

支出、第1款資本的支出3億1,577万5,000円、第1項建設改良費2億7,981万3,000円、第2項企業債及び他会計償還金3,596万2,000円。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。公用車借上料、期間令和5年度から令和11年度まで。限度額129万1,000円。利子補給相当額。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新事業、限度額2億180万円、起債の方法、普通貸付(証書借入又は証券発行)、利率4%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間。

(議会の議決を経なければ流用できない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費3,702万7,000円。

(2) 交際費5万円。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、500万円と定める。

令和5年3月7日提出

滑川町長 大塚 信一

次に、4ページからの水道事業会計予算に関する説明書に移らせていただきます。

初めに、4ページから6ページの実施計画書でございますが、これにつきましては27ページからの事項別明細書で詳しくご説明させていただきます。

次に、7ページは予定キャッシュフロー計算書を記載しております。こちらの計算書は当初予算

が計画どおり執行された場合の予定額を記載してございます。資産や負債の増額に着目し、現金の動向を捉えていく役割を持っております。

次に、8ページから13ページまでは給与費明細書等として人件費に係る説明を記載しております。

次に、14ページは債務負担行為に関する調書でございます。令和5年度にリース契約が終了し、更新をする公用車借上料と既に複数年契約をしている水道料金システム借上料の2件を掲載してございます。

続く15ページから18ページにかけてですが、令和5年度の予定貸借対照表を掲載しております。予定キャッシュフロー計算書同様に、当初予算が計画どおり執行された場合の年度末における資産の部と、その対象となる負債の部、資本の部とに分けて整理してあるものでございます。双方の合計が一致し、貸借が対照となっていることが確認できる表になっております。

次に、19ページから24ページには、令和4年度の予算の現時点での予定される損益計算書及び予定貸借対照表を記載しております。

続く25ページから26ページまでは、令和5年度滑川町水道事業注記事項として総務省の基準に基づき公営企業として記載することが望ましいものとされているものについての記載をさせていただいております。これらの項目に関する説明については割愛させていただきますので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

続きまして、27ページをお開き願いたいと思います。令和5年度滑川町水道事業会計事項別明細書を御覧いただきたいと思います。先ほどご説明いたしました実施計画書の内容を詳細に記載したものであります。主なものについて順次説明させていただきます。

まず、収益的収入及び支出の表より収入について、款1事業収益は3億8,386万8,000円で前年度当初より499万9,000円の増額です。

項1営業収益より目1給水収益、節1水道料金は、水道利用者様からいただく水道料金です。3億6,042万2,000円を計上し、前年度当初比で246万4,000円の増額といたしました。

次に、目3その他の営業収益は1,338万5,000円を計上し、前年度当初比で251万2,000円の増額といたしました。節1加入金、節2量水器取付料、節3手数料について、前年度実績に基づき合計で1,283万5,000円を計上し、前年度当初比で251万4,000円の増額が主な原因です。

次に、28ページ、項2営業外収益です。956万1,000円で、前年度当初より2万3,000円の増額となっております。算定については、おおむね例年とおりのものとなっておりますが、目5雑収益については下水道、農業集落排水、合併浄化槽の3事業の料金徴収義務を受託料からそれぞれ負担金に名称を改めました。令和4年4月から上下水道課として課を統合し、令和5年4月からは公営企業に移行することに伴い、事務上の委託関係が不要となることからシステム関係や消耗品など共用利用している共通経費部分を利用者数で案分して負担してもらうように変更いたしました。

続いて支出です。29ページを御覧願います。款1事業費3億6,787万4,000円は、前年度当初比で

951万2,000円の増額といたしました。

項1 営業費用、目1 原水及び浄水費は、配水場の機器の維持管理や県から水道用水を購入するための費用です。節3 委託料は各種点検、清掃等の費用で、247万1,000円を計上させていただきました。節6 受水費は、県より水道水を購入するための費用です。総配水量の予想水量より1億6,383万7,000円を計上いたしました。

なお、購入の単価については、本年度も1立米当たり税別61.78円に据置きとなっております。

次に、目2 配水及び給水費は、主に配水場や配水管路の維持管理、点検、修繕等に要する費用です。合計で4,009万8,000円、前年度当初費660万2,000円の増額を計上させていただきました。主なものといたしまして、本年度は災害備蓄用保存水の保存期限の近い1,500本の入替え年になっております。節2 備用品費に56万1,000円を計上いたしました。

次ページとなりますが、節1 委託料に、昨年に引き続き水管橋等点検業務委託を実施したいと考えております。また、機器の更新時期を迎える配水場カメラ監視システム委託として200万円、新たに仕切り弁等開閉状況調査業務委託として600万円を計上いたしました。災害や漏水に備えるためのものです。節5 賃借料の水道事業支援システムレンタル業務委託は、昨年同様821万1,000円を計上いたしました。節6 修繕費は、老朽化した消火栓や漏水等に係る管路の緊急修繕のための費用として1,020万円を計上いたしました。

次に、目3 業務費2,583万5,000円は、前年度当初費で625万3,000円の増額を計上いたしました。水道料金の賦課徴収に伴う経費が主なものです。増額となった主な要因ですが、料金システム更新に併せてインボイス化へのシステム対応を行ったために発生した納付書等の新規作成経費、機器のクラウド化対応やスマートフォン決済を可能とするためのサービス拡大費用などとなっております。関係する予算としては、31ページの節6 印刷製本費、節8 委託料の帳票印刷処理料、スマホ決済収納委託料など、32ページの節10 賃借料のポスティング使用料などとなっております。

また、節8 委託料に戻りますが、水道事業経営戦略見直し業務委託とありますのは、平成30年度策定後5年目の中間見直しの年度となっており、今回予算の計上をいたしました。

32ページの目4 総係費ですが、4,891万円は前年度当初費で6万3,000円の減額となっております。節2 給料から節7 旅費までは人件費、その他は庶務的経費となっております。おおむね例年どおりの算定に従っての内容を計上させていただいております。

続きまして、34ページをお願いします。項2 営業外費用、目1 節1 支払利息及び企業債取扱諸費ですが、仮入金に対する利息の償還分305万9,000円でございます。

項3 特別損失、目1 節1 過年度損益修正増については、水道料金の不納欠損分でございます。

続きまして、36ページからの資本的収入及び支出についてご説明いたします。

最初に収入からです。款1 資本的収入は2億3,904万3,000円で、前年度当初費7,558万2,000円の増額を計上いたしました。

項1目1負担金は、主に消火栓設置工事負担金等として30万円を計上、昨年度比で1,000万円の減額を計上いたしました。

項2目1加入金は、先ほど説明いたしました3条予算、収益的収入と4条予算、資本的収入で半分ずつ同額の計上とさせていただきます。

項3目1企業債及び他会計借入金は2億180万円を計上いたしました。今年度の重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新工事に係る財源とさせていただきます。

項4目1国庫補助金として2,460万円は、今申しあげました工事の補助対象等を見込んでおります金額となります。補助額については、対象となるものの4分の1になります。

次に、37ページをお願いします。支出です。款1資本的支出は3億1,577万5,000円で、前年度当初費7,614万1,000円の増額となっております。

まず、項1建設改良費、目1配水設備拡張費より、節1委託料の重要給水施設配水管路及び老朽管更新事業設計業務委託1,400万円、これについては、令和6年度に実施する工事の詳細設計に当たります。

節2工事請負費ですが、重要給水施設配水管路耐震化工事費として1億6,158万2,000円、老朽管更新工事費として2,624万2,000円を計上しております。

次に、目2営業設備費、節1量水器費ですが、新規加入者分、検定満期交換分の購入及び設置交換のための費用として342万5,000円を計上させていただきました。

次に、項2目1節1企業債及び他会計償還金は、起債と民間金融機関からの借入れの元金分の償還金です。前年度予算費で312万7,000円の減額となっております。

以上、水道事業会計令和5年度当初予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

下水道事業の会計予算についても続いて説明させていただきます。

議案第32号 令和5年度滑川町下水道事業会計予算の議定についてご説明を申し上げます。先ほど申しあげましたとおり、令和5年度より予算書としては、水道事業の部と下水道事業の部を1冊に合算した形で製本いたしましたので、ページも連番となっておりますので、ご了解願います。

それでは、ページに沿ってご説明させていただきます。予算書で38ページを御覧願いたいと思います。

令和5年度滑川町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道事業。ア、処理戸数5,650世帯。イ、有収水量119万立米。ウ、1日平均有収水量3,260立米。

(2) 農業集落排水事業。ア、処理戸数460世帯。イ、有収水量12万立米。ウ、1日平均有収水

量329立米。

(3) 浄化槽事業。ア、処理戸数118世帯。イ、有収水量8万5,410立米。ウ、1日平均有収水量234立米。

第3条、第4条については、款のみを読み上げさせていただきます。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款公共下水道事業収益3億5,938万円。

39ページになります。第2款農業集落排水事業収益1億2,385万8,000円。

第3款浄化槽事業収益3,147万9,000円。

支出、第1款公共下水道事業費3億5,638万1,000円。

第2款農業集落排水事業費1億2,384万6,000円。

第3款浄化槽事業費2,948万3,000円。

40ページです。

(資本的収入及び支出)

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額933万1,000円は、当年度消費税資本的収支調整額579万円、一般会計補助金354万1,000円で補填するものとする。

収入、第1款公共下水道事業資本的収入1億4,152万1,000円。

第2款農業集落排水事業資本的収入3,844万円。

第3款浄化槽事業資本的収入2,715万2,000円。

支出、第1款公共下水道事業資本的支出1億5,039万7,000円。

2款農業集落排水事業、資本的支出3,844万1,000円。

41ページです。第3款浄化槽事業資本的支出2,767万7,000円。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

水洗化促進改造資金融資に伴う利子補給(令和5年度分)。期間、令和5年度から令和8年度まで。限度額、利子補給相当額。

水洗化促進改造資金融資に伴う金融機関に対する損失補填(令和5年度分)。期間、令和5年度から令和9年度まで。限度額、元金利子及び延滞利子に対する損失補填額。

下水道使用料等改定検討業務委託。期間、令和5年度から令和6年度まで。限度額2,000万円。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、流域下水道事業、限度額3,500万円。起債の方法、普通貸付又は証券発行。利率4

%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

次に、起債の目的、浄化槽事業。限度額500万円。起債の方法、利率、償還の方法については同上でございます。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間。

(議会の議決を得なければ流用できない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費3,008万円。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計への補助を受ける金額は9,839万6,000円と定める。

令和5年3月7日提出

滑川町長 大塚 信一

それでは、予算内容の主なものについてご説明いたします。

66ページからの令和5年度滑川町下水道事業会計事項別明細書を御覧ください。

下水道事業会計は、本年度から企業会計となり、予算項目の記載が特別会計と変わり、前年度との比較対象が一致しないことから、3条予算、4条予算ともに前年度当初予算額、比較増減の欄については空欄としておりますので、ご了解願いたいと思います。

主な内容についてご説明いたします。収益的収入及び支出の表より、収入について、款1公共下水道事業収益は3億5,938万円を計上いたしました。

項1 営業収益、目1 下水道使用料は1億9,550万円を計上いたしました。各ご家庭から下水に流れた汚水水量によって算定し、お支払いしていただいている料金となります。

項2 営業外収益のうち、目2 他会計負担金2,647万円、目3 他会計補助金7,053万3,000円は、これまでの一般会計からの繰入金に相当するものです。負担金は、起債の利子償還や事業費の赤字補填分です。補助金は減価償却費への補填となります。

次に、67ページをお開き願います。款2 農業集落排水事業収益は1億2,385万8,000円を計上いたしました。

項1 営業収益、目1 農業集落排水使用料1,680万円は、下水道事業と同じく上水道の使用水量によって汚水量を換算し、算定しております。

項2 営業外収益 1億705万8,000円のうち、目1 他会計負担金5,172万円、目2 他会計補助金2,241万

4,000円は、下水道事業同様、これまでの一般会計からの繰入金に相当するものです。同じく負担金は、起債の利子償還や事業費の赤字補填分、補助金は減価償却費の補填費を算出、計上させていただいております。

款3 浄化槽事業収益は3,147万9,000円を計上いたしました。項1 営業収益、目1 浄化槽使用料1,128万4,000円は、月の定額使用料を水道料金と一緒に2か月ごとに請求させていただいております。また、この使用料とは別に年に1回以上の清掃を行うことになっており、主に汚泥の引き抜きに係る費用となりますが、設置戸数から換算して計上させていただいております。

項2 営業外収益2,019万5,000円のうち、目1 他会計負担金1,040万3,000円及び目2 他会計補助金544万9,000円は、前述の2事業同様、これまでの一般会計からの繰入金に相当するものとなっております。

続いて、支出についてご説明させていただきます。68ページを御覧願います。款1 公共下水道事業費用3億5,638万1,000円のうち、項1 営業費用、目1 管渠費、節1 光熱水費ですが、マンホールポンプの稼働用の電気料として92万4,000円、節2 通信運搬費は、マンホールポンプの異常発生時緊急通報用の電話回線及び受信用の携帯電話の使用料として30万円、節3 委託料は、例年行っている点検及び検査業務のほかに、今年度新たに下水道全体計画変更業務委託2,450万円を計上させていただきました。

目2 流域下水道維持管理負担金、節1 負担金は、県に支払う市野川流域下水道維持管理負担金として1億2,000万円を計上いたしました。

目3 業務費、節3 負担金702万8,000円は、使用料徴収に係るシステム等に係る水道事業との共有利用部分についての負担割合を案分して水道事業へ支払う経費となっております。

以下、70ページ中段までは人件費と、例年計上しております事務的経費等になります。説明については割愛いたします。

項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費は、借入金償還に係る利子分の償還金です。元金は4条予算から支出いたします。

目2 消費税は、令和4年度分確定申告納付分及び令和5年度分の中間納付分の費用として、合わせて800万円の計上をさせていただきました。

次に、71ページからです。款2 農業集落排水事業費1億2,384万6,000円のうち、項1 営業費用、目1 管渠費、節1 委託料380万円は、中継マンホールポンプの保守点検業務の費用です。

目2 処理場費、節1 光熱水費490万円は、処理場及び中継マンホールポンプの稼働用の経費となっております。節2 通信運搬費中、専用電話料57万円は、中継マンホールポンプ19か所のうち、異常監視装置が設置されている15か所の異常警報通信用経費です。節3 委託料のうち、処理施設維持管理業務委託は、伊古、広瀬地区及び和泉、菅田、両表地区の処理場の補修点検経費です。節4 手数料のうち、汚泥引き抜き費用として1,200万円を計上いたしました。各地区の処理場等にたまっ

た汚泥の処分費となっております。節5修繕費は、施設の経年劣化が進んでおり、部品交換、緊急修繕などで対応する件数が増えてきており、実績に基づき予算を確保するため918万円を計上いたしました。節7負担金は、野原、土塩地区の処理場施設の維持管理費用として、熊谷市と協定を結んだ負担割合にて毎年事業費の負担をしております。令和5年度は550万円を計上いたしました。主に電気料金等の物価高騰分を想定した分が前年に上乗せになっております。

目3業務費、節1負担金は、使用料徴収に係るシステム等に係る水道事業との共有利用部分についての負担割合を案分して水道事業を支払う経費となっております。

目4総係費557万6,000円は、人件費及び例年の事務的経費等が主なものとなっております。

72ページをお願いします。項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、借入金償還に係る利子分の償還金です。元金は4条予算から支出いたします。

目2消費税は、令和4年度分確定申告納付分及び令和5年度分の間納付分の費用として、合わせて180万円計上いたしました。

次に、款3浄化槽事業費用2,948万3,000円のうち、項1営業費用、目1浄化槽費、節1委託料643万7,000円は、町が本事業によって設置した浄化槽を年に1回清掃する費用となっております。

次に、73ページをお開き願います。節5負担金34万2,000円は、前述の2事業と同じく水道事業との共有利用経費についての費用となっております。

目2総係費は、人件費と例年計上しております事務的経費等になります。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、借入金償還に係る利子分の償還金です。同じく元金は4条予算から支出いたします。

続きまして、75ページからの資本的収入及び支出についてご説明させていただきます。

最初に収入からです。款1公共下水道事業資本的収入1億4,152万1,000円のうち、項1負担金、目1公共下水道事業分担金、節1分担金は、下水道区域外からの接続希望者に受益者負担金に代わって負担していただくものです。

目2公共下水道事業負担金、節2負担金は、下水道区域で下水道を利用する際の負担金です。土地の面積によって算出された金額が土地に対して一度だけ賦課されます。

項2企業債、目1企業債は、市野川水循環センターの建設費を流域3町で案分した負担分の滑川町分の支払いに充てる財源として借入れをするものです。令和5年度の当町の負担額として県より示されております算定額として3,500万円を計上いたしました。

項3他会計負担金は、事業財源が不足する分を一般会計より資本的収入へ繰り入れていただく分でございます。

次に、款2農業集落排水事業費、資本的収入3,844万円のうち、項1他会計負担金、目1他会計負担金は、事業財源が不足する分を一般会計より資本的収入へ繰り入れていただく分でございます。

項2負担金及び分担金、目1負担金及び分担金、節1受益者分担金は、農業集落排水へ新規接続

を行う方に負担していただくものです。

次に、款3 浄化槽事業資本的収入2,715万2,000円のうち、項1 負担金222万6,000円は、公設浄化槽を設置する際の個人負担分です。

次に、76ページをお開き願います。項2 他会計負担金、目1 他会計負担金244万7,000円は、事業財源が不足する分を一般会計より資本的収入へ繰り入れていただく分でございます。起債、元金償還金の財源とさせていただきます。

項3 企業債、目1 企業債410万円は、公設浄化槽設置に当たり、補助金と個人の分担金で不足する分を町が補填するために借り入れるものです。

項4 国庫補助金、目1 国庫補助金1,237万9,000円は、公設浄化槽設置に当たって国からの補助金です。

項5 県補助金、目1 県補助金600万円は、同じく県からの補助金となっております。

続いて、支出です。下段の表を御覧いただきたいと思えます。款1 公共下水道事業資本的支出1億5,039万8,000円ですが、項1 建設改良費、目1 公共下水道管渠建設改良費は、主に公共ますのない土地に新設するための費用です。節1 工事請負費に1か所相当分70万円を計上いたしました。

目2 流域下水道建設費負担金は、先ほど収入で説明したとおり県への負担金です。財源については、起債によって充てることになっております。

次ページ、77ページをお開き願います。項2 企業債、目1 企業債は、借入金償還に係る元金分の償還金です。利子は3条予算から支出いたします。

次に、款2 農業集落排水事業資本的支出3,844万1,000円です。項1 建設改良費、目1 建設改良費は、主に公共ますのない土地に新設するための費用が主なものです。節1 工事請負費に4か所相当分、280万円を計上させていただいております。

項2 企業債、目1 企業債は、借入金償還に係る元金分の償還金です。

次に、款3 浄化槽事業資本的支出2,760万7,000円ですが、項1 建設改良費、目1 浄化槽整備費は、公設浄化槽の設置工事の費用が主なもので、節1 工事請負費に2,116万円を計上いたしました。

項2 企業債、目1 企業債は、借入金償還に係る元金分の償還金です。

以上、下水道事業の令和5年度当初予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

◎総括質疑

○議長（瀬上邦久議員） これより町長、教育長の施政方針並びに議案第27号から議案第32号までの予算議案6議案に対する総括質疑に入ります。

質疑時間は、質問者1人につき原則一括質問、一括答弁とし、答弁を含み30分以内とします。

なお、再質問はできるだけ避けてください。

それでは、質疑ございますか。

井上議員。

〔6番 井上奈保子議員登壇〕

○6番（井上奈保子議員） 井上奈保子でございます。総括質疑で質問させていただきたいと思えますけれども、内容につきましては、先ほど町長のほうからの施政方針、そしてまた教育長の教育の施政方針ですか、それは多分両方が含まれているかなというふうに思うのですけれども、滑川町の今後を見据える行政運営の一端ということで質問させていただきたいと思えます。

埼玉県が3月の広報紙「彩の国だより」で、働き方改革についてトップ記事で掲載していますが、働く人が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革が働き方改革とのことです。今、社会全体でクローズアップされている働き方を変えることにおいては、一人一人の個性が認められ、働きたい人、雇用側、双方とも納得の上、就業できるということは、画期的な進展だと思われます。

時代は平成から令和への変遷で、経済、教育、福祉、産業、環境等あらゆる場面でアナログからデジタル技術を活用し、執務の効率化が図られてきています。平成10年頃、町では職員に対して、行政改革に対する職員の意識についてのアンケート調査をしています。それ以降、これと同じような内容についても、何年かごとのスパンでヒアリングやアンケート等で調査をし、行政に反映していることと思えますが、直近での調査はいつ頃だったのか伺います。

次に、町では平成13年頃、ISO国際標準化機構、ISO14001環境マネジメントシステムの取得をし、庁舎内全体と各課にわたって実施、施行してまいっておるようでございます。今、地球規模の問題として、世界各国で脱炭素、ゼロカーボンニュートラルが叫ばれています。世界全体で年間排出している二酸化炭素は400億トンとも言われています。今、各種のいろいろな影響によりまして原材料費、あるいは食料品の物価高、光熱費の値上げなどが続き、国民はその対応に困っている毎日でございます。私たちは消費の削減、節約等を進められているとはいえ、それには限界があります。しかし、ただ値上げがされたから困った、困ったという、ただそれで音を上げているというだけでは、これは話が進まないと思えますので、やはり昔から、例えば人間は考える葦だというふうにも言われておりますので、人間であるからには、やはり何とかそんな中で、そうしたらそれはどうしたらいいのかという知恵を働かせる。これで困難を、難局を乗り越えなければならないのです。

環境関連費用から行政改革などに至るまで、ISOの活用で後々までも、地球に生きる人たちのためにもきれいな環境を受け渡すことなど数多く、そのメリットは大きなものがあるとのことです。例えば行財政改革、働き方改革において、わずかなことであってもISOの活用やそれを実施することによって年々積み重ねることで、各自治体のやり方によっては、財源などにも差が見られるの

ではないでしょうか。

そして、また2015年9月に国連総会でSDGs、持続可能な開発目標、サステナブル・ディベロップメント・グローバルが採択され、政府、自治体、企業、非営利団体等で様々な取組が行われています。持続可能な開発の開発とは経済的に発展すること、すなわち物やサービスを中心とした暮らしが豊かになることで、これは今のことだけではなくて、後々のことも考えて、お金、知恵、技術を使いましょう。使おう。そして誰一人取り残していくことのない社会をつくることで、今、私たちが取り組むべきことは何か。もちろん一人一人でもこの取組はできることでございます。しかし、この取組について真剣に考えていくときだと私は思います。

ちなみにSDGs、17項目が設定されておりまして、その中で日本が今進んでいるのは、17のうち4番目の教育の質の高さ、そして9番目の産業の促進、そして16番目の平和な社会構築とのことだそうです。これが今、日本では他国と比べて進んでいる項目と言われております。

サステナブルな社会を構築していくには、自治体はこれら今まで続けてやってきていることでも、案外思い込み、そしてまた既成概念にとらわれている部分も多いと言われておりますが、これは時代のニーズに合った発想などに注視し、何をどうすればよいかなど、今までのもの、内容等を洗い出し、そして見直しをして持続可能な開発を進めていく姿勢も重要なことであるかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

以上、私の考えを述べさせていただきました。このことにつきまして、ISOとSDGsのこの2点を行政の運営に取り入れること、そしてこの働き方改革も重要なこととございまして、この働き方改革の中にもISO、SDGsを取り入れて、私はいただきたいと思ひまして今までの質問の内容を述べさせていただきましたけれども、これについて町側からのお考えを伺います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、井上議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、働き方改革の関係について述べさせていただきます。議員ご指摘のように、最近日本国内での様々な業種……

〔「ちょっとすみません、ちょっと聞こえないんですけど」と言う
人あり〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、井上議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、働き方改革の関係のお話になります。先ほど途中まで申し上げましたけれども、現在、様々な職種でまた様々な年代で働き方の改革というのが、この日本国内行われております。滑川町の役場に関しましては、基本的に勤務時間、業務時間、朝8時30分から夕方5時15分ということで決まりがございまして、時間の変更等については、すぐに変更というのはなかなか難しいと

いうふうに考えております。

ただ、中で働く職員につきましては、正規の職員また会計年度任用職員も含めまして、様々な希望の中で業務のほうを継続しているということでございます。今後、こういった流れについては、より一層働く側に寄り添った労働環境ということが構築されてくるというふうに感じておりますので、役場といたしましてはその都度、国、県等が発出される通知等を精査いたしまして、労働環境の改善ということは進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

続きまして、ご質問をいただきましたISO14001と併せまして、SDGsの関係も一緒に答弁をさせていただきます。初めに、SDGsの関係は、井上議員お話しになられたように、2015年の国連サミットで持続可能な開発目標ということで17の国際目標、またその下に169のターゲットといったもので設定をされております。誰一人取り残さない多様性と包摂性ある社会の実現といったもので、2030年までの目標ということでございます。

環境についての井上議員さんからの話を改めてこのSDGsの開発目標で見ますと、この中にありますエネルギー、また気候変動、あるいは海洋資源や陸上資源、こういったものもこれに該当するのではないかとこのように考えております。

また、ISO14001、こちらについては環境マネジメントシステム国際標準化機構で定めたものでございまして、企業あるいは自治体が自らの活動で生じる環境への影響を自主的かつ継続的に改善するため取組の方法などを整理し、認証を受けるといったような制度になっていると聞いております。

町といたしましては、今般、本定例議会開催中の全員協議会において、二酸化炭素の関係に関してはゼロカーボンの宣言を議員皆様にご審議をいただく予定とさせていただいております。また、先ほど冒頭で申し上げました多様性に関しましては、これもやはり全員協議会の場で、4月の施行ということで、今、計画を持って実行しているものなのですけれども、滑川町のパートナーシップ・ファミリーシップ、こちらの制度を4月1日から導入したいというご説明をさせていただく予定にしております。

いずれにしても、多様性また環境といったこの2つのキーワード、非常に今日の社会においては大きなウエートを占めている大切なものであると認識をしております。今後も滑川町といたしましては、近隣自治体また国、県、社会情勢等を十分勘案した中で政策を打ってまいりますので、引き続きのご協力を賜りますよう切にお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 井上議員。

○6番（井上奈保子議員） ありがとうございます。

この働き方改革が今いろんなところで、企業そしてまた自治体等で取り上げられてきておりまして、なぜかという、今、働く人たちにとっては、改正労働基準法や働き方改革関連法の下で守ら

れているといえますか、そういうところで皆さん安心して働ける状況下というか、その下に皆さんその傘下で働いておるわけでございます。やっぱりそういうことができるためにも、今、私申し上げましたように、その中でもそのISO14001、そしてまたSDGs、そういうものがこの中に取り入れられてこそ、これがもっと機能を発揮するのだと思います。ということで、今、小柳総務課長さんから答弁いただきました。本当にそのとおりだと、私もそういうお考えもあるのだなというふうに思っておりますが、このことにつきましては、ぜひ今後も、先ほどのゼロカーボンの宣言ですか、それが今回の議案に入っています。その説明があるということも見ましたけれども、やはりそういうのを取り入れるということは、今のこのSDGsの中では本当に大事なことで、二酸化炭素が少なくなるというそういうことで、人間が住みよい環境ができなくてはならないわけですから、そのためのゼロカーボンの、今、宣言をするのだと思うのですけれども、そういうことで、それは本当に滑川町としてもいい宣言を行うことだと私も思っております。

この滑川町で働く職員の皆さんお一人お一人が、今の先ほど申し上げましたような労働基準法だとか働き方改革の関連法だとかの下で、安心してご自分で持っていらっしゃる能力、それから経験、今までやってきたいろんな経験をお持ちだと思います。そういうことで、それを最大限発揮していただければなというふうに思います。といいますのは、外国と日本を比較した場合で、外国というのは、仕事をしたその仕事の量によって給料が支払われるということでございます。しかし、日本における仕事は、給料はどのように出るかというと、その人の能力だとか経験、そういうことによって給料が支払われるというそういう仕組みで、外国との差そういうがあるので、日本では本当にご自分の持っている才能とか経験が、そういういろんなところに影響する、プラス面になるなというふうに私は思っておりますので、ぜひこの役場の皆さんも、その能力や経験を最大限に発揮なされて、働きやすい環境の下で、常に町民の目線に立って住民サービスが感じられるような業務を進めていけますことを期待しております。

そういうことで、質問がまとまらない質問になってしまって申し訳ございませんでしたけれども、小柳総務課長さんからの答弁をいただき、それに沿って町のほうでもやっていただければという、それも併せてお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありますか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。総括質疑を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システムが日本農業遺産に登録されました。里山ため池農業の価値が日本の財産でもあるというふうに思います。しかし、現在、里山ため池農業ともに危機

に直面しているのが実態です。この危機をどう乗り越えるのか、これからの町づくりをどう進めるのかについて伺いたいと思います。

日本農業遺産登録は、谷津の地形を活用して多数のため池を築き、谷津田での稲作と谷津斜面での少量多品目の稲作を行っていること、河川からの引水等がなく、天水のみを水源とするため池が、今なお現役で使われていること。沼下と呼ばれている伝統的な水利組合組織により水管理が行われ、地理的な水の得にくさを克服した省エネ水供給システムであること。天水のみを水源とした閉鎖系の水利システムを行っていることから、貴重な生態系が維持されているなどが高く評価されたということ。

第5次総合振興計画には、「町は森林公園や丘陵地にも囲まれた樹林地、谷津田、滑川に広がる農地と自然豊かな北部と住宅地、工業団地などが立地し、暮らしの場、就業の場の南部、それぞれの特徴を生かしながら、自然と都市のバランスが取れた魅力ある都市を形成してきました」とあります。さらに、「地域特性に応じた秩序ある土地利用の推進、自然環境との調和、共生に配慮した土地利用の推進を進める」としております。

また、第4次国土利用計画では、「森林は木材生産という経済機能のほか、自然環境の保全、水源のかん養、保健休養等多面的な機能を果たしていることから、これらの機能を十分発揮できるよう、その保全・活用を積極的に図り、特に、できる限り自然環境に影響を及ぼさないよう留意しつつ、教育・文化活動や保健休養の場として森林の活用を図ります。特に、国営武蔵丘陵森林公園周辺部の地域については、緑地保全区域として良好な緑地の保全に努めます」となっております。町はこれらの目標実現とともに、今回この農業遺産登録にふさわしい町づくりが求められているのではないのでしょうか。そのための課題として、この農業システムの条件である里山ため池をどう守るかという課題です。先祖から営々と引き継がれ、現在に至る町の自然そのものを守る課題だというふうに思います。現在、里山ため池維持管理は、後継者不足や経済的な困難に直面し、やむなく太陽光業者に売ってしまい、少なくない里山がパネルに変わってしまうというような状況が広がっています。山の所有者または農業者は、先祖から受け継ぐ山を自分の代で手放したくないと。まして里山を太陽光などに使われたくない。まだ農業を続けたいが、自分の代でもう終わってしまうというような方が多いのではないのでしょうか。

現在、行われようとしている太陽光発電の開発行為は、せいぜい20年の事業です。一度壊した自然は簡単には戻りません。では、どう自然を守りながら有効活用できるのか。その例として一つ挙げていきたいのが、現在、福田地区で行われております児童発達支援放課後等デイサービスの取組です。馬、犬、猫、鳥などが暮らしている森の中の牧場で、子どもたちは動物たちの世話、乗馬訓練、季節の種をまいたり、牧場の畑の野菜を使って料理をしたり、森の散歩に出かけたり、工作、泥遊び、また虫取りなど、牧場暮らしを通して生きる力を身につけていく。発達の遅れが気になる子どもたちや学校に通っていない子どもたちがこの事業を通じて心身ともに成長していく。この事

業を通して山の所有者も子どもたちも、また保護者も、ともに将来に希望が持てるような取組なのではないかというふうに考えます。馬がシノなどの草を食べてくれ、山が整備をされ、一月ほどで人が入れるほどになるということです。町の里山を守りながら子どもたちも成長する一石二鳥にも三鳥にもなる施策ではないでしょうか。

もう一つの例として示したいのが、農業と福祉の連携、農福連携という事業です。農林水産省もこの取組について、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく。障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において新たな働き手の確保につながる可能性があるとし、農の向こうには農林水産業や6次産業などがあり、福祉の向こうには障害者だけでなく高齢者、生活困窮者、触法障害者など、社会的に生きづらさがある多様な人々が包摂されているとしています。

2019年6月、農福連携等推進ビジョンでは、農福連携を農業分野における障害者の活躍促進の取組にとどまらず、ユニバーサルな取組として、農業だけでなく様々な産業に分野を広げるとともに、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者などの就労、社会参画支援、犯罪、非行をした者の立ち直り支援等にも対象を広げ、据え直すことも重要であるとされています。この取組は町内でも進められ、多くの障害者などが働いております。農水省は2024年までに3,000の主体の取組、創出を目標にしています。

もう一つご紹介したいのが、生ごみを肥料化して有機肥料として農業で使うという取組です。前もご紹介したことがありますけれども、長野県高山村などでの取組です。一般家庭や事業用の生ごみを肥料化し、その有機肥料でブドウ栽培などを行いブランド化をする。生ごみ、豚や牛のふん、枯れ葉などを時間をかけて熟成させて肥料化をする。そのための施設は非常に単純で、多額の建設費もかからないということです。生ごみの量は一般ごみの半分を占めていますから、ごみの処理費用も安くなる。この肥料を農家に安く販売し、有機野菜として売り出すという地域循環型農業の実現が目指されております。

さらに、森林環境税、また森林・山村多面的機能発揮対策交付金などを活用した里山の再生活動が全国で行われております。県内では小川町の山守学舎、皆野町の秩父里山研究会、また吉見町の薪まきネットなどです。また、東京町田のHATARAKU認知症ネットワークはNHKでも紹介されました。認知症の方が竹林の再生活動を通じて生き生きと生活し、認知症の症状が改善しているという報告もあります。こんな夢のような理想論だと、またごみの分別は今でも大変だと言われていると。さらに生ごみまで分別できるのかという声があります。

しかし、里山、自然を守りたいと思う住民は多いのではないのでしょうか。福田の保育園が取り組んだ自然保育を守る署名は、短期間で1,200筆もの署名が集まりました。その多くが宮前地区の保護者が集めております。里山自然農業を守る責任は、決して地主さんだけの問題ではありません。これまで有効な手を打ってこなかった政治の責任は大きいと言えます。

しかし、問題に直面している今、町は住民と共に解決策を考え、町全体の問題として取り組む必要があるのではないのでしょうか。町は日本農業遺産登録を受けて、第5次総や第4次国土利用計画にある目標を達成するための施策を本気で考えなければならないときではないのでしょうか。町のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんからの総括質疑に答弁をさせていただきます。

滑川町を中心とした比企丘陵で伝わる農業システムが日本農業遺産の認定を受けたことは、この上なく喜ばしいことで、この間の関係者の努力には改めて敬意を表するものでございます。特に関係市町村の事務局として長きにわたり奮闘いたしました産業振興課長をはじめとする職員の喜びは、この間の労苦に比例し、ひととき大きなものであったと推察いたします。

今回の日本農業遺産の認定に関して改めて評価された点を見てみますと、阿部議員が申されておりましたとおり、天水のみを水源とするため池システムが今なお現役で使われ、沼下と呼ばれる伝統的な水利組合により精密な給水システムが継承されていること、また河川等からの導水を行わず、天水のみを水源とするシステムがあることで、閉鎖系の貴重な生態系が保存されていることとされております。

認定地域は全国で24地域、そのうち関東の1都6県では、今回の認定も含めて埼玉県の2件のみという貴重なもので、議員ご指摘のとおり、この認定を今後どう生かし継承していくかという大きな課題も同時に課せられたと認識しております。

ご承知のとおり今回の認定に関しては、滑川町を含む7つの市町で構成する比企地域農業遺産協議会を構成しております。今後の政策を論じる上では、町として何を行うかと同時に、協議会として何を行うかといった視点も必要でございます。これらにつきましては、今後産業振興課を中心に、それぞれの立場で計画性を持ち、連携した取組が必要になろうと思われまます。総括質疑で示されました個々の事案につきましては、この場での答弁は差し控えさせていただきますが、認定を契機に国、県に対してさらなる比企丘陵の自然保護のための取組の支援をお願いしたいと考えております。

また、そのために滑川町の基本計画である滑川町総合振興計画の見直しが必要であれば、審議会委員の皆様と共に議論を重ね、計画の見直しを図ってまいります。

いずれにしましても、農業遺産に係る滑川町を含む構成市町村、個々の取組、また協議会としての諸施策につきましては、これからの事業、課題でございます。関係する皆様と十分なる協議を行わせていただきます。

また、今後の各施策に関しては、長くこの農業システムを継承されてきました地域の皆様、農業者の皆様の視点を大切にすることを忘れてはなりません。次なるステップの移行に関しては、今ま

で以上に地域の皆様との連携が重要であると認識しております。阿部議員をはじめ議員皆様におかれましては、引き続きこれらのご理解、ご支援をお願い申し上げ、総括質疑に関する答弁とさせていただきます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） ちょっと再質問する予定ではなかったのですが、この農福連携というパンフレットがあるのです。これは法務省、文科省、厚労省、農林水産省、この4省が一緒に作っているのです。要するに、先ほど言いましたけれども、農福連携、障害者だけでなく高齢者も含め様々な、なかなか就労が困難というか、事業所になかなか入れないような方々を、こういう形で農業へと取組を進めていく、そういったような各省を要するに横断的な取組になっているのです。例えばこの町で言えば、産業振興課はもちろんですけれども、環境課とか高齢者担当とか福祉だとかというような形の皆さんと一緒にそれを進めていく、要するにそれと農業者がマッチングしていくような取組にしていけないと、なかなか進んでいかなければいけないかなというふうに思うのです。

そういったような連携プレーが、なかなか横断的な縦割り行政的な感じもするので、そこを何とかぶち破るような施策を検討していただきたいなというふうに思いますけれども、その1点だけよろしくお願したいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、途中で申し上げたのですが、細かい事情については控えさせていただくというお話をしました。これは、阿部議員の再質問にあったとおり、関係するところが非常に多くなるので、なかなか調整がすぐには取れないといった意味で答弁を控えさせていただいたということでございますので、その辺をまずお酌み取りをいただきたいというふうに考えます。

加えて、今回お話がありました農福連携等につきましては様々な形態が考えられます。もちろん事業主の方は必要ですけれども、それに加え地権者の方、あるいは地域の方、それを利用する方、様々な方の合意がないとうまく進まないというふうに考えます。なおかつ、これを長らく続けていくということが前提になってきますので、時間をしっかりかけた中で計画性を持って取り組んでいく必要があるということになろうかと思えます。したがって、ご質問いただきました点も含めまして、今後の町としての課題の一つには置かせていただきますので、ご理解をいただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） ありがとうございます。ぜひ前向きに進めていただきたいというふうに
思います。ありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして総括質疑を終結します。

◎予算審査特別委員会の設置

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

議案第27号 令和5年度滑川町一般会計予算の議定についてから議案第32号 令和5年度滑川町
下水道事業会計予算の議定についてまでの6議案については、13人の委員で構成する予算審査特別
委員会を設置し、これに付託して審査に付することにしたいと思います。これにご異議ありません
か。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、本案については、13人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して
審査に付することに決定しました。

◎予算審査特別委員会委員の選任

○議長（瀬上邦久議員） 引き続き、予算審査特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定に
より、議長を除く13人全ての議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員は、議長を除く13人全ての議員とすることに決定しました。
ただいま設置されました予算審査特別委員会は、3月10日及び13日午前9時から議場で開きます。

◎請願第1号の上程、説明、委員会委託

○議長（瀬上邦久議員） 日程第37 請願第1号 「消費税のインボイス制度の実施中止」を求める
国への意見書を求める請願書を議題とします。

本請願は、上野廣議員が紹介議員でありますので、内容説明をお願いいたします。

〔10番 上野 廣議員登壇〕

○10番（上野 廣議員） 10番、上野廣です。議長のお許しを得ましたので、請願第1号の説明を朗
読をもってさせていただきます。

2023年3月7日。

滑川町議会議長、瀬上邦久様。

郵便番号355—0342、埼玉県比企郡ときがわ町玉川923—4、埼玉土建一般労働組同比企西部支部、支部長、岩澤和男。

「消費税のインボイス制度の実施中止」を求める国への意見書を求める請願書。

1、意見書の提出を求める要旨

新型コロナウイルス感染症の収束や景気回復が見通せず、中小事業者・個人事業主の経営困難が続く中、2023年、今年ですが、10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、2021年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が開始されている。

消費税は売上げに係る消費税から仕入れ・経費に係る消費税を差し引いた（仕入税額控除）金額を申告・納付することが原則だが、インボイス制度はインボイス発行事業者の発行する登録番号が記載された請求書、領収書の保存が仕入税額控除の要件とされ、インボイス発行事業者以外が発行する請求書、領収書では段階的に仕入税額控除ができなくなる。

消費税法は売上げ1,000万円以下の事業者を免税点と定めている。この免税事業者との取引は、インボイスが発行されないため納付する消費税額が増加する。全国で約500万と言われる消費税の免税事業者のほか、フリーランスなどを含めると1,000万の事業者が取引から排除されるなど深刻な影響を受けると懸念されるものであり、免税点制度を実施的に廃止するものである。

やむなくインボイス発行事業者の登録をすれば、消費税の申告・納付が義務付けられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うことになる。

いま、新型コロナ禍に資材・物価の高騰、ロシアのウクライナ侵略戦争の影響など景気回復が見通せない中、小規模企業、農林漁業者、自営業者、フリーランスなどの事業者はインボイス制度に対応できる状況ではない。

多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状でのインボイス制度実施に懸念の声を上げている。

新型コロナ危機を克服し、地域経済を活性化させていく上でも、地域に根差して活動する中小業者の存在は不可欠である。中小零細な自営業者に多大な負担を強いる消費税のインボイス制度の実施は中止すべきである。

「税制で商売をつぶすな」の願いを込め、以下の事項を請願する。

記

「消費税のインボイス制度の実施中止」することの意見書を国に提出すること。

以上で請願第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（瀬上邦久議員） 請願の内容説明が終わりました。

お諮りします。会議規則第39条第1項の規定により、総務経済建設常任会に付託し、会期中の審

査に付したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号につきましては、総務経済建設常任会に付託し、会期中の審査に付することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

◎次回日程の報告

○議長（瀬上邦久議員） 明日8日は午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時51分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和5年第235回滑川町議会定例会

令和5年3月8日（水曜日）

議 事 日 程 （第2号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員（13名）

1番	宮	島	一	夫	議員	2番	高	坂	清	二	議員
3番	松	本	幾	雄	議員	5番	上	野	葉	月	議員
6番	井	上	奈	保子	議員	7番	紫	藤		明	議員
8番	小	澤		実	議員	9番	北	堀	一	廣	議員
10番	上	野		廣	議員	12番	内	田	敏	雄	議員
13番	吉	野	正	浩	議員	14番	阿	部	弘	明	議員
15番	瀬	上	邦	久	議員						

欠席議員（1名）

11番	菅	間	孝	夫	議員
-----	---	---	---	---	----

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	大	塚	信	一						
教	育	長	馬	場	敏	男					
総	務	政	策	課	長	小	柳	博	司		
税	務	課	長	篠	崎	仁	志				
会	計	管	理	者	兼	長	高	坂	克	美	
会	計	課	長								
町	民	保	険	課	長	岩	附	利	昭		
福	祉	課	長	木	村	晴	彦				
高	齡	介	護	課	長	篠	崎	美	幸		
健	康	づ	く	り	課	長	武	井	宏	見	
環	境	課	長	関	口	正	幸				
産	業	振	興	課	長	兼	服	部	進	也	
農	業	委	員	会	事	務	局	長			
建	設	課	長	稻	村	茂	之				
教	育	委	員	会	事	務	局	長	澄	川	淳
上	下	水	道	課	長	會	澤	孝	之		

本会議に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	島	田	昌	徳
書				記		田	島	百	華
録				音		吉	野	和	弘

○議会議務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。よろしく願います。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第235回滑川町議会定例会第2日目にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、11番、菅間孝夫議員より欠席届が提出されました。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（瀬上邦久議員） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。時間は答弁を含み50分とします。残り時間は表示板に表示します。質問形式は対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、最初から質問席に着き、1回目の質問は、通告した質問事項全てを一括質問します。そして、一括答弁を受けます。2回目の質問からは、1回目の質問順位に関係なく一問一答方式とします。ただし、1回目に一括質問しないものは再質問できないものとします。

◇ 吉 野 正 浩 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 通告順位1番、議席番号13番、吉野正浩議員、ご質問願います。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順序に従い質問させていただきます。

大きな1、日本農業遺産の認定について。比企丘陵農業遺産推進協議会が令和4年6月に申請していた比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システムが日本農業遺産として今年の1月17日に認定され、世界農業遺産への認定申請に係る承認については要改善となりました。認定申請は平成29年から3回目の承認であり、執行部の皆さんには大変ご苦労されたと思います。お疲れさまでした。

そこで、1、比企丘陵地域の「谷津沼農業」が日本農業遺産に認定されるまでの経過と世界農業遺産申請の意向。

2、比企丘陵農業遺産推進協議会の目的・組織体制・事業内容等について。

3、日本農業遺産認定により期待される効果とそれを生かした計画の構想は。

4、谷津沼農業を維持・継承していく中で、農業者の高齢化・後継者の不足やそれに伴うため池・農業用排水の管理などの課題があるが、考えを伺いたい。

大きな2、動物愛護と適切な管理について。私の家には生後5か月の柴犬と1匹の猫2匹がおり、日々かわいい犬や猫たちに癒やされております。大塚町長も犬や猫をとともかわいがっているようです。新型コロナウイルス下で不安が広がり、動物との絆を支えにする人が増え、犬や猫をはじめとしたペットとの共生を模索する動きが広がっているようです。動物も家族のようにかわいがられ、大事にされているのは幸せですが、中には虐待など愛情のない飼い方をされている動物もいますし、野良犬、野良猫など過酷な環境で生活を送る動物もいます。また、動物愛護センターに収容され、里親に恵まれなかった犬や猫は、最終的に安楽死による殺処分となる運命の動物たちもいます。

そこで、まず1、本町における犬の登録頭数及び狂犬病予防注射接種頭数について。

2、本町における犬・猫の引取り数・返還数・処分数と推移。これは主に県の事業でありますので、分かる範囲でお答えください。

3、埼玉県では殺処分ゼロに向けた積極的な取組を行っており、嵐山町では飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の助成を行っているが、本町の考えを伺います。

4、動物愛護法の改正により、令和4年6月から犬や猫の所有情報を明らかにするためのマイクロチップの装着と登録が義務化され、装着された犬及び猫を購入した一般飼い主は、登録情報の変更が必要となりました。これは、迷子や災害時の飼い主の特定や安易な遺棄防止が狙いで、チップは長さ1センチ、直径2ミリほどのカプセルのような電子機器で、首の後ろの皮下に埋め込まれ、15桁の識別番号が記録され、保健所や警察などの専用の読み取り機をかざすと、所有者の名前、住所、犬、猫の品種や毛色といった情報が確認できるそうです。まだ改正間もないので、マイクロチップについて知らない方が多いと思いますが、町として住民への周知について伺います。

5、ペットの災害対策について。ペットとの同行避難は東日本大震災で注目され、環境省は2013年に同行避難に関する指針をまとめました。しかし、策定後の2016年の熊本地震では、ペットを自宅に置いて避難したり、一緒に車中泊をしたりする方も多く、ペットを迎えに自宅に戻り二次災害に遭う人や、車中泊でエコノミークラス症候群の発症が危惧されました。

埼玉県では、2021年に飼い主と自治体向けに独自の指針を作成しました。ただ、県が昨年実施した同行避難に関するアンケート調査では、5市町が不可能と回答し、可能と回答した自治体でも、具体的な避難体制を整備しているところが多くないとのこと。同行避難は、ペットだけでなく二次災害など人命を守ることにつながります。避難所等におけるペットの受入れ対応についてお考えを伺います。

6、ドッグラン建設の検討ですが、愛犬がノーリードで気持ちよさそうに自由に駆け回る姿を見

るのは、飼い主にとってすばらしい時間になると思います。近辺では森林公園に設置されていますが、自治体でも設置されているところも多くあります。最近の新聞報道で、三芳町において公園内にドッグランを設置することとされていました。今後建設を検討してもらえないか伺います。

これで1回目の質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

質問事項1、日本農業遺産の認定についてを服部産業振興課長に、質問事項2、動物愛護と適切な管理のうち、1、犬の登録頭数及び狂犬病予防注射接種頭数と2の犬・猫の引取り数・返還数・処分数と推移と、3の殺処分ゼロに向けた飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成の本町の考え方についてと、4の犬、猫の所有状況、マイクロチップの義務化についての周知についてを関口環境課長に、質問事項2、動物愛護と適切な管理についてのうち、5のペットの災害対策についてと6のドッグラン建設の検討を小柳総務政策課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、服部産業振興課長兼農業委員会事務局長に答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、吉野議員さんの質問にご答弁させていただきます。

初めに、日本農業遺産の認定についてのうち、日本農業遺産に認定されるまでの経過と世界農業遺産申請の意向についてを答弁させていただきます。まず、比企丘陵農業遺産推進協議会の構成団体ですが、滑川町のほか、熊谷市、東松山市、嵐山町、小川町、吉見町、寄居町、そして埼玉中央農協、くまがや農協の2市5町にJAが正会員となっております。協議会設立当初は深谷市も加入しておりましたが、1回目の挑戦後に脱会しております。

ご質問の認定までの経緯になりますが、協議会は平成29年7月に設立し、1度目の申請を平成30年6月に行いました。このときの申請では、1次審査で行われる書類審査の時点で要改善と判断され、1次審査を通過することができませんでした。2度目の申請は、その2年後となる令和2年7月になります。このときは1次審査を通過し、現地調査、2次審査まで行きましたが、2次審査で要改善となり、認定には及びませんでした。そして、今回の3度目の申請になります。令和4年6月に申請し、8月に1次審査である書類審査を通過、10月には現地調査を行いました。世界農業遺産専門家会議の委員の3名の先生方に現地を確認していただき、12月には農林水産省において2次審査を行いました。当地域独自の谷津沼農業システムの説明を選考委員である世界農業遺産等専門家会議委員の先生方を前に行いました。そして、令和5年1月17日に農林水産大臣による農業遺産認定地域の発表が行われ、日本農業遺産地域は当地域となりました。認定までに3回の申請を行ってききましたが、要改善の項目が示された時点で協議会内で協議し、次回の申請を行うか否かの判断を行いながら進んでまいりました。

現在の日本農業遺産認定地域についてですが、東北で3地域、関東では4地域あり、そのうちの

埼玉県で2地域、当地域は1地域ということでございます。北陸で3地域、東海で2地域、近畿で7地域、中国四国で3地域、九州で2地域となっており、現在、当地域を含め全部で24の地域が認定されております。また、国内の世界農業遺産認定地域は13地域となっております。日本農業遺産と世界農業遺産の重複認定地域もあるため、国内の農業遺産認定地域は全部で32地域となっております。

次に、ご質問の世界農業遺産認定申請への意向についてですが、今回の申請では日本農業遺産の認定はできましたが、世界農業遺産への推薦には改善が必要であるとの回答を得ております。協議会内で今後の方針についての協議がまだ行われておりません。このため、協議会内で協議検討した後に結果をお知らせしたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、協議会の目的、組織体制、事業内容について答弁させていただきます。協議会規約等がありますので、これに基づき回答のほうをさせていただきます。最初に目的ですが、将来に受け継がれるべき当地域の伝統的な農業システムを広く発信し、農業遺産登録により伝統的農法の継続を推進し、生態系の維持及び地域産業や観光等の振興を図るとあります。

次に、組織体制ですが、2市5町にJAの9団体が正会員でございます。そして、そのほかに賛助会員やアドバイザー、オブザーバーにより構成されております。

最後に事業内容になりますが、主に5項目になります。1つ目として、農業遺産申請に関すること、2として、農業遺産の活用及びアクションプランに関すること、3として、農業遺産の周知、啓発及び情報発信に関すること、4として、国際連合食糧農業機関等への活動報告に関すること、5として、その他農業遺産の推進に必要な事務及び活動に関することとなっております。

次に、農業遺産によって期待される効果についてご答弁させていただきます。農林水産省では、期待される効果として4項目を公表しております。1番目として、地域固有の農林水産業の継承、2として、地域農業の自信と誇りの創出、3として、農林水産物のブランド化、4として、観光客誘致といった効果が地域全体で見込まれ、現在滑川町では谷津田米やぼろたん、武州ころ柿といった地域ブランドがありますので、日本農業遺産認定地域の農産物としてさらなる知名度アップの機会が得られるものと感じております。

次に、谷津沼農業を維持、継承していく中で、ため池、農業用排水の管理などの課題についてをご答弁させていただきます。比企丘陵農業遺産推進協議会の2市4町にまたがる区域が農業遺産の認定地域となりましたが、農業遺産システムに関する地域内の環境を整備するといった工事等の新たな補助金が交付されるといったことはございません。このため、当地域内で行ってきた今までの農業政策と大きく変わる変更はあるものではございません。また、協議会内で進めるべきことを検討、協議して進めてまいります。

ご質問にある課題は地域共通の問題と捉え、調査研究を行っていくものと考えております。地域認定されたことにより、各自治体間の交流についても、今後はさらに盛んになることも想定されて

おります。このような中で解決できる共通の課題もあると思われまますので、ご理解のほどよろしく
お願いいたします。

協議会内での協議と並行し、滑川町の取組については、ため池を補強する防災減災事業や地域の
農地を守る多面的機能支払交付金を使った事業を今後も推進していく予定でございます。多面的機
能支払交付金の制度は、地元農業者だけではなく地域で使える制度となっておりますので、利用の
促進を図っていききたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、吉野議員さんからのご質問、動物愛護と適切な管理について
のご質問について答弁をいたします。

最初に、本町における犬の登録頭数及び狂犬病予防注射頭数でございますが、令和5年1月末現
在、登録数1,025頭、うち予防接種数674頭でございます。接種数674頭のうち252頭は集団接種によ
るもの、残りの422頭は動物病院で接種したものでございます。登録数1,025頭に対しまして、予防
接種数674頭を引いた残りについては不明でございますけれども、町より確認の通知を昨年度から
発送しております。そして、多くは接種後の届出を忘れたもの、そして対象の犬が死亡したにもか
かわらず届出を忘れてしまったもの、また届出せずに転出してしまったものでございます。今後も
飼い主に対し通知等を行い、適切な管理に努めてまいります。

次に、本町における犬・猫の引取り数・返還数・殺処分数の推移でございますが、東松山保健所
及び埼玉県動物指導センターに聞き取りを行った結果を答弁させていただきたいと思ひます。まず、
犬についてですが、令和2年度、飼い主が飼えなくなった場合の引取り数はゼロ、警察等に保護さ
れた件数は3件であり、その後、飼い主に返還された件数も3件でございます。動物指導センター
に送致された件数はゼロ件でございます。続いて、令和3年度、飼い主が飼えなくなった場合の引
取り数はゼロ、同じく警察等に保護された件数もゼロ、動物指導センターに送致された件数もゼロ
でございます。令和4年度、飼い主が飼えなくなった場合の引取り件数1件、警察等に保護された
件数1件であり、その後、飼い主に返還された件数も1件でございます。また、動物指導センター
に送致された件数は1件でございます。

続いて、猫についてでございます。動物指導センターにより情報提供いただきましたので、答弁
いたします。令和2年度、取扱件数はゼロ、令和3年度、飼い主が飼えなくなった飼育放棄1頭で
あり、その後処分されております。令和4年度については、負傷し引き取ったもの1件、これにつ
いて引き取った後、自然死として死亡したそうでございます。

続きまして、埼玉県では殺処分ゼロに向けた積極的な取組を行っており、嵐山町では飼い主のい
ない猫の不妊・去勢手術の助成を行っている。本町の考えについてお答えを申し上げます。町でも

令和5年1月から公益財団法人どうぶつ基金によるさくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）に参加しております。飼い主のいない猫の不妊・去勢手術無料チケットの配布を開始しております。この制度は、1988年に横浜市で設立された非営利の民間動物愛護公益財団法人のどうぶつ基金が主体となり、過剰繁殖で殺処分されようとしている日本各地の野良猫の不妊手術や、僅か3年で2匹が100頭近くに増えてしまい崩壊した家庭の救済活動を行うもので、活動資金は全て民間からの寄附によって成り立っております。

このどうぶつ基金の活動の基軸がさくらねこ無料不妊手術事業です。この活動の流れといたしましては、第1に捕獲し、次に不妊・去勢手術、最後に元の場所に戻す。そして、不妊手術をした印として、猫の耳先を桜の花びらのようにV字にカットするものでございます。これによって繁殖の防止、地域猫をさくらねことして1代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫の苦情や殺処分の減少に寄与するものでございます。現在、町ホームページでの周知のほか、相談のあった方に対して個別に説明をしております。今後、町では広報4月号に掲載予定でございます。

また、嵐山町で実施している補助制度につきましては、今回当町で開始したさくらねこ無料不妊手術事業が軌道に乗りましたら検討していきたいと考えております。

続いて、④の犬及び猫の所有情報を明らかにするためのマイクロチップの義務化についての周知でございますが、先ほど吉野議員さんからもお話があったとおり、マイクロチップはご承知のとおり、直径が約1.2ミリ、長さ8ミリ程度の円筒形でございます。外側に生体適合ガラスやポリマーを使用した電子の標識器具でございます。マイクロチップには15桁の個体識別番号が記録されており、この個体識別番号をマイクロチップの専用の読み取り機で読み取ります。マイクロチップにはGPSのような自ら電波を発することはありませんが、読み取り機の電波に反応して識別番号を送り返すことができるため、電源を使用せず、一度装着すれば一生交換する必要がないと言われております。

マイクロチップ義務化については、令和4年6月1日からブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫についてマイクロチップの装着が義務づけられました。販売所以外から譲り受けた場合は努力義務であり、必須ではございません。町では、昨年12月にホームページに義務化制度前にマイクロチップの民間登録団体に登録されている方へ、環境省のデータベースの移行を促すものの記事を掲載いたしました。今後につきましては、広報4月号でマイクロチップの義務化周知記事を掲載予定でございます。あわせて、ホームページの充実と狂犬病の集団接種実施時に周知を行っていききたいと考えております。

マイクロチップは、大切な犬や猫が迷子になったり地震等、災害等や盗難や事故によって飼い主と離れ離れになってしまったときに、飼い主の下へ帰れる可能性が高まるものでございます。動物愛護普及のためにも町として周知徹底に努めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 最後に、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、動物愛護と適正な管理のご質問のうち、ペットの災害対策についてでございます。滑川町では、地震や風水害における災害対策、防災対策に関し、滑川町地域防災計画を策定し整備を図っております。この計画書の第7章、災害救助保護計画に、避難者と共に避難した動物の取扱いを定めており、ここには避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）については、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を行うことから居室への持込みは原則禁止とし、敷地内に飼養専用スペースを設置するとしております。

また、避難施設に別棟の倉庫等がある場合など収容能力に余裕がある場合には、避難所で生活する避難者同意の下、居室以外に専用スペースを設けて飼養するとし、給餌、排せつ物の処理、清掃等は、ペットの持ち主が全責任を負うとしております。

ペットの災害対策に関しましては、吉野議員ご指摘のとおり、東日本大震災や熊本地震などで大きくクローズアップされた課題であると認識しておりますが、飼い主にとってはペットは家族同様、大切な一員である一方、動物が苦手な方やアレルギーをお持ちの方もおられます。町としましては、多くの方が避難生活を送る避難所においては、ペットに関するトラブルが生じないように、当分の間は、先ほど答弁させていただきました防災計画に基づき対応を図ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、今後、国、県、他自治体の動向も注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、ドッグランの建設について答弁をさせていただきます。ペットを飼養する方が年々増加している中、リードを外して思い切り愛犬を遊ばせたいと望む方も年々増えておりますことは、個人的にも大いに理解できるところでございます。滑川町内のドッグラン設置につきましては、ご承知のとおり、大字羽尾にあります大型商業施設の駐車場の一角を利用したものと、国営武蔵丘陵森林公園内にドッグラン施設がございます。このうち大字羽尾地内にある商業施設設置のものは、施設規模が大きなものではなく、また森林公園内の施設は4,000平方メートルを超える大きなものでございますが、入場料が必要となってまいります。

ご質問の内容から推察いたしますと、町としてドッグランの整備を意図したものと思われませんが、現状、町として整備する計画はございません。ただし、民間事業者や法人等が町有地を利用しドッグランを設置したいというご要望がございましたら協議の余地は十分ございますので、こうしたお話がありましたら賃貸借契約を前提に検討させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、再質問願います。

○13番（吉野正浩議員） ありがとうございます。再質問させていただきます。

以前、産業振興課長から、谷津田米の売行きがよくて足りないというふうなお話を聞きました。まず、谷津田米の定義を教えてくださいたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、吉野議員さんの再質問にご答弁させていただきます。

「谷津田米」という名称に関しては一般呼称でございます。基本的には、どなたが使ってもいい呼称となっております。ただ、そんな中、滑川町において谷津田米生産者組合、こちらがございす。その関係で谷津田米生産者組合のほうに関しては認証制度を設けているのですけれども、そして郷土かるたの絵と、それと「谷津田米」、これを組み合わせた形で登録をしております。こちらの登録をしているものを使うためには組合に入っていたきたいという形になっております。これは全体的なお話なのですけれども、「谷津田米」ということは、どなたが使っても構わないのですが、谷津田米生産者組合に入ってくださいと、そのかるたと「谷津田米」というものを使うことが可能という形になっておりますので、「谷津田米」はどなたが使っても呼称としては大丈夫でございます。

ただ、生産者組合に入ると、生産方法としてS-GAPであったり、埼玉県の特産栽培米という形の制度がございすので、そちらにのっとっていただきたいということがあります。皆さん、個人の方が、例えば通常にお米を作ってください、「谷津田米」というふうに名のっていただくのは可能なのですが、谷津田米として郷土かるたの絵と「谷津田米」というふうと一緒に併せて販売するのに関しては、谷津田米生産者組合に入ってくださいというふうになっております。

ちょっと分かりづらくて申し訳ないのですけれども、ですので、例えば滑川町ではなくて、違う自治体でも「谷津田米」ということは使っても構わないという形です。ただ、私どもが推進している谷津田米生産者組合のほうに関しては、谷津田米の販売袋のほうに、郷土かるたと「谷津田米」というふうと一緒に表示して、それで販売していると。それが生産者組合のお米ですよというふうな感じになっておりますので、よろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質問願います。

○13番（吉野正浩議員） 生産者組合として出しているお米というのは、コシヒカリとか彩系とか、あと特別栽培というのは聞いたことあるのですけれども、組合としてのブランド米として出す場合の米の種類とか栽培方法をお聞きしたいのですけれども。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、吉野議員さんの質問に答弁させていただきます。

まず、特別栽培米のほうです。通常の消毒とか、お米を作るのに当たって消毒であったり肥料であったり、こちらのほうは化学肥料の5割減を目指しましょうと、通常栽培よりもということ。そちらのほうをメインに行っておりますので、そちらのほうが組合の指針になっているという形になっております。組合に入っただいて、その指導方針に基づいてやっていただいたのが組合生産の谷津田米という形になりますので、例えば皆様個人の方がやっていただく部分、通常に販売させていただいている部分に関しても、かるたの絵と、先ほどお話ししたように「谷津田米」と表示されなければ、通常に谷津田米という形は可能ですので、よろしく願いいたします。

〔「種類、あと種類」と言う人あり〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） そうですね、シールですね。

〔「種類、米の種類」と言う人あり〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） すみません。失礼いたしました。種のほうは、谷津田米のほうに関しては、基本的にコシヒカリであったり、埼玉県の推奨米である彩のかがやきであったり、多々いろいろございます。そちらのほうに関しては推奨米という形でやっておりますので、よろしく願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質問願います。

○13番（吉野正浩議員） 種類ですけれども、彩のきずなというのを最近多く使って、彩のかがやきというのは昔作って、夏に弱いというのでやめてしまっているのですよ。それでは、彩のきずなはないのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、吉野議員さんの質問に答弁させていただきます。

彩のきずな、彩のかがやき、こちらのほうは埼玉県の推奨米になっておりますので、失礼いたしました、先ほど吉野さんがお話しされたように、彩のきずなのほうでしたか。

〔「きずな、かがやき」と言う人あり〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） かがやき。

〔「きずなが今いいんだよな、きずな」と言う人あり〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） どっちだったっけ、すみません、ちょっと上がってしまって。

○議長（瀬上邦久議員） 暫時休憩します。

休 憩 (午前10時35分)

再 開 (午前10時36分)

○議長(瀬上邦久議員) 再開します。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(服部進也) 失礼いたしました。彩のきずなが埼玉県の推奨米になっておりますので、先ほどの言葉が、きずなとかがやきを間違えた関係がございます。大変申し訳ございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(瀬上邦久議員) 吉野議員、質問願います。

○13番(吉野正浩議員) それで、生産者組合で売ってお米なのですけども、私たちが、自分たちが農協なんか売ると1俵で大体1万円前後なのです。非常に安くなってしまっています。こういう中で組合で売った場合、どのくらい売れているのか。販売先はどういうところに売れているのか、お聞きしたいと思います。

○議長(瀬上邦久議員) 産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(服部進也) 産業振興課長、吉野議員さんの質問に答弁させていただきます。

谷津田米のほうなのですけども、およそ1割程度JAよりか高く、組合さんが個人の方であったり販売先にするに当たっては、1割程度上がっているというふうには聞いてございます。そして、販売先のほうなのですけども、基本的に今までお話をさせていただいております、近隣のコントリーであったり近くのホテルであったりという形で、販売は行っているというふうには聞いております。

以上、答弁とさせて……

〔「お金はどのくらい売れているんですか」と言う人あり〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(服部進也) お金は1割程度上げているということで。

〔「1割ね」と言う人あり〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(服部進也) はい、そういうふう聞いております。はっきりした金額はちょっと分からないので、大変申し訳ございません。三百幾らという形は聞いておりますが、1割程度という形、キロ当たり300円から400円ぐらいという形では聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(瀬上邦久議員) 吉野議員、質問願います。

○13番(吉野正浩議員) 1割ぐらい、そんなに私の期待ほど高くなかったと思うのですけれども、給食センターとかああいうところへ行くと野菜も高く引き取っていただいておりますので、多分もっ

と高く引き取っていただけないのではないかと思います。

滑川町の実態を鑑みますと、多くの方は機械の設備投資や肥料代等で諸費用計算しますとほとんど利益が出ない。だけれども、誰も借手もいないし後継者もいない中で、田んぼの維持管理として耕作している人が大勢いるのではないかと察しております。こうした中で、米の価格の低下や肥料代の高騰など非常に切実な問題となっております。様々な方に聞きますと、「コンバインや田植え機が故障したら、もうこんな高い機械買ったんじゃどうにも返せないし、俺はもうやめるんだ」ということをよく耳にします。ちなみに、肥料代をJA価格で見ますと、化成肥料で令和4年と今年を比較しますと1.7倍から2倍になっております。非常にそういったホームセンター行っても高く化成肥料は買えないなと思っている人もいますけれども、非常に高額になっております。

谷津沼農業が日本農業遺産に認定されることに関して、町長及び総務政策課長からの昨日コメントがありまして、町長は谷津田米のブランド化と観光資源にしたいと、総務政策課長は総合振興計画の見直しも必要ではと、計画性と連携が重要と述べておりました。米農家にとって安定的な収入確保や販路拡大は重要な課題なのです。ブランド米の開発は、その効果的な対策の一つと言えます。食味が優れていたり、特別栽培などほかのものと差別化ができるのは特徴があったりして、付加価値のあるものがブランド米となるわけです。本町の場合は、天水のみを利用した谷津沼農業や里山の美しさなど、地域独自のセールスポイントをアピールしたり、地域で栽培されているほかの農産物、ぽろたんとか干し柿、こういうものと併せましてブランド化したりするのもよい方法と考えております。

そこで、私が考える地域ぐるみでの米のブランド化に取り組んではと考えております。それには品質のばらつきがあっては駄目、谷津田米の栽培につきまして町が先頭に立って、JAや滑川町谷津田米生産者組合と連携しまして、生産者に対する指導や支援、栽培マニュアルの作成などをしたり、肥料代が非常に高くなっておりますので、町が独自に肥料代等への補助を行うなどして、積極的な姿勢がないとこのブランド化というのはできないと思います。この辺について課長にお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、吉野議員さんの質問に答弁させていただきます。

私も個人的に全くそのとおりで思っております。基本的には吉野議員さんのおっしゃっているとおりの、ブランド化するに当たってはいろんな課題がございます。そして、そういった中で役所も一緒になりながら考えていきたいと思っております。ですので、ただこの中でもう一つお話しさせていただきます。いかなくはないけれども、協議会内で話をしなくてはいけない部分もございまして、それも鑑みながら今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質問願います。

○13番（吉野正浩議員） 次に、産業振興課長から沼や沼下の保全管理についての多面的機能支払交付金制度の活用についての答弁がございました。確かにこういう制度はあるのですけれども、こういった制度を活用できていない方が随分見受けられるのではないかと。特に基盤整備されているところというのは、ちゃんと管理組合というものはあるのです。そういうところで会則、規則とかありまして、そういったどぶさらいだとか何だとか草刈りとか全部なっているわけですけれども、現実的にそういう圃場整備されていないような弱体化されたそういった水利組合とか、そういう中では保全管理が非常に難しくなっております。どこに行っても沼の、昔から基盤整備されていないところの沼の下のほうは遊休農地になってしまっていて、耕作がされていないようなところ、こういったところも随分見受けられます。こういったところは、多分管理が行き届かないから余計作れないのではないかと。管理がきちっとしていれば借手もいるのではないかというふうに思います。こういった支援を受けることを知っている組合、弱体化した水利組合、また個人的に思っている方なんかは、そういうのを見ているだけという状況にあると思います。

町としては、もう少しこういったものに対して、もっと身近に地域に入って行って相談をしたりするという考えがなくては、もう耕作放棄地だらけになってしまうと思います。その辺ももっと積極的に地域に入っていくということに関して、課長のご答弁をいただきたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、吉野議員さんの再質問に答弁させていただきます。

今現在、多面的機能支払交付金の地域は10地域、そしてさらにもう一地域という形で増えている状況でございます。今、吉野議員さんがお話しされたように、圃場整備やっているところがメインな状況でございます。そして、今現在、各水利組合にもちょっとずつお話しはしているのですけれども、それがまだ行き渡っていない状況だと思っております。

圃場整備の事業だけではなく、多面的機能支払交付金をお話しする機会は、ほかの機会もございますので、そうした中で、例えば農協の組合長さんの会議であったり、例えば区長さんにお話をするであったりという形で、基本的には皆さんにお知らせしながらしていきたいと思っておりますし、今後推進するのに当たっては各沼下、例えば今こちらにいらっしゃいます議員さんであったりとかという形で、こういうことがあるのだよというお話をさせていただきながら、私ども産業振興課のほうに来ていただきたいという形があれば、そちらのほうをしていただければ私ども向かいますし、そしてまたは聞きたいよという形であれば、そういった形もしていきたいと思っております。そちらのほうは、基本的には皆さんのご希望のとおりにしていきたいと思っておりますけれども、制度設計上、

基本的には組合というものをつくっていただかなくてはいけないものがございまして、そちらのほうはやはり地元のほうにさせていただきたいというのがありますので、そちらの部分を含めながら、いろいろ多岐に進めながらいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質問願います。

○13番（吉野正浩議員） では、今度は動物の愛護の関係になります。ドッグラン建設の件なのですが、実は私もいろいろ町内を回っておりまして、「農村公園の利用はどうなったんだい」とよく聞きます。前町長からはお話を伺いまして、将来的には工業団地にしたいのだという話は聞いております。また、ほかの民間団体からもお話があるようなことはちらほら聞いております。ただ、現実的にあそこはまだ全く利用していない状態です。そういう中で、仮ではないのですけれども、ああいうところへドッグラン、あそこは近くに住宅もありませんし、非常に条件がいいところなのです。あそこに柵を設けるだけでいいわけですから、そういったことを考えていただくと。やはりああいうところの運営というのは、町が直営でやらなくても、私も知っていますけれども、こういったグループというのですか、そういう愛犬のグループたちが自分たちで管理をしていくと。週に土日のいつだけを開放するとか、そうすればいろいろな問題がクリアしていくのです。そういったものを少しずつ育てていけば、ドッグランというのはあまり町が大変になるようなことはないと思います。ですから、その辺も、あそこはあのまま空けておくのだったら、ちょっとそういったことも検討いただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

農村公園を利用してドッグランというお話をいただきました。個人的にも町内で、もし公有地であるのであればあそこしかないのかなという考えを持っております。ただ、先ほどの答弁で申し上げましたように、町としてそこを整備するとなりますと、やはり町民多くの方の同意が得られないとなかなか難しいのではないかとこのように考えております。賃貸借の契約により、先ほど申し上げました民間事業者をはじめNPO法人、あるいは有志によるもの、運営といったものについては、ご答弁申し上げたように十分協議させていただきたいと考えております。ただ、整備に関する費用に関しましては、慎重に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質問願います。

○13番（吉野正浩議員） 分かりました。意外と滑川町は閑散としているから、犬の遊び場はあるよという感じはあると思うのですけれども、そうでもないのです。リードを外すというところは、こ

れは田舎であっても町であっても、それは全然違うものですから、そういうものとはまた別と考えて、ぜひご検討いただきたいと思います。

私の質問は以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で、吉野正浩議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は11時05分です。よろしくをお願いします。

休 憩 （午前10時51分）

再 開 （午前11時05分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◇ 内 田 敏 雄 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 通告順位2番、議席番号12番、内田敏雄議員、ご質問願います。

〔12番 内田敏雄議員登壇〕

○12番（内田敏雄議員） 12番、内田敏雄です。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

初めに、介護問題について。高齢化と核家族化が進む中、社会全体の課題となっているのが介護問題です。超高齢化社会を迎えることによる2025年問題は、雇用や医療、福祉といった様々な分野へ多大な影響を及ぼすと言われていています。そして、2025年からの10年はさらに高齢化が加速し、高齢者施設や介護者の不足も深刻な状態になるそうです。平均寿命が延びるにつれて深刻になってきたのが、高齢者同士による老老介護と認認介護の問題でしょう。配偶者の介護、両親や兄弟姉妹の介護、そして自分自身の老後です。誰もが当事者として関わる可能性があるため、現状を正しく理解しておく必要があります。

2013年に厚生労働省が行った国民生活基礎調査では、在宅介護をしている世帯の半数以上に当たる51.2%が老老介護の状態にあるという結果でした。他人に助けを求めることへの抵抗感から一人で抱え込み、強いストレスが認知症を引き起こす原因になり得るという研究結果もあり、周囲から孤立している老老介護ほど認認介護に陥りやすいとされています。

一方、福祉施設の設立は高齢化のスピードに追いついていないという現実もある中、老人ホームと呼ばれる高齢者向けの施設には多くの種類があります。入所条件や提供されるサービス内容も様々で、似たような名前も多いため選び方が分からないという声や、たくさんのお金がかかりそうだから入れないという声を多く聞きます。そこで質問です。

①、町内の65歳以上の世帯で、単身者世帯数、また65歳以上だけの2名の世帯はどのくらいありますか。過去3年の12月末での世帯数をお願いします。

②、町内の在宅介護の状況について、分かる範囲で訪問介護利用世帯数を、単身者世帯、65歳以

上だけの世帯、その他の訪問介護利用世帯及び介護保険利用の総世帯の数を教えてください。

③、老人ホームの種類と入居条件や入居の容易性について教えてください。また、平均的な入居費用と保険適用額を教えてください。

④、介護難民を生まないための地域包括支援センターの施策について教えてください。

2、町の魅力発信について。インターネットやSNSの普及により情報伝達手段が広がったことで町外への情報発信が容易になりました。対外的広報は働き方が多様化している現在、リモートワークやワーケーションなど場所にとらわれない働き方が進んでいます。移住者や企業誘致、また観光客を獲得することにもつながり、結果的に自治体の収入増や様々な分野の活性化にもつながります。すなわち、町の魅力発信事業は地方創生そのものです。そのような状況下において、活性化するためのシティープロモーションとして、自治体広報の強化が求められている時代となっています。町外の方への広報活動の状況を教えてください。

①、町への転入と転出の状況を過去5年、年代別に教えてください。

②、ふるさと納税に関わる受入額及び町税控除額はどれくらいになるのか。また、返礼品の状況も過去5年について教えてください。

③、観光協会のホームページの更新頻度とアクセス数、概算で結構ですので、過去5年について教えてください。

④、町外に対する広報の施策について教えてください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

質問事項1、介護問題についてのうち、①、町内の65歳以上の世帯で単身者世帯数、65歳以上だけの世帯数と、質問事項2、町の魅力発信についてのうち、町の転入と転出の状況、過去5年を岩附町民保険課長に、質問事項1、介護問題についてのうち、②、町内の訪問介護利用世帯で単身者世帯数、65歳以上だけの世帯数と、その他の訪問介護利用世帯及び介護保険利用の総世帯数と、③、老人ホームの種類と入居条件や入居の容易性についてと平均的な入居費用と保険適用額についてと、④の介護難民を生まないための地域包括支援センターの施策についてを篠崎高齢介護課長に、質問事項2、町の魅力発信についてのうち、②、ふるさと納税の受入額及び町税控除額と返礼品の状況、過去5年についてと、④、町外の方に対する広報の施策についてを小柳総務政策課長に、質問事項2、町の魅力発信についてのうち、③、観光協会のホームページの更新頻度とアクセス数、過去5年についてを服部産業振興課長に、それぞれ答弁願います。

初めに、岩附町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、内田議員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問事項1、介護問題についてのうち、①、町内の65歳以上の世帯で単身者世帯数、また65歳以

上だけの2人（夫婦世帯を含む）の世帯数について、過去3年間の12月末日現在での世帯数についてお答えをしたいと思います。

まず初めに、住民基本台帳に登録された住民のうち、65歳以上単身世帯数の推移を令和元年度から順に申し上げます。令和元年が853世帯、令和2年が902世帯、令和3年が917世帯、令和4年が964世帯となります。65歳以上単身世帯数は、令和元年から3年後の令和4年の3年間で111世帯増加をしております。

次に、65歳以上だけの2人世帯数でございますが、こちらも令和元年から申し上げます。令和元年が1,030世帯、令和2年が1,077世帯、令和3年が1,119世帯、令和4年が1,142世帯となります。65歳以上だけの2人世帯数は、同じく3年間で112世帯増加をしてございます。

続きまして、質問事項の2、町の魅力発信についてのうち、①、町への転入と転出の状況を過去5年間についてのご質問に答弁をさせていただきます。初めに、住民基本台帳に登録された転入者数の推移でございますが、平成30年から令和4年までの5年間、こちらも12月末日現在の移動数を申し上げたいと思います。平成30年の転入者数926人、令和元年1,083人、令和2年が965人、令和3年が849人、令和4年が963人となっております。

次に、転出者数の推移でございますが、同じく平成30年から順に申し上げます。平成30年が614人、令和元年が807人、令和2年が699人、令和3年が691人、令和4年が868人となっております。過去5年間の状況の数字から見ますと、令和2年から新型コロナウイルスの流行で人の流れに影響もあったと推測をされますが、転入者数、転出者の数を平成30年と令和4年を比較した場合、転入転出ともに令和4年は増加しておりますので、年々増加傾向にあると見ることができます。

また、転入者数から転出者数を差し引いた社会人口増にあっては、同じく平成30年と令和4年を比較をいたしますと、平成30年が312人の転入超過、令和4年については95人の転入超過ございました。埼玉県内では人口減少に悩む市町村もございますけれども、滑川町においては年を追うごとに人口増加数は減少傾向ではございますけれども、まだまだ転入者数が転出者を上回っている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、内田議員のご質問のうち、質問事項1、介護問題についてのうち、①、訪問介護について、②、老人ホームについて、③、介護難民を生まないための地域包括支援センターの施策について答弁をさせていただきます。

まず初めに、介護保険サービスの実績につきましては、世帯としてではなく件数としての回答となりますことをご了承ください。介護認定を受けている方、要介護1から要介護5の訪問介護サービス利用者数は、実績が確定しております令和4年4月から11月の月平均を見ますと75件となって

おります。令和3年の同じ期間と比べますと、平均62件でしたので増加傾向にあります。利用者個々の世帯状況など基本情報については把握ができておりませんが、感覚的には在宅で訪問介護を利用している方は単身高齢者、また介護をする方も高齢の方、そして家族の就労等により日中独居の方が多く感じられます。1日数回の訪問介護サービスの利用により、家族の介護負担の軽減、またプロの介護による安心感が得られ、高齢者の在宅生活が支えられていると考えます。

介護保険利用の総数につきましては、実績が確定しております直近の令和4年11月を見ますと、認定者数618人のうち在宅サービスを利用している方が299人、そのうち訪問介護サービス利用者は77人で、在宅サービス利用者の25.7%、約4分の1の方が利用しています。在宅において様々なサービスを組み合わせて利用している方が多く、重複している数ではありますが、在宅介護の状況について説明いたします。同じく令和4年11月の実績になります。多い順に、福祉用具のレンタル200件、訪問介護77件、通所介護77件、通所リハビリ70件、短期入所43件、訪問看護42件、訪問リハビリ9件、訪問入浴8件となっております。

次に、老人ホームについて説明をさせていただきます。老人ホームには大きく分けて公的施設4種類と民間施設4種類があります。公的施設の入居条件や費用について説明いたします。費用につきましては、介護度と自己負担割合、部屋の収容人数等によって大きな差がありますので、一般的な月額費用となっております。また、公的施設においては、入所時の初期費用については原則かかりません。

1つ目の特別養護老人ホームは、原則、要介護3以上の認定を受けている方が対象となります。認知症の方やみとりの方も可能であり、ついで住みかとして人気のある施設であるため待機者が多く、なかなか入所できないこともあります。費用は10万から15万円とされています。

次に、介護老人福祉施設です。要介護1以上の認定を受けている方が対象となります。医療的管理、機能訓練などを受けることができ、病院と自宅の中間的な位置づけで、退院後在宅生活が難しい方が入所し、在宅への復帰を目指す施設です。入所期間は3から6か月で、費用は10万円から20万円とされています。

3つ目の介護医療院は、要介護1以上の認定を受けている方が対象となり、特に医療ケアが必要な方に特化した施設で、医師や看護師、薬剤師や栄養士などの配置が義務づけられており、みとりやターミナルケアを受けることができます。費用は10万円から20万円とされています。

4つ目のケアハウスは、自宅での生活が困難な方が身の回りのサポートを受けながら生活できる施設です。一般型と介護型があり、一般型は、60歳以上の心身の機能に問題がなく、身寄りなどがおらず独り暮らしに不安のある方が対象で、介護型は、原則65歳以上の要介護1以上の方が対象となります。所得に応じて料金が減額される補助がありますので、収入が少ない方でも利用が可能で、費用は9万円から13万円とされています。

次に、民間施設について説明いたします。介護付有料老人ホームは、要介護認定を受けた方のみ

が入居できる介護専用型と、自立から対象とした混合型があります。24時間介護職員が常駐し、月額費用の中で介護サービス費が定額で含まれているため、介護が多く必要となった場合でも安心して利用しやすい料金となっています。入居時の費用としてゼロから数百万円と幅があり、月額15万円から30万円とされています。

次に、住宅型有料老人ホームです。自立から要介護認定を受けた方まで幅広い方が入居できます。先ほどの介護付有料老人ホームとの大きな違いは、介護サービス費が月額定額制でないため、自分に合った介護サービスを自由に選択でき、受けたサービスの分だけ支払います。費用は、入居時の初期費用としてゼロから数十万円、月額10万円から20万円とされています。

次に、サービス付高齢者向け住宅です。60歳以上から入居可能なバリアフリー構造の賃貸住宅で、介護施設ではなく、あくまで在宅として扱われ、ご自宅とほぼ変わらない自由な生活ができる施設です。介護が必要な場合は、外部の事業所によるサービスを利用します。入居時の初期費用として数十万円かかり、月額10万円から20万円です。

次に、グループホームです。認知症の診断を受けている方で、要支援2、また要介護認定を受けている方が対象で、原則、施設のある市町村の住民が利用できる地域密着型サービスになります。少人数でユニットをつくり、専門職員からサポートを受けながら共同生活をする施設で、初期費用としてゼロから数十万円、月額15万円から20万円です。

以上、主な老人ホームについて説明をいたしました。内田議員の質問にもありましたが、実際、高齢者ご本人、ご家族の方がどのように施設を選んだらよいか迷うところでもあります。そのようなときは、ぜひ町の地域包括支援センターにご相談ください。高齢者の総合相談窓口として、滑川町では高齢介護課の中にありまして、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種がそれぞれ専門性を生かし、連携しながら様々な面から支援をしています。本人、ご家族の意向に沿い、費用面、地理的な問題、施設入所の目的、希望する入所期間等をお聞きしながらご相談に乗ります。不安なく高齢期を過ごしていただくためにも、地域包括支援センターをご活用いただきたいと思います。

最後に、介護難民を生まないための地域包括支援センターの施策について説明いたします。現在滑川町では、令和3年度から令和5年度までの3か年計画であります第8期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づきまして地域包括ケアシステムを推進しております。地域包括ケアシステムこそが介護難民を生まないための施策につながっておりますので、計画と併せながら説明をさせていただきます。

地域包括ケアシステムとは、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される体制のことです。第8期計画には、基本理念として、「町民の健康・安心・生きがいを共に創り、共に支えるまちづくり」を掲げております。この基本理念は、高齢者を含めた町民一人一人が自らの健康、安心、生きがいを保持しながら、住み慣れた町で活躍できる地域づくりを目指すとともに、医療や

介護が必要になっても、あらゆるサービスを活用しながら家族や近隣、地域の様々な関係者と共に暮らせる町づくりを目指すことを表現したものです。基本理念の実現に向けて3つの基本目標が設定されています。

1つ目の目標は、心身ともに健康を保持しながら生き生きと暮らせる町づくりです。介護難民にならないためには、まずは自分の生活はできるだけ自分で行うことを目標に、元気なときから介護予防に取り組むことが大切です。地域包括支援センターとしては、介護予防として体操教室、認知症予防の頭の体操、折り紙教室、各集会所での自主グループへの支援。また、コロナ禍前ですと、健康吹き矢教室、料理教室、歌声サロン等様々な教室を開催しております。町民一人一人が日常生活において継続的に介護予防に取り組める環境が必要でありますので、地域包括支援センターのみでなく、健康づくり課、社会福祉協議会、教育委員会などをはじめとして様々な機関や関係部署とも連携を図りながら、健康づくり、介護予防、認知症予防についての意識啓発や取組の維持、拡大を図ってまいります。一人一人が予防に向き合い健康寿命を延ばすことが大切です。年齢や心身の状態にかかわらず、全ての高齢者を対象とした健康づくりに向けた取組を継続的に実施していきます。

2つ目の目標は、医療や介護などを活用しながら安心して暮らせる町づくりです。高齢期になると身体機能の低下に伴い、様々な病気、不調が生じます。高齢者が住み慣れた町で安心して暮らし続けるためには、各個人が健康づくりに取り組むことに加えて、身体機能の衰えや生活の中で感じる不便さを補うサービスや、医療と介護が連携した適切なサービスの提供、そして家族や地域住民の高齢期に対する理解や支え合いの力といった環境を整えることが重要となります。また、在宅介護においては、本人だけでなく家族介護者への支援も大切であると考えます。介護が必要になった場合は、有効に介護保険サービスを利用していただきます。在宅介護サービスの一つとして、滑川町には定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスがあります。在宅で施設並みの安心感が得られるサービスとして、要介護1から要介護5の方が利用できます。

介護保険は本人のためだけでなく、家族の介護負担軽減という目的があります。地域包括支援センターでは、家族介護支援事業として家族介護教室を実施しています。高齢者の介護で悩む家族や、今後介護をする可能性のある方に、介護保険制度やサービスの利用方法、在宅介護の方法などを学んでもらい、介護力を身につけられるよう支援しています。また、教室に参加することで介護に対して不安や悩みを持つ仲間同士の交流を図り、介護家族の孤立を防止する目的もあります。

そのほか、在宅医療介護連携推進事業として、高齢者が疾病を抱えていても、可能な限り地域で自立した生活を営むことを支援するため、東松山市を中心とした比企地区9市町村で連携し、事業を進めています。

また、認知症施策事業においては、認知症について正しく理解していただくよう住民や町内の小学生、中学生を対象に認知症サポーター養成講座を開催しています。生活支援体制整備事業として

は、社会福祉協議会に委託し生活支援コーディネーターを配置し、サロンの立ち上げなど地域における支え合いを通じた助け合いの地域づくりを進めています。

3つ目の目標は、高齢期においても自らの生きがいや役割をつくり実践できる町づくりです。高齢者が地域や家庭の中で自らの生きがいや役割をつくり出し、それを実践できる環境を整備する必要があります。町では、シルバー人材センターや社会福祉協議会の地域支え合いサービス活動、サロン活動など多様な高齢者の活躍の場があります。今後ますます現役時代に多様な経験を積み、知識やスキル等を身につけている世代が、退職後に町の中で新たな生きがいや役割を見いだせる環境が求められます。高齢期にも社会の中で生きがいや役割を持つことは、心身の健康維持、向上にもつながることから、高齢者が活躍できる場づくりに努めていきます。2025年には、独り暮らしや高齢者のみの世代がより一層増加することが予想されるため、自分のことを自分でする自助、地域の住民のつながりやボランティアの互助、この2つの役割が大きく必要となると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問、町の魅力発信についてのうち、②、ふるさと納税の過去5年間の受入額、町税控除額、返礼品の状況についてと、④、町外の方に対する広報の施策について、それぞれ答弁をさせていただきます。

初めに、ふるさと納税の過去5年間の受入額、町税控除額、返礼品の状況についてでございます。受入額から申し上げます。平成30年度2万5,000円、件数は3件、令和元年度2万2,000円、件数は3件、令和2年度10万4,088円、件数は5件、令和3年度100万3,000円、件数は3件、令和4年度は本年1月末現在でございますが、880万円、件数は119件でございます。

続いて、町税の控除額でございます。こちらは税務課より資料の提供をいただきました。1万円単位で端数を切り下げさせていただきます。平成30年度課税分1,591万円、令和元年度課税分2,200万3,000円、令和2年度課税分2,315万円、令和3年度課税分2,987万円、令和4年度課税分3,702万円。

以上でございます。

続いて、返礼品の状況でございます。返礼品に関しましては、平成30年度から令和3年度にかけては谷津田米のみでございます。令和4年度から返礼品を順次拡大しております。現在の返礼品は5つございます。1として谷津田米、2番目として高根カントリークラブ利用券、3番目に国営武蔵丘陵森林公園入場券及び施設利用券、4番目に郷土紙芝居「生きた 支えた たたかった 比企氏物語」、5番目に伊古の里フィッシングパーク釣り券でございます。内田議員さんには、ふるさと納税の納税額向上のため、議会の一般質問において有益な方法を提示いただきましたことに、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

返礼品の選定に当たっては一步一步、品目を増やしているところでございますが、現在の取扱い

として、品質が長く保てるもの、また職員の事務負担を考慮し、選定をしております。

続きまして、町の魅力発信のうち、町外の方に対する施策について答弁をさせていただきます。町外の方に対する滑川町の魅力発信といたしましては、主にホームページを活用したものでございます。ホームページのアクセス数に関しましては、アクセスした所在地までは分かりませんが、令和4年1月から12月までの1年間、48万回以上の閲覧がございました。また、令和3年10月からは滑川町のユーチューブチャンネルを開設し、動画の配信を進めております。谷津田米の紹介や郷土紙芝居など現在14の動画を公開しております。こちら動画の総再生数は、これまでの累計で2万5,000回を超えております。

なお、今後の情報発信手段といたしまして、現在SNSを利用した情報発信の準備を進めており、早ければ今月中、また遅くとも7月中には開設する予定でございます。今後も時々の社会情勢を鑑みながら、有効なツールを用いた町のPR事業を実施してまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 最後に、服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの質問事項2、町の魅力発信についてのうち、③の観光協会のホームページの更新頻度とアクセス数の過去5年についてをご答弁させていただきます。

集計結果の残る令和3年度以前の過去5年のアクセス数を回答させていただきます。平成29年度は6,883件、平成30年度は5,781件、令和元年度は6,657件、令和2年度は測定不能になっております。令和3年度が3,185件となっております。以上のようなアクセス数となっております。また、更新作業に関しては不定期、随時更新となっておりますので、ご報告させていただきます。

回答したアクセス数について補足の説明もさせていただきますが、令和2年度に観光協会ホームページの入替え作業があり、測定数不可能となっております。また、令和2年度以前のアクセス数集計方法と現在の集計方法が異なっておりますので、そのためアクセス数に乖離がありますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、再質問願います。

○12番（内田敏雄議員） ありがとうございました。

まず、介護問題のほうから。厚生労働省の2019年の白書によると、平均寿命が男性で81.6歳、女性が87.7歳というふうに記載されていて、これに対して健康寿命が、男性で72.7歳、女性が75.4歳、平均寿命と健康寿命の間に約10年ぐらいの差がありまして、当然この間やはり介護が必要になってくるのかなというふうに思っています。そうすると、2025年問題で高齢化が急速に進むと施設が足

らなくなるということは予測できるのですけれども、その辺のところを町として何か対応を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、内田議員のご質問に答弁いたします。

施設整備につきましては、介護保険事業計画の中でサービス整備計画を立てて進めております。今、第8期においては、新たな施設の整備計画の予定はなしとなっております。

今後につきましては、来年度令和5年度に作成します第9期介護保険事業計画において、第8期における実績を基に、人口構造の変化や必要な介護サービス事業量を見込み、計画を立てます。また、埼玉県の高齢者支援計画に基づきまして、圏域ごとの協議予定も決められております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問を願います。

○12番（内田敏雄議員） 介護施設についての説明をしていただいたのですけれども、私なんかから見るとかなり複雑で、なかなか理解でき切れないのですけれども、介護の要支援だとか認定のランクによって入れる施設、利用できる施設が変わってくるようなのです。当然それにはお金がかかるわけで、けれども介護保険には皆さん入っていらっしゃるんで、介護保険から出て、実質的には1割の負担ということなのだと思うのですけれども、でも介護が進んでいけば、介護の上限というのが決まっています。超えると全額負担になるのかなということなのですが、必ずしも上限までで収まるというふうには考えられないのですけれども、その辺の費用の問題はどうなるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、内田議員のご質問に答弁させていただきます。

施設を利用した場合には、所得に応じて居住費と食費の負担が軽くなる制度もございます。そのほかに自己負担額が高額になった場合には、これも所得に応じてですが、限度額を超えた場合は、高額介護サービス費として後から給付されます。また、介護保険と医療保険の支払いが高額になった場合の負担軽減制度もあります。所得に応じた限度額を超えた分が払い戻しされます。そのような経済的負担軽減の制度がありますので、ぜひご利用いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 介護保険から支払われるのかどうか。超えた場合に利用者の負担があまり大きくなってはいけないということで、負担限度額というのがたしかあったと思うのですけれども、あれもかなり細かく規定があって、負担限度額がその人の収入だとか、それから財産によって変わってくるような話を聞いているのですけれども、実際にちょこっと私が調べた感じでは預貯金の金

額が影響するようなことが書いてあったのですが、それ以外もやっぱりそういう資産は影響してくるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、内田議員のご質問に答弁いたします。

所得、ご本人の年金収入と、あと通帳、預貯金、2つを見させていただきますが、そのほか世帯としても見る場合もございます。そのほかの資産については特に見てはおりません。

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） あと、今、介護が実際に身近になっている問題で、年齢の高い方々の中では、やっぱり他人に助けを求めることに非常に抵抗感のある方はまだまだいらっしゃるのです。現実問題としてそれだけでは済まないというのも事実だと思うのですけれども、こういう方々の掘り起こしみたいなものは、やっぱり行政としてはやってほしいなというふうに思っているのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、内田議員のご質問に答弁いたします。

その点に関しましては、地域に密着した活動をしております民生委員さんの情報により私どもが動いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 多分そういういろんな情報のやり取りで、その中で一番中心になるのが地域包括支援センターなのかなというふうに思うのですけれども、埼玉県のホームページを見ていたら、滑川の地域包括支援センターの職員は3名というふうに書いてあって、1人当たりが二百何十件を担当していると。1人当たりの担当件数が二百何十件とかというふうに書いてあったのですが、その件数が多いのか少ないのかよく分からないのですけれども、少なくとも二百何十件を1人で担当するというのは、かなり負担になっているのだろうなと。その辺のところでも、地域包括支援センターのてこ入れみたいなものは将来的には考えているのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

地域包括支援センターのてこ入れに関してでございますけれども、ご承知のとおり県内の各町村においては、地域包括支援センターを独立させて運営しているところのほうが多く見受けられると

いう状況です。

滑川町においては、高齢介護課の中に一つの部署として地域包括支援センターを設置しておるのが現状ですけれども、これについては現在の町の人口、また高齢者人口を考慮したときに、高齢福祉と地域包括支援センターが連携して事業がしやすい、そういった判断で現在は一緒に、一体で行動しているということでございます。ただし、将来的にはやはり別組織としてこれを独立させて運営していくという必要のほうは、役場としても認識をしておりますので、将来を鑑みながら今後検討を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） ありがとうございます。すみません、時間が少なくなってしまったのだけれども、町の魅力発信について再質問させていただきます。

私、自治体の広報に求められるものというのは、地域住民への情報の伝達と、それから地域外の方への情報の伝達、それともう一つはステークホルダー同士をつなぐという、この3つが自治体の広報に課せられた一番大きな仕事なのだろうというふうに思っているわけです。今回の質問では地域外の方への情報の伝達なのですけれども、当然それがステークホルダーへのつながりをつくるということにもつながっていくわけなのですけれども、私の印象では、町のホームページが主体というふうなご回答だったのですけれども、町のホームページを見ても、確かに町内への住民への情報の伝達については、何年か前にリニューアルして、非常に評判もよくなったとは思いますが、対外的な情報発信については非常に何か心もとないような気がしております。その辺のところをどう考えているのか、今後もっとこ入れをする予定があるのかどうかお聞きしたいのです。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

町のPR事業に関しましては、内田議員おっしゃるとおり、中心的には町広報紙と、あとホームページといったところが大きなものでございます。今後の予定でございますけれども、先ほど答弁させていただきましたとおり、現在SNSによる情報発信ということを担当のほうで計画しております。これに関しましては、滑川町にお住まいの方以外の方でも十分な情報発信ができるものと現在期待をしているところでございます。

また、今月25日の日にさくらまつりが行われる予定でございますけれども、これに併せて滑川町の観光大使の委嘱ということで今準備を進めているところです。そういったものも含めまして、広く多くの方に滑川町を知っていただくといったような事業を引き続き取り組んでまいりたいと思います。

現状の印象としては、私個人的にもやはり情報発信が少ないという認識でございますので、少し

ずつこちらのほうもコンテンツ等を増やしながらかつ実させていただけますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問を願います。

○12番（内田敏雄議員） 課長の答弁の中で町のブランド化というお話があったのですが、香川県の直島という離島があるのですが、ここが町のブランド化で最も成功した例ではないかというふうに言われています。この町はちっちゃな島なので、人口は3,000人ぐらいだったと思うのですが、それが観光として、釣りだとか、何か来る人が前は3万人ぐらい年間いたそうなのですが、現在20万人訪れるというふうになつていて、そのうちの20%が外国の方だそうです。この町は島を3つに分けてたしかやっているという形で、島の産業の部分と、それから生活の部分、そしてアートという部分を、3つに島を分けて、そういう戦略を持ってコマーシャルをして取り組んでいったわけなんです。たまたま偶然性というか、それに協力してくださる方がいらつしたというのものもあるのだと思うのですが、ある教育関係の会社の社長さんがアートに興味を持っていて、それに協力したというふうになつて記録には書いてありましたが、人口3,000人の島で20万の観光客が訪れるというのは、すごい画期的なことだと思うのです。でも、滑川町にしてみても、人口2万人ですが、年間80万の森林公園という産業、観光資源があるわけで、これを生かせばもっと町のブランド化につながるのではないのかなというふうに思っています。去年の沼まつりのときに町長のスピーチの中にも、この80万人を何とか生かしたいというようなお話があったのですが、町として具体的に何か考えていらつしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

滑川町に来る観光客の人数を増やすという目的でございますが、現在、森林公園と、こちらは町とは直接関係はないと言っているのかな。たまたま講演会等で知り合った方なのですが、千葉の城郭保存会という方が非常に地域活動のために様々な事業を行っている団体がございます。この団体の方が、森林公園内にある山田城、山崎城に注目をされまして、何とかアポを取りたいということで、その団体さんと森林公園とのつなぎといったところで、町のほうで介入をさせていただきました。直近のお話では、公園とお話合いが今月中に持てるというようなお話も聞いております。そういった方々も町に興味を持っていられますので、様々な場面で、その城郭以外の部分も含めて町のPRということを今後またお願いしたいというふうに考えております。

また、それ以外にも興味をお持ちの方等、町のほうに、このところやはりアクセス等も増えております。ぜひ町に興味を持って、ここで何かをできる、何かをしたいと言われるような発信というものに今後努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（内田敏雄議員） どうもありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で、内田敏雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午後1時とします。よろしく願いをいたします。

休 憩 （午前11時55分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◇ 阿 部 弘 明 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 通告順位3番、議席番号14番、阿部弘明議員、ご質問願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、通告書に基づく質問を始めます。まず第1に、物価高騰から住民生活・営業を守れというテーマです。年末から取り組んだ町民アンケートは、住民の生活や営業がこれまで以上に困難になっていることを示しています。約7割の方が昨年と比べて生活が苦しくなったと回答をしています。

アンケートから住民の声を紹介します。「70代で、年金が低くて普通の生活が維持できない」。稲作農家です。「肥料費、農薬代金、燃料費が大変値上がりし、米価は逆に値下がりし、赤字状況が続き継続経営が厳しい」、「生きていくために必要な食料が高くなれば生活は苦しいばかり。旅行割なんかより現金をしっかりと配ってください。また、みんなが困っているのを見ぬふりをするな」、「夫の給料が減少のため私が働くも、また物価、電気代等値上がり、家計は苦しい」、「収入増えず物価上昇、円安影響に手が打てていない安倍政治からの脱却を」、「正社員として働いてはいるが、給料が上がらず物価が上がり続け、将来の不安は増すばかり。衣食住の最低限は守ってほしい」、「物価高騰や介護保険料、国保税の負担増、年金の減少、後期高齢者の医療費負担増など、国民の生活を圧迫する事態が多過ぎる」、こういった声が出てきています。

主要食品メーカーは、4月までに1万品目を超える値上げを予定しています。さらに電気代の高騰です。終わりのない物価高騰に悲鳴の声が上がっております。しかし、暮らしを支える国の政策は見当たりません。こういうときこそ町の出番ではないでしょうか。町は、これまでも財政調整基金の活用について災害時に備えると繰り返してきました。今、災害級の物価高騰による生活苦です。その活用を求めるものです。

①、水道料金の減免措置の継続。②、1月で終了した滑川町燃料費等高騰対策事業者支援金の継

続。③、10月から事業者や農業者は物価高騰と併せてインボイス制度導入に伴う負担増が予想されています。直売所で野菜を売る農家など僅かな収入にも消費税の納税を強いることになります。インボイス制度の中止と消費税減税を国に対して町から求めてください。

2番目として、耐震・住宅リフォーム助成金制度の改善をです。住宅の改修要求は、住宅の老朽化や家族構成の変化、高齢化などから年々高くなっています。中には悪質な業者に泣かされた方も少なくありません。町の耐震・住宅リフォーム助成金制度は2010年から行われてきました。この制度の利点は、地元の安心できる業者が施工し、住民も業者も両方が元気になる一石二鳥で、さらに経済波及効果が約20倍以上と、地域経済の発展にとっても大きな役割を果たしています。しかし、町における利用件数は、2014年から2021年で2件から3件と少ないのが実態です。改善する時期ではないかと考えます。

川島町が制度の改善を行い利用者が大きく増加したと聞きました。改善点は、①、利用回数を1回限りではない年度で1回としたこと、②、申請手続の簡素化を行い、工事後の申請書類提出のみになったということ、これにより2021年の申請件数28件が、2022年2月時点で81件と2.9倍になっています。その総工事高は8,500万円に上っています。地元の業者からは、10年前に工事したお客さんが、今度は水回りの依頼を受けた、お客さんが切れなくなったなど、住民にとっても地元業者にとっても喜ばれる制度になっています。町の制度を使いやすく、利用が増える制度改正を求めるものであります。

3番目が、町の非正規職員の不安を取り除いてというテーマです。町で働く人は220人、そのうち90人の約4割がパートや会計年度任用職員など非正規として働いています。非正規職員なしに役場の仕事は回らないのが現状ではないでしょうか。待遇改善を求める声や、これからも雇用が継続されるか不安という声も出ています。昨年末、総務省は会計年度任用職員制度の適正な運用等についてとの通達を出しました。適切な給与改定については、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮するとともに、地域の民間企業における同一または類似の職種の労働者の給与水準の状況等にも十分留意し、単に財政上の制約のみを理由として期末手当の支給について抑制を図ることや、新たに期末手当を支給する一方で、給与や報酬について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わないものであるとしています。

また、適切な勤務時間の設定については、フルタイム勤務とすべき標準的な職務の量がある職について、パートタイム会計年度任用職員として位置づけること自体を目的として、勤務時間をフルタイムより僅かに短く設定することは適切でないとしています。

また、再度の任用についてもこう述べております。前の任期における勤務実績を考慮して選考を行うことは可能であること、また結果として複数回の任用が繰り返された後に再度の任用を行わないこととする場合には、事前に十分な説明を行うほかに、応募可能な求人を紹介するなど配慮することが望ましいこととしています。任用の更新の際、これまでの勤務実績を基に更新することが

可能になったということだと思います。町の非正規職員の待遇改善を求めるものです。

4番目が平和行政についてです。羽尾に住む終戦を小学校4年で迎えた小久保さん（88歳）のお話を聞きました。「終戦間際だと思いますが、空襲警報が出たので学校から早く家に帰されました。学校の帰り道、ため池で泳いで遊んでいました。そのとき、上空に米軍のB29が物すごい低空で飛んできました。怖くて私たちは慌てて水の中に潜りました」。また、「唐子飛行場辺りをB29が爆撃しているのが見えました。辺り一面が火を吹いていたので驚きました。その頃は、松高の生徒が学徒動員で軍需工場だったディーゼル工場で働かされていました。私の兄も働いていました。兄から機銃掃射を受けて逃げ回っていたという話も聞きました。その頃、うちの近くの稲荷山頂上に陸軍が高射砲を据え付けたのです。てんぐ様のすぐ後ろでした。多分、唐子飛行場を空襲から守るために造られたのだと思います」。これまでこの高射砲のお話は聞いたことがなく、貴重な話だというふうに思っています。このような話を聞ける方もだんだんいなくなっています。町は、戦争の記録を作る作業を急がなければならないと感じました。町のお考えをお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

質問事項1、物価高騰から住民生活・営業を守れと、質問事項3、町の非正規職員の不安を取り除いてと、質問事項4、平和行政についてを小柳総務政策課長に、質問事項2、耐震・住宅リフォーム補助金制度の改善を服部産業振興課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問にそれぞれ答弁をさせていただきます。

初めに、ご質問の1、物価高騰から住民生活・営業を守れについては、一括して答弁させていただきます。新型コロナウイルス感染症が確認されて以来、世界の各国でロックダウンや厳しい行動制限が行われ、これらによる経済活動の低迷は、多くの働く者の生活基盤を苦しめてきております。また、ロシアによるウクライナ侵攻により国際的な安定が大きく損なわれる中、食料品や燃料価格の高騰などによるさらなる苦境が続いております。この間、国は生活支援のため、事業者、事業主、労働者、児童をはじめ様々な支援策を実施し、国民の生活を支える事業を展開してまいりました。

滑川町においても国からの交付金を活用し、町民皆様の生活を守るために全課局で対応してまいりましたことは、ご承知のこととご存じます。ご質問にもございました水道料金の減免事業については複数回、また燃料費高騰対策に関しましても、交付金を活用した各種の事業を行ってきたところでございます。新型コロナウイルス感染症に係る国からの交付金につきましては、ワクチン接種に係る費用を除き、総額で約4億8,000万円でございます。その多くを町民皆様、子育て世帯、高齢者、事業者、農業者といったように、対象ごとに細かく支援政策を続けてまいってきたところで

ございます。

今回、阿部議員さんからは、財政調整基金の取崩しについて、町独自の支援ということでご質問いただきましたが、現状、これに関しましては慎重に判断をさせていただきたいと考えております。これには、過去において歳入予算の不足を補うため、繰り返し財政調整基金の取崩しを行った経過がございます。滑川町における財政調整基金の基金残高は、本年2月末現在約11億5,000万円、底が見え始めた基金を数年をかけて積立てをさせていただいた結果でございます。

財政調整基金の基金残高を直近の10年ほどの推移で見ますと、平成24年度約8億6,000万円あったものが、取崩しによる減少が続き平成30年度には約2億2,000万円となっております。言うまでもなく、先ほど述べましたように町が行う様々な町民皆様への政策に対し、歳入が不足したため基金を取り崩したためでございます。基金への積立てを計画的に行う必要性は、将来構想の下、町が政策的に実施する事業や災害発生時における即時対応を可能とするためでございます。

記憶に新しい昨年7月の集中豪雨では、滑川町でも道路冠水による通行止めや、一部の住宅では浸水の被害も生じましたが、比企郡内のときがわ町、鳩山町では、土砂崩れ等の比較的規模の大きな災害が発生しました。この件について鳩山町に復旧費を問い合わせましたところ、3億5,000万円を超える費用がかかっているとの回答でございました。また、この災害に関しては局地的なものであり、国が指定する激甚災害には当たらないということで、復旧費は全額町費で行い、年明けようやく交付税措置のある起債が発行できるようになったとのことでございました。こうした災害はいつやってくるか分かりません。また、場合によっては1年間の間に複数回、また数年続けて発生することも考えられます。加えて、国民の生活基盤に係る政策は、お住まいの市町村を問わず保障されるべきものと考えます。したがって、基本的には現在、国において実施しております燃料費等の物価高騰対策のさらなる充実を国指導の下で行うべきと考えております。しかしながら、町民皆様の生活を守る施策は、町政の最も重要な部分でございますので、今後関係する課局と協議を行い、必要であれば町民皆様にひとしく行き渡る政策を実施させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

続いて、インボイス制度に関するご質問に答弁をさせていただきます。阿部議員さんからは、インボイス制度に関して数回ご質問をいただき、お答えをさせていただいておりますので、繰り返しの答弁となりますことをあらかじめご了承くださいと存じます。制度の趣旨といたしましては、複数税率制度の下で適正な課税を実現するため、消費税に係る税額計算の正確性や税の公平性を確保することを目的とした国会審議を経て決定された制度でございます。インボイス制度の開始に当たっては、特に個人事業主等を中心とした免税事業者から不安や懸念の声が多く発されていることは町としても承知しており、各業界団体からも数多く懸念の声が聞こえてきております。町といたしましても、町内に多くの個人事業主の方がおられますので、本制度の導入に関しては、今後注視を続ける必要があると感じております。

一方で、制度開始後には経過措置期間が適用される予定であり、一定期間の準備期間が設けられていることも考慮する必要がございます。正直なところ、町といたしましても制度導入後どうなるか不安な点も数多くございますが、その一方で、町は国が導入を進める制度を円滑に移行できるよう広く周知する必要もございます。町といたしましては、本制度導入の趣旨を広くご理解いただくとともに、引き続き税務署をはじめとする関係団体と連携し、円滑に実施できるよう対応を図ってまいります。

また、本定例議会ではインボイス制度に関する請願書が提出されておりますので、他自治体の動向とともに、この扱いについても注視してまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問の3について答弁をさせていただきます。滑川町における会計年度任用職員につきましては、ご質問にも触れられたとおり、現在約90名の方がおられます。勤務の形態や職場は多様で、一般に言う事務職のほかに、電話交換やデマンド交通運転手、学校の校務員や給食配膳員、幼稚園教諭、通学支援員などがあり、職場も役場庁舎をはじめ他の公共施設や学校などでございます。

ご質問にございます雇用不安や処遇に関してでございますが、次年度の雇用に関しては、既に就労しております会計年度任用職員に関しては、翌年度の任用希望調査を11月から12月に、また新たに申し込まれた方への面接も11月から12月に実施しております。この際、任用申込みには希望職種、希望勤務時間、希望勤務場所などを記載する欄がございますので、現在任用されている方も含め、改めて本人の意向調査を確認しております。採用の可否につきましては、次年度の各課局の組織体制と一体で考慮する必要があるため、例年2月初旬から中旬に次年度の採用通知を発出しております。また、既に勤務をされている方については、毎年度人事評価を所属長が行うとともに、勤務場所等の変更がある場合にはあらかじめ本人にお伝えし、了承を得た上で採用しております。

次に、処遇の関係でございます。会計年度任用職員の制度は、地方公務員法の改正により平成2年4月から導入された制度で、町では運用に関して国の定めた基準に準拠し実施しており、賃金に関しては、通常の勤務をされた方が翌年度も再度任用となる場合には昇給制度を取り入れております。また、手当の支給に関してでございますが、期末手当を現状年間で2.4か月支給しております。

会計年度任用職員には、冒頭申し上げましたように様々な勤務の形態があり、扶養の範囲内を希望する方も少なくありません。滑川町といたしましては、就労する職員に寄り添い、可能な範囲で希望に沿えるよう、今後も適正な運用を講じてまいります。

続いて、ご質問の4について答弁をさせていただきます。滑川町における平和の取組は、大塚現町長においても、全ての行政施策の礎となることには変わりはありません。町では、例年継続性をもって平和啓発事業を実施してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度から3年間は、残念なことに計画した一部の事業しか実施できませんでした。令和5年度には、感染症による社会的影響も大きく軽減されることが予想されますので、改めて襟を正し、本事業に

取り組んでまいる所存でございます。

ご質問いただきました戦争の体験、記録に関しては、戦争を生身で知る方が年々少なくなる現在、阿部議員さんのおっしゃるとおり、取組を喫緊の課題の一つであると認識しております。町といたしましては、町内に残る戦争遺跡のデジタルアーカイブ化も含め、関係する課局と協議を開始したいと考えております。

あわせて、個人、団体を問わず、それぞれの立場で戦争に関する記録を保存いただくようお願いしてまいりたいと思いますので、阿部議員さんにおかれましてもご協力を賜りますよう、この場をお借りしてお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問事項2、耐震・住宅リフォーム補助金制度の改善をについてご答弁させていただきます。

滑川町耐震・住宅リフォーム補助金交付要綱ですが、当初は住宅リフォーム補助金として補助事業を行ってまいりましたが、耐震・住宅リフォーム補助金へと内容等の変更をし、リフォーム補助事業を行ってまいりました。平成22年に現在の要綱が策定されてから約12年経過し、見直しも考えられます。

近隣市町村の状況を確認してみたところ、変更している自治体も多くなってきておりました。今後リフォーム補助金制度について調査研究を行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、再質問願います。

○14番（阿部弘明議員） 会計年度任用職員の継続する雇用について、総務省のこういったようなあれが出ているのですけれども、特に妨げになるということはないということによろしいのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

継続雇用の関係で、現在滑川町として障害になっているものについては、現実ございません。全て次年度の雇用等につきましては、労働条件等協議の上、雇用契約といったような形を取らせていただいておりますので、契約される方については全てご納得をいただいているものとは認識しております。

以上、答弁といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質問願います。

○14番（阿部弘明議員） そういった会計年度任用職員の皆さん、次はどうなるかというようなことを心配されているような方もいらっしゃるのですが、そこはそんなことはないですよという話でよろしいですね。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

次年度の雇用継続に関して聞こえてくる、私のほうで把握している話については、雇用を決定する通知のほうは早く出していただきたいというお話は何度も聞いております。ただ、先ほど申し上げましたように、次年度の役場内の各課局の組織体制が決まらないと会計年度さんの配置のほうも決まっていきませんので、そのため2月に入って、今年は2月の中旬頃だったのですけれども、雇用通知のほうを発送させていただいたという経過がございます。

また、この3月31日付で退職をされる方も実際いらっしゃいます。この方については、現在のご本人が希望する雇用形態と、町のほうでこうしていただきたいといった雇用形態、これがなかなか合致せずに、本人の意向を尊重して、役場の仕事の中で別の業務、こちらをご紹介申し上げたのですけれども、そちらのほうでは結構だというお話をいただいたので、やむなくというような形になっておりますので、その点もご了承いただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、ご質問願います。

○14番（阿部弘明議員） 住宅リフォームについては、調査研究をして改善をするというご答弁でしたので、よろしくお願いいたしたいと思います。

それであると、財政調整基金のお話なのですけれども、今11億5,000万円の基金があるということなのですけれども、11億5,000万円というのは、要するに多いのかどうなのか。要するに使い道は、これはこういうふうになっているというのがどのくらいあるのか、それともとにかくこのぐらいためておかなければいけないというふうに考えていらっしゃるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

財政調整基金の基金残高、現在約11億5,000万円でございますけれども、これが多いか少ないかといったものについては、多分に感覚的などころといったものがあるかと思っております。客観的に見る一つの資料といたしまして、直近で県内の町村ですけれども、23町村、財政調整基金の積立ての状況をちょっと調べさせていただきました。その結果ですけれども、滑川町においては、23町村の中でほぼ今ちょうど真ん中ぐらいということで、決して大きな額というわけではございません。した

がしまして、これらのことを鑑みた上でも、決して大きな額を積み立てているという感想ではございません。

一般的に家庭の収入といったことで、視点を変えて考えていただければと思うのですが、年収500万円の世帯だといえますと、滑川町の一般会計の予算と財政調整基金を合わせますと約10分の1です。一般家庭で年収500万円の家庭があれば50万円の積立てが今あるといったような感覚でございますので、その点ご了承いただきたいと思えます。

また、この財政調整基金の使い方ですけれども、こちら先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、町が政策的に行うもの、または災害復旧時に即時対応可能になるように積立てをしております。基金の積立ての推移を先ほど申し上げましたけれども、平成24年当時8億6,000万円の基金があった。この経過、その直前を見ますと、リーマンショックがあって、そこで基金の積立てがかなりできていたという経過がやっぱり見られました。今回、新型コロナウイルス感染症により、町といたしましてはリーマンショックと同様に町が行う様々な事業が中止となった結果、基金の積立額が上昇したといったところが最終的な見立てではないかというふうに考えております。

今後の推移でございますけれども、このコロナの感染症によって国は相当なお金をつぎ込んでおります。東日本大震災で使用したお金以上のものをコロナの関係でつぎ込んでおりますので、地方交付税については、恐らく現在の水準は少なからず堅持されると思えます。それに関係する事業に係ります補助金や交付金については、先行きが見通せない状態が出てくるのかなといった感想でございます。そういった場合においても、やはり町として必要な政策を実施するためには、基金を取り崩して事業を行わなければなりませんので、そういった意味も含めまして、現在は基金を積立てさせていただいているという状況でございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、今般のこの生活苦、町民ひとしく係っているものでございますので、今後関係する課、局と協議をして効果的な使い方について検討してまいりたいと思えますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質問願います。

○14番（阿部弘明議員） これからますます物価高騰、さらに電気代も含めて、賃金も上がらないというような状況の中で、生活が困難な状況になるだろうなというふうに思えます。特にこの低所得の方々などは、もう本当にどうしていったらいいのかというような感じになっています。年金は下げられているし、もうとにかく食費を減らすしかなくなってきているような状況なのです。ここへ来てまた医療費についても、後期高齢の方の医療費は値上がりするというような状況で、まさに踏んだり蹴つたりの状況、コロナが大分落ち着いてきたような中で、ますます大変になっているというようなことあると思えます。そういったようなことを検討しながら、今後またこの基金の使い方も含めて、ぜひ補正予算などで検討していただけないかなというふうに思えます。

もう一つ、インボイスについては、この間、私も何回かお尋ねしている件ですけれども、町が直接発注したりして、それでインボイス制度、要するにそういった番号を持っていないというような事業者というのはどのくらいいらっしゃるのでしょうか、分かりますか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

町が発注した事業に関して当該事業者がインボイスの登録番号を持っているかいないかというところでございますけれども、現状、把握はできておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質問願います。

○14番（阿部弘明議員） 心配するのが、このインボイスに入っていないために、今度はこの制度ができてしまうと、サービスを受けるこの町が、要するに仕入れ税額控除が受けられなくなるということで、その分を払わなければいけなくなるということになりはしないかなというふうに思うのです。そういったようなことや、またそのために、そういった小さい事業所を町が発注業者から除外してしまうというようなこともあるのかなというふうに思うのです。そういうことを考えても、本当にこれひどい制度だとか、おっしゃったように税制の公平性だとかというようなことを政府は言っていますけれども、公平性というのは、要するに本当に税負担が1,000万円以下のフリーランスだとか小規模の農業者だとか事業者だとか、みんなこうやって、要するにそういったような事業から除外されてしまう、そのおそれがあるので、今このインボイス制度に入っていないと、番号を取ってもらわないと、あなたもう使えないよというふうなことになるかねないという、本当に悪代官が考えるような制度だというふうに思うのです。これをやっぱり止めないといけないのではないかなというふうに思うのです。本当に町の今のこの生活苦、事業所も大変な状況になっているにもかかわらず、こういったような制度が導入されると、さらに消費税の課税業者になってしまうというような、本当にもう新たな課税制度ですから、こんなことは絶対に私は許せないというふうに思うのですけれども、そういった懸念が、先ほど言ったような、町が取引をしている業者について、詳しくは調べていないということですが、今後そういったような業者があったとしたらどういう対応をされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

インボイス制度の登録外事業者と町の関係でございますけれども、まず1点目といたしましては、前回にもお話ししましたとおり、町としてはこの制度を広く周知して登録していただくようお願いする立場でもございます。したがって、町と取引のある各事業者に関しましては、役場の中で

それぞれ分担してこのインボイス対応に当たっておりますので、そちらのほうで各事業者のほうには連絡はしております。その上で、登録外の事業者が出てきた場合ということ想定してお話をさせていただきますけれども、基本的には、やはりその事業者と話し合いをする以外は方法がないかというふうに考えております。

この制度の導入に関しては、免税事業者であるためのデメリットというものも当然生じてきます。課税事業者になるためのデメリットと同様に免税事業者にもデメリットがございますので、その辺のところの判定につきましては各事業者ごとのお考えになるかと思っておりますので、町としてどうこうなさいますとか、そういったお話しはする予定はございません。また、この制度導入後の経過措置期間というものもご承知のとおりでございます。最大で6年間、こちらの制度の導入に関しては控除の期間を延ばしている期間がございますので、こういったものも活用していただきながら、事業者の皆様には本制度の導入について前向きにご検討いただきたいということでお願いをしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質問願います。

○14番（阿部弘明議員） 要するに消費税の課税業者になりたくないということであれば、お話し合いをするということ前提だと思うのですが、それで要するに仕入れ税額控除が受けられないわけだから、町としては消費税をその分払わなければいけないのですけれども、それはどういうふうに考えますか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

インボイス制度に関しまして、地方公共団体の各会計におけるその懸念事項といったものはございます。特にこの制度に関しましては、企業会計等がやはり大きな影響を受けてくる部分でございます。一般的に言われておりますのは、一般会計については、このインボイス制度の対応については、現状の制度導入前のものとほぼ変わりが無いというふうに言われております。したがって、町といたしましては、従来どおりの考えを基本といたしまして、必要に応じて対応を図っていくということでさせていただく予定でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、ご質問願います。

○14番（阿部弘明議員） ぜひ町内の事業者を守る立場で取組を進めていただきたいというふうに、そういう発注についてもお願いしたいというふうに思います。

最後に、平和の問題ですけれども、この間アーカイブ化というふうにおっしゃっていらっしゃるのですけれども、どんなふうに計画をされているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

戦争遺跡のデジタルアーカイブ化といったものでございますけれども、これにつきましては、総務政策課とあと教育委員会と、この2課で協議をしていくという予定でございます。ただ、具体的な中身については、まだ話し合いは持っていないという状況でございます。

現在のイメージでございますけれども、町内に残ります各戦争の遺跡あるいは物品等、こういったものについてデジタル写真なり動画なり、そういったものを撮影し、また解説を入れたものを一つ一つファイルとして町のホームページ、あるいはこれに特化したホームページを作って、そこにコンテンツとしてどんどん積み重ねていく。そうすることにより、より多くの方が現地ではなくデジタル上、パソコン上あるいは携帯電話もそうですけれども、そういったもので滑川町の戦争遺跡、遺構を知ることができる。こういったシステムのほうを今考えているところです。繰り返しますけれども、具体的にはまだこれからの作業ということになりますので、ご了解いただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質問願います。

○14番（阿部弘明議員） そういう遺跡もそうなのですけれども、先ほども私お話ししたように、こういったお話を聞ける方がだんだんいなくなってしまうのかなという心配があります。その辺は、本当に急いでそういった情報を集めて聞きに行くとか、できれば動画で撮ってお話を聞くような形ができないかなというふうに思うのですけれども、そういった計画、例えば滑中の生徒さんとか、そういったお年寄りからの話を聞き取るとかいうような伝承もいいかなというふうに思うのですけれども、その辺の具体的なことを早く進めてもらいたいなというふうに思うのですけれども、その辺の聞き取り調査みたいなのは検討されていないのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

戦争を実際に体験した方の体験談等の記録保存につきましては、これは非常に貴重なものだというふうに考えております。滑川町は東松山市に近いわけですが、東松山市にございます県の平和資料館、ここにもたくさんの体験談を記録した動画等が保存されております。一方で、滑川町といったこの地域性の中での戦争記録、これを語り部の方に語っていただいて残すということは、やはり大変貴重な今後の歴史的な資料になるかと思っておりますので、これについても教育委員会とご相談申し上げながら先に進めたいというふうに考えております。

追加で、個人的なお話を1件させていただきますけれども、私が戦争体験、お話等を聞いたとき

に、これまで何度もあるわけなのですけれども、一番記憶に残ったのが近所の方、もう亡くなってしまいましたけれども、この方が出兵されて土豪の中で銃を持ってどういう状況で過ごしたかというお話を、かつて淡々とお話を聞かせていただくことができました。個人的には、このときに聞いたお話というのが一番残っております。そういう意味では、こういった動画等を使ってお一人お一人、やはり語り残したい部分があるかと思っておりますので、それについては寄り添う形でしっかり記録していきたいと考えております。どうぞご理解いただければと思いますので、お願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質問願います。

○14番（阿部弘明議員） 教育委員会はこの辺についてどのようにお考えなのか。例えば子どもたちがそういった聞き取りを行うようなことも必要なのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

先ほど小柳総務政策課長のおっしゃられたとおり、デジタルアーカイブ、戦争遺跡のアーカイブ、または体験談の記録について総務政策課のほうと協議をしながら、教育委員会としてどんな形で協力できるか、できるだけ協力する形でデジタルアーカイブ、体験談の記録の保存ということを進めていきたいというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質問願います。

○14番（阿部弘明議員） 本当に生きた平和教育というふうになるかなというふうに思うのです。そういうようなことを、教育委員会も一緒にやるということですので、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で、阿部弘明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午後2時5分とします。

休 憩 （午後 1時48分）

再 開 （午後 2時05分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◎発言の訂正

○議長（瀬上邦久議員） ここで、先ほどの阿部議員の一般質問に対して小柳総務政策課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

小柳総務政策課長、お願いします。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、先ほど阿部議員さんからのご質問、会計年度任用職員さんの制度開始につきまして訂正がございますので、発言をさせていただきます。

「令和2年4月開始」と申し上げるところを「平成2年4月」と申し上げてしまいました。おわびを申し上げ、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇ 上 野 葉 月 議 員

○議長（瀬上邦久議員） それでは、引き続き一般質問を行います。

通告順位4番、議席番号5番、上野葉月議員、ご質問願います。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問をいたします。

まず1番、ごみの分類と処理委託先について。資源・ごみ分別収集について伺います。今年度から燃えるごみの処理施設が乾式メタン発酵バイオガス発電施設に変わり、処理方法が大きく変わっています。この処理適正物は、生ごみ、枝葉、紙であり、焼却方式では水分が多く処理がしにくかった生ごみが、発酵には適する素材になるなどの変化が処理方法の変更により生じています。一方で、住民が行う資源・ごみの分別に大きな変更はありません。この点についてお聞きします。

①、現状で、「燃えるごみ」に発酵不適物が混ざる割合と、不適物となり焼却に回っている割合を教えてください。

②、資源プラスチック類の処理過程と最終処理方法を教えてください。

③、「燃えるごみ」の処理方法変更に合わせて、資源・ごみカレンダーの分別収集のやり方を変更すべきだと考えますが、変更の予定はありますか。ある場合、変更すべきとした要因と変更方法を教えてください。

④、現在の「燃えるごみ」処分委託先であるオリックス資源循環株式会社との契約内容について、契約期間・契約金額・次期契約時期を教えてください。契約更新の条件と考えられていることがあれば教えてください。

⑤、焼却場所が小川でなくなった今、小川地区衛生組合の業務内容を教えてください。

2、防災無線の運用について伺います。防災無線でお知らせする事柄の運用取決めについて伺います。

①、時間帯について、深夜の放送内容は昼間よりも限定するべきですし、そうした運用になっていると思います。過去1年間で夜10時から朝6時までの間に放送を行った件数とその内容を教えて

ください。

②、過去1年間で、新型コロナウイルス（C o v i d -19）の感染対策への注意を促す放送など、新型コロナウイルスやワクチンに関する放送を行った回数を教えてください。加えて、過去2か月に絞った放送回数を教えてください。

3、小中学校や幼稚園での新型コロナウイルス感染対策について。新型コロナウイルス感染による重症者数、死亡者数は、子どもと60歳以下の持病のない大人では人数的に少なく、インフルエンザ以下の感染症であると認識できる統計が出ています。いつまで新型コロナウイルス感染対策を続けるかをお伺いします。

①、卒業式・入学式にマスク着用を求めますか。子どもや保護者・教員にどのような「お知らせ」をしますか。

②、換気は必要であり有効ですが、過度の換気は寒いですし、暖房効率は悪くなります。人はコロナだけではなく寒さからも風邪を引きます。換気はどのように行っていますか。また、何かしらの変更の予定はありますか。

③、手指アルコール消毒・サーモグラフィカメラによる検温・給食での黙食・音楽や体育や家庭科等の授業など、2020年から開始された感染対策について、2020年からは緩和をしている事柄もあると思います。2020年からの変更事項、現状、今後の変更事項について経緯・変更の理由も含めて教えてください。

④、感染症対策は、多くの子どもに心理的負担を生じさせています。今後、全ての感染対策はコロナ前、2019年の状態に戻すべきだと考えます。そして、その際には変更の理由を子どもに伝えることが絶対に必要だと思います。それには教員の深い理解も必要です。子どもに対してのみではなく、教員にも「判断に誤りがあった」ことを伝えないと説明し切れない場面が出てくるかもしれません。そのような変更に対するしっかりとした説明は準備していますか。または既に実行されていますか。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

質問事項1、ごみの分類と処理委託先を関口環境課長に、質問事項2、防災無線の運用を小柳総務政策課長に、質問事項3、小中学校や幼稚園での新型コロナウイルス感染対策を澄川教育委員会事務局長にそれぞれ答弁願います。

初めに、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんのご質問、ごみの分類と処理委託先のご質問について答弁をいたします。

最初に、現状で燃えるごみ発酵不適物が混ざる割合と、不適物となり焼却に回っている割合につ

いてでございますが、小川地区衛生組合のごみ質の組成分析によりますと、年4回の平均値で約19.2%であります。発酵不適物は、メタン発酵槽に入る前に選別装置で選別され、オリックスが所有するガス化溶融炉に搬入されております。また、メタン発酵槽に投入された燃えるごみの約70%が発酵残渣としてガス溶融炉に入れられます。オリックスによりますと、発酵残渣についても今後固形燃料化できるよう取組を検討しているとのことでございます。

次に、②、資源プラスチック類の処理過程と最終処理方法についてでございます。滑川町から排出された資源プラスチックは、小川地区衛生組合を通じ嵐山エコ計画をお願いしております。エコ計画では、搬入された資源プラスチックをサーマルリサイクル、焼却し熱回収を行い、有機汚泥を乾燥する熱源、または排熱を利用し蒸気タービンによる発電を行っております。

また、焼却の際に出る燃え殻である主灰や集じん装置で集められた飛灰は、再生利用業者へ搬入され、路盤材やセメント材料として利用されます。主灰については、寄居町彩の国資源循環工場内のツネイシカムテックス株式会社へ搬入され、焼成処理後、人工砂等に加工されております。飛灰については、茨城県鹿嶋市中央電気工業株式会社鹿島工場へ搬入され、エコスラグ等に加工され、加工後、土木資材として利用されております。

次に、③、燃えるごみの処理方法変更に合わせて、資源・ごみカレンダーの分別収集のやり方を変更すべきと考えますが、変更方法はありますか。また、ある場合には変更すべきとした要因と変更方法についてというご質問でございますけれども、燃えるごみのさらなる分別収集や収集のやり方についての変更の予定はございません。現状において、燃えるごみの収集袋に「燃えるごみ」とあり、実際にはメタン発酵施設へ搬入されております。このようなことから住民には誤解を与えている部分もありますので、現在、衛生組合の管内において名称については検討中でございます。

仮に変更の必要性が生じる場合といたしましては、発酵不適物等の削減に努める必要があるためや、法改正やさらなる効率的なリサイクル化が可能となった場合には、分別方法の変更を進めるためであると考えられます。しかし、分別の変更が生じた場合は、第1に住民の負担にならないよう十分に検討を重ねる必要があると思われれます。現在、オリックスと発酵不適物の削減のための施策を練っているところでございます。

次に、④、現在の燃えるごみ処分先であるオリックス資源循環株式会社との契約内容について、契約期間、契約金額、次期契約更新時期についてのご質問でございますが、契約期間につきましては、令和4年4月1日から令和10年3月31日。契約金額、処理の金額に対してはトン当たり4万円、税別でございます。更新時期については不明でございます。これは、更新するということが決定しているわけではないからで、不明ということになっております。

また、民間委託を決定する際、在り方検討委員会の中では10年間の短期的には民間委託を決め、長期的には民間委託を継続するか新施設を建設するかを検討することとなっております。更新の条件といたしましては、まず処理費用、そして安定的な処理、また環境面、さらに近隣自治体の動向

等、総合的な判断が必要となっております。令和4年、今年度は委託開始初年度でございまして、実績値の収集を行っております。令和5年度においては、民間委託のメリット、デメリット、さらには懸念事項等の整理を行いまして、10年後に長期的処理方法の検討をいたします。

続いて、⑤、焼却場所が小川でなくなった今、小川地区衛生組合の業務内容についてでございますけれども、業務内容といたしましては、まず家庭系ごみの直接搬入の受入れをしております。次に事業系可燃ごみ、小規模事業所を含むものの受入れ、積替え、搬出を行っております。それと、家庭系ごみと事業系ごみの不燃ごみ、資源ごみの受入れ、中間処理等を行い搬出しております。このほか、小川地区衛生組合ではし尿処理も実施しております。

以上、答弁といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問のうち、防災無線の運用について答弁をさせていただきます。

初めに、①の深夜の時間帯における放送についてでございます。昨年1月から本年2月末までの期間、夜10時から朝6時の時間帯に防災無線を利用した放送は2件、3回でございます。1件は昨年の3月12日、システムの操作誤りにより、本来昼の12時の放送すべきものを夜12時に放送してしまったものでございます。もう一件は、本年1月15日に発生いたしました住宅火災で、出火報、鎮火報をそれぞれ放送しております。町が防災無線による放送を実施する場合は、管理責任者であります総務政策課長の許可により放送を実施することとしており、その都度、放送の内容や緊急性の有無などにより放送の可否を判断しております。深夜の時間帯における放送についても、緊急性等を考慮し、可否を判断しておりますが、基本的には夜9時以降の放送については控えております。

先ほど申し上げました住宅火災の放送に関してでございますが、消防署において緊急性が認められた場合は、消防署から防災行政無線を放送できるシステムとなっております。この場合の判断基準でございますが、火災の種類により、火災が周囲に及ぼす影響を考慮して火災現場において判断することです。具体的には、類焼や延焼の可能性のあるものと推察されます。

また、Jアラートや緊急地震速報に関しましては、国のシステムと連携をしておりますので、災害などが発生した場合は即時放送されることとなっております。

続きまして、ご質問の②でございます。過去1年間で新型コロナウイルス感染症に関する周知や啓発を目的とした放送は、昨年3月から10月2日まで毎週の水曜日、日曜日に放送を行いました。また、10月3日からは毎週の水曜日放送を行っており、これらの合計で2月末現在83回でございます。また、過去2か月間の放送回数でございますが、本年1月、2月では毎週水曜日の合計8回の放送となっております。

なお、今後の防災行政無線を利用した放送の予定でございますが、町内における感染者数の報告

が減少しつつあること及びご承知のとおり3月13日から新型コロナに関する様々な規制が緩和されますので、これに伴い去る3月2日に開催いたしました滑川町新型コロナウイルス感染症対策会議において、3月13日以降は放送を中止することとしましたので、併せてご報告をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 最後に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

大きな3番、小中学校や幼稚園での新型コロナウイルス感染対策について、質問の1、卒業式・入学式のマスクの着用についてでございますが、1月27日及び2月10日に開催された政府対策本部の決定を踏まえ、文部科学省から卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方の通知が発出され、それを受けて埼玉県教育委員会から令和4年度卒業式における市町村立学校の対応の変更等についての通知が発出されています。これには卒業式におけるマスク着用を含めた感染症対策について具体的に示されています。これらの通知を受け、本町でも小中学校・園長会、教育委員会での協議を行い、町としての基本的な考え方を確認し、マスク着用の考え方の見直しをする中で、卒業式、入学式を実施いたします。

マスク着用の具体的な対応ですが、卒業生や入学生、教職員については式全体を通じてマスクを外すことを基本とします。しかし、様々な事情によりマスクの着用を希望する児童生徒がいることを踏まえ、マスクを外すことを強いることはしないことから、マスクを着用しても差し支えないことも付け加えております。来賓や保護者につきましてはマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保する予定でございます。また、国歌、校歌等の斉唱や合唱、呼びかけを行うときはマスクを着用し、併せて効果的な換気の実施、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、一定の感染症対策を講じて式典を実施いたします。このことについては、2月28日付滑教第2-2138号の通知にて保護者へ周知させていただいており、併せて各学校の式典練習等においても同様の対応をし、子どもたちにも周知しています。

なお、入学式についても同様に考えておりますが、政府対策本部の決定では、4月1日以降、学校教育活動の変更に当たってはマスクの着用を求めないことを基本とするとあります。これらに係る留意事項等については、国、県から改めて通知されると聞いておりますので、それを踏まえ、新年度の学校教育活動については感染対策を再検討いたします。

続いて、質問の2、換気は必要であり有効ですが、過度の換気は寒いですし、暖房効率は悪くなります。換気についての変更の予定はありますかのご質問に答弁をさせていただきます。感染症対策として換気は有効な手段の一つであり、効果的な換気の実施を国や県でも推奨しています。具体

的な換気方法については、町から発出した滑川町立学校、園まん延防止等重点措置解除に伴う教育活動の対応についての第4次改訂版（こちらは令和4年3月23日に発送をしています）に具体的に示しています。

換気についてですが、常時換気を徹底することとするが、冷暖房等の実施等により常時の換気が困難な場合は30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を開けることとして、これに基づき各校で取り組んでいただいております。暖房時の長時間の換気は室温も下がるため、先ほどの常時換気が困難な場合に該当するものとし、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を開けることとしています。また、体感温度には個人差もあるため、児童生徒には必要に応じて各自で衣服等により調整することを促すなどの対策もしております。国も通知の中で、新型コロナウイルスの特性であるエアロゾル感染への対策として換気が極めて重要であると位置づけており、今後も効果的な換気に努めてまいりたいと思います。

質問の3、2020年からの感染対策についての変更事項等をお教えてくださいの質問に答弁をさせていただきます。現在、滑川町では、文部科学省、厚生労働省、埼玉県教育委員会からの通知、通達に基づき、町教育委員会で定めたガイドラインや感染対策の方針を通知等により学校、保護者等へ周知しながら、さらに町の感染状況などを踏まえて、様々な学校教育活動における感染対策を実施しています。新型コロナウイルス感染症については、日々様々な情報やデータが更新をされています。国や県からの通知も、新たな情報や新たな感染対策、方針が出されるたびにその都度発出されており、これに基づき町でも必要に応じて感染対策の見直しを行い、町教育委員会からの通知の発出やガイドラインの見直しを行い、校・園長会等での周知をするなど対応をしています。

感染対策に係る通知の発出は、2020年の2月から現在までで14回行っております。これには、臨時休業の実施のお知らせや土曜授業の実施のお知らせなども含めての回数ではありますが、通知の内容としては、感染対策の変更事項及び教育活動の留意事項を示しています。教育活動については、学校行事の実施方法や部活動の制限、登校時の検温、感染の可能性の高い活動の具体的な対応方法などがあります。見直しの内容としては、感染状況や国、県の方針や対応の変化による教育活動の制限や健康状況把握、療養期間、待機期間などの見直しをしています。

また、2021年9月には、滑川町新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン、こちらを作成しています。これには、感染症対策に対する基本的な考え方、出欠席、臨時休業、学習指導、学校行事などについての指針を示しています。このガイドラインの策定以来5回の見直しを実施しています。見直しの内容は、先ほどお話ししたものと同様であり、これをきちんと反映させるようにガイドラインも修正更新をしています。具体的な例としては、体育の授業等で、当初はマスク着用での活動でしたが、マスクを外しての活動へと変更したり、家庭科の調理実習や音楽の授業での合唱や演奏、外国語でのスピーキングなども工夫をして実施できるように対応してきています。今後は、今年の5月8日から新型コロナウイルスが5類へ移行することを踏ま

え、常に情報収集に努め、適切に安心して学校教育活動が実施できるように必要な感染対策の見直しを行ってまいります。

最後に、質問の4、感染症対策についての答弁をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症の感染対策により学校教育活動に様々な制限がかかり、そのことにより子どもたちや保護者の方にご負担がかかっていること、またそれには心理的負担も生じている可能性があることは十分認識をしております。今年の5月には季節性インフルエンザと同等の感染症法上の5類に引き下げられることを踏まえて、町教育委員会としても感染対策の見直しをしてまいります。

しかし、政府対策本部における専門家の意見でも、5類になっても引き続き感染対策が求められるとしています。また、併せて過剰とも言える感染対策や有効性が疑問視される感染対策が続けられている場面が見られ、社会経済活動や教育活動、子どもの生活の大きな制限となっていることが課題とした上で、感染症対策はどの程度の感染予防効果があるかという情報に基づいて、個人がそれぞれの価値判断で決めることになるとしています。そして、職場や集まりでは話し合いなどで合意することが望ましく、対策を行うことや、逆にやめることが強要されないよう、個人の選択を尊重する配慮がされるべきとしています。

これら対策本部決定での考え方を踏まえ、文部科学省から改めて今後の感染対策についての通知等、また埼玉県教育委員会からも同じく通知が発出される見込みでございます。その通知の内容を踏まえ、教育委員会としてはこれまでと同様、適切に必要な感染対策を取ってまいりたいと思えます。その内容につきましては、学校や子どもたち、保護者に対しても通知等を通して周知を図り、理解していただくよう努めるとともに、今後も円滑な学校教育活動の実施を図っていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、再質問願います。

○5番（上野葉月議員） まず、防災無線について再質問いたします。

深夜の防災無線についてなのですが、気になったのが、お答えいただいた1月15日の深夜にあった放送なのですが、これは伊古であった火災のように記憶をしているのですが、これは町内全域に流したのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

こちらの1月15日の火災につきましての放送範囲については、町内全域でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質問願います。

○5番（上野葉月議員） 先ほど緊急性の判断というところで、火災の類焼、延焼というところがあったのですが、12時前ぐらいとそれから1時とか2時とかに2回あったと思うのです。これを例えば羽尾や月の輪の人にまで、しかもこの時間にリアルタイムで放送する必要があったかというの、再考する必要があると考えています。

防災無線をする際に、地域の限定というのが防災無線の機能としてできるのかどうかという点と、これは町の全域にする必要があったかどうか、後から検証した場合にどうお考えになっているかというのをお聞かせください。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

防災行政無線の放送範囲についてでございますけれども、滑川町の役場に設置しております防災行政無線につきましては、細かく放送区域のほうは設定することは可能でございます。今回ご質問いただきました1月15日の放送につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、消防署による放送でございます。消防署のシステムが区域ごとに放送できるかどうかにつきましては確認しておりませんので、現在この立場ではご回答は控えさせていただきます。

なお、確認取れ次第、消防署のほうと全域に流す必要性等につきましては、改めてお話し合いのほうを持ちたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質問願います。

○5番（上野葉月議員） では、仮定の話になってしまうのですが、仮に深夜、この時間帯の放送ということで、今後マニュアルや手引等を作っていかなければいけないと思いますので、具体例として、このような時間の火災発生であった場合、類焼、延焼のない地域にまで放送が必要だというふうに、後からの検証、仮定の話になってしまうのですが、必要であったと考えますか考えませんか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

後々の判断になるということについてになるかと思うのですが、火災発生そのときの気象状況ですとか様々な要因が考えられると思います。先ほど申し上げましたように、消防署においては、火災現場において類焼、延焼の可能性があるものについては、広く周知をするという扱いで現在放送されております。申し上げましたように、今後の放送範囲等につきましては、消防署と今

後お話し合いを持たせていただきます。

ただ、町の基本的な考えといたしましては、町内で災害の起こったものについては、やはり広く町民の方にお知らせする必要もございます。その点も考慮しながら、今後、放送の内容、範囲については検討させていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質問願います。

○5番（上野葉月議員） 判断基準として、類焼、延焼、自分のうちに被害があるかどうかというところで考えた場合に、例えば伊古で発生して羽尾のほうまで被害があるということは、例えば化学薬品を使う工場であるとか、そういう本当に燃えるもの、燃焼系のものを持ったかなり大規模なところではないと、一般的に考えると考えられないのではないかなと思うのですけれども、ここでそういう深夜、住宅火災だったと思うのですけれども、そういう住宅火災であっても、例えば伊古であったものを伊古に限定せず羽尾や月の輪のほうまで、例えば駅向こうのほうまでも放送をすることはしないよと明言しない、その理由というのは何なのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

放送の判断につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、町といたしましては、先ほど申し上げたように、やはり広く町民の方にお知らせする必要もあるということでございます。これに関しては、自分がお住まいのところのみの考えではなくて、ご自身の親戚あるいは知人が住んでいるという場合も考えられます。様々な状況を考慮した中での放送ということになっておりますので、その点は特段のご理解をいただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、ご質問願います。

○5番（上野葉月議員） 広く知らせる、これは防災無線の新型コロナに関することにも関係してくるのですけれども、もちろん広くお知らせするとは、その重要性もあると思います。ただ、寝ている時間なのです。世の中には不眠で悩んでおられる方、それなりの数がいらっしゃいます。睡眠薬を飲んでいる方とか睡眠導入剤を飲んでまで睡眠を確保しなければいけないような方も少数ながらいらっしゃいます。そういうところの、睡眠に関して困難さを持っている方への気遣いであるとか、それからもっと大きな緊急なことがあった場合と、可能性が低いこととの差異というのもつけていく必要があると思うのです。本当に防災無線で、あっ、動かなければと思うような状態を、深夜であっても防災無線がある、ではもう動かなければということを経機意識として持ってもらうためには、細かいことは夜には流さないというところで差をつけていくということも必要だと思うの

です。広くお知らせしなければいけない、その1点は分かります。ただ、睡眠に関する困難さを持った方への配慮、そしてもっと大きな災害が起こってきたときに差をつける。防災無線があったから起きてでも聞かなければ、そういう思いを持っていただくために差をつける。その辺の配慮からも、今回のこの深夜の地域的な住宅火災の放送というのはするべきではなかったのではないかなというふうに私は思います。

次に、新型コロナに関する放送についても、広くお知らせするという観点から継続しているのだと思うのですが、3月13日以降は放送をしないということで、そこはよかったかなというふうに思います。そして、これ繰り返しお願いしているのですが、新型コロナウイルスの感染症対策で、高齢者、壮年層を含め若年層の閉塞感というのはかなり強いものがあります。そして、自殺率は若年層で上がっています。そして、地域的なことを言えば、東武東上線の人身事故というのは全国の鉄道の中で1位です。1位です。これは、この地域の人たちが電車を使って亡くなっている、自殺しているという件数もかなり入り込んできていると思います。昔は、私が学生の頃は、東武東上線は本当に止まらないことで有名なぐらいの私鉄でした。それが、今は日本全国の中で1位の人身事故率を誇る電車になってしまっています。これは、近隣自治体も一丸となって解決していかなければいけないぐらいの問題ではないかなというふうに思っています。

では、何ができるかということになると、本当にできることはすごく少ないとは思っています。でも、本当に高校生なんかも年に複数回、恐らく亡くなっています。影響があるであろうことを本当に1%でも減らしていく。自治体ができることは少ないけれども、できる範囲のことを広くお知らせするという、その優先順位をつける中で、少しでも新型コロナ対策によって世の中を覆ってしまった閉塞感や、自殺してしまいたくなるような暗い気持ちを減らしていくというところへの配慮もぜひお願いしたいと思います。

防災無線は、そのところに少し影響をしていくことができるというか、やらないと決めることで影響を与えることができる、自治体を持つ数少ないツールの一つだということを認識していただきたいと思います。

次の質問に移ります。ごみの分類と処理の委託先についてももう一度お聞きします。表示について、特に変更の、法的な改正等がない限りは変更がないということでした。やはり燃えるごみは燃えるわけではないですか。でも、今は燃えるごみは燃やしていない。ここは物すごく矛盾なのだと思います。燃えるごみはサーマルリサイクルとしての有効活用ということだったのですが、この嵐山のエコ計画が持っているサーマルリサイクルの処理施設というのは、要するに一般的に言う燃えるごみを燃やす炉と同じと考えていいのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野葉月議員のご質問に答弁いたします。

嵐山エコ計画で行っているプラスチックのサーマルリサイクルについては、燃えるごみと同じ内容でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質問願います。

○5番（上野葉月議員） そうすると、今年のごみカレンダーなのですが、発酵不適物として書いてあるビニール袋、お菓子の袋、弁当容器、縫いぐるみ、プラスチック製品、この辺の資源プラスチックに書いてあるものはあまり洗わないで、「資源」を抜いて「プラスチック」でいいのではないのでしょうか。

例えばサランラップなんか悩むところで、お弁当容器なんか悩むところで、ご家庭によっては物すごくきれいに洗ってから出してくれています。サランラップを洗うというのはすごく大変なことなのですが、資源として使うから、多分燃やすと思っていなと思います、そうやって物すごく丁寧に洗ってくださる方は、やっぱりここは背信行為なのではないかなと私は思っています。

例えば水で油物を物すごく洗い流す行為によって下水が増えるわけではないですか。例えば下水処理が必要な水も増える。本来、燃やして不必要な行為をすることによって、別の下水処理の費用というのはかさんでいくわけですね。そのところを考えると、自治体としてやはり適切な処理方法、それから名称のつけ方をすべきだと思います。こういう名前だけでも実はこうなのだよ、そういう説明で今対応しようとしているのだと思うのですが、やはり名前は大切だと思うのです。名前が実態を表している状態をつくるというのが、やはり行政がすべき方向性だと思うのですが、そこについてどうか。本当に名称を変えないでこのままいくつもりですか。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野葉月議員さんからの再質問について答弁いたします。

資源プラスチックのことについて、現在は先ほど答弁したように嵐山エコ計画のほうで焼却、サーマルリサイクルをしているということでございますけれども、この資源プラスチックの処理先の選定につきましては、まず衛生組合のほうで、近隣で受入れ可能な事業者から見積りや搬入条件等を考慮しながら毎年行っております。そして、処理委託については、先ほど申し上げたように単年度委託となっております。年度によっては処理方法や処理先が変わる可能性がございます。それにより毎年カレンダーについて新しい排出方法を案内することは、住民の混乱を招く可能性がございます。

また、今後、小川地区衛生組合もプラスチックの一括回収を進めていると。そのためには現在での基準、きれいに洗っていただくようなところが分別の中での最低ラインとなっております。こういったことから、現在の基準での排出を引き続きお願いしたいと考えております。基準でござい

ますので、一度緩くしてしまったり、今度は洗わなくて出していいですよというようになってしまいますと、変わってしまったときにまた負担になってしまうことがありますので、現在の基準を守りながら進めていっていただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質問願います。

○5番（上野葉月議員） 住民の混乱を招くということだったのですけれども、もっと住民の方を信用したほうがいいのではないかなというふうに思います。皆さんこういうごみカレンダーを見て、きちんと理解してくださる方がほとんどです。もちろんごみ収集所には何件か困った方というのがいらっしゃる場所というのは、常に町全体で見れば発生はしていると思います。そういう困った方がいらっしゃるということで、例えば混乱を招くであるとか、変えてしまうとまた収集することが大変になってしまうのだとかというよりも、やはりメタン発酵処理への移行ということも、民間委託ということも、町としては大きな行政判断であったわけです。それがあったのにも関わらず、ごみの収集に関しては何の変更もない。そこのほうが私はおかしいのではないかなというふうに思います。なので、やはり事実とやり方の真実に合わせて住民の方にもお願いをしていかないと、そこは行政としての信頼が得られないのではないかなと思うのです。混乱を招くという言葉だけでは、あまりにもそれは住民をばかにしているのではないかなというふうに私は思います。なので、この表記についてはよくよく考えて、もう一度検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。小中学校でのコロナ対策についてです。卒業式、入学式のところで、生徒、教員はマスクなしで、着用することも認める。そして、来賓と保護者にはマスク着用ということだったのですけれども、もし本当にこれが新型コロナ感染症対策であるのであれば、その人の属性によってマスクをすとかしないとかということを決めていくのはおかしいと思います。例えば私が来賓出席でマスクなしで出席したいといった場合、私は卒業式には出られないのでしょうか、この点についてお伺いします。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁させていただきますと思います。

先ほどお話ししたとおり、マスクの着用については、来賓の方についてはマスクの着用をお願いする形になるかと思えます。3月13日からの適用という形で通知が来ていますが、今現在はまだ、屋内においては、他者との身体的距離2メートル以上目安が取れない場合、他者との距離が取れるが会話を行う場合、屋外においては、他者との距離が取れずに会話を行う場合は、マスクの着用を推奨するということが明記されておりますので、こちらの対応を取らせていただきたいというふうに思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質問願います。

○5番（上野葉月議員） 3月13日という言葉が先ほどから出ているのですけれども、4月1日、それから3月13日等なののですけれども、その日をもって新型コロナウイルスがなくなるのでしょうか。それはいいですね。それはあくまで通知等の発出の効果の発生する日であって、例えばその日からみんながコロナにかからなくなるのか、ウイルスがなくなるのかとか、そういう問題ではないのはもちろん皆さん分かっていると思います。

今、これは本当に感染症に対する感染対策ではなくて、感染症対策の決まりに関する対策になっているように私は思うのです。例えば子どもが、子どもはマスクはコロナにかからないため、うつさないためにしていると今も思っていると思います。例えば卒業式、複数の方が学校に入るときがあつて、学校の先生と生徒はマスクをしていない。でも、自分の親や前に来る人たちはマスクをしている。これ何でなのと聞かれたらどう答えるのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

先ほど3月13日と間違っていました。4月1日からこのマスクの着用の考え方を見直しを適用するということになっております。そういった形で町のほうもその方針を出しておりますので、4月1日からという形で対応させてもらいたいと思います。

先ほど上野議員がおっしゃったように、4月1日から新型コロナウイルスがなくなるとか、そういったわけではございません。ただ、今までの対策の見直しをして基準を変える場合、いつからというのはやはり明記する、周知する必要があるかと思っておりますので、それが今回の場合は4月1日ということでご案内をしている、通知しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、時間がございませんので、よろしく願います。

○5番（上野葉月議員） これで最後なのですが、一言言わせていただきたいのですけれども、教育目標として、自ら考え行動する子どもというものを目標に掲げていると思います。これは、やはり自ら考え行動する教育委員会であり、そして学校関係者でなければいけないと思います。国等からの指導も大事だと思っておりますが、ぜひとも行政、ほかの機関の方も含め、自ら考え行動することを目標にさせていただきたいと思っております。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で、上野葉月議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

◎次回日程の報告

○議長（瀬上邦久議員） 明日3日は休会とし、午前10時から全員協議会を開きます。

◎散会の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

（午後 2時55分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和5年第235回滑川町議会定例会

令和5年3月14日（火曜日）

議 事 日 程 （第3号）

開議の宣告

- 1 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度滑川町一般会計補正予算(第5号))
- 2 議案第 2 号 滑川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 3 議案第 3 号 滑川町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 4 議案第 4 号 滑川町子育て応援金支給条例の制定について
- 5 議案第 5 号 滑川町自殺対策推進計画策定委員会条例の制定について
- 6 議案第 6 号 滑川町スクールバスの設置及び運行に関する条例の制定について
- 7 議案第 7 号 滑川町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第 8 号 滑川町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第 9 号 滑川町情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第10号 滑川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第11号 滑川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第12号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第13号 滑川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第14号 滑川町子育て支援金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第15号 滑川町教育支援金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第16号 滑川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第17号 滑川町下水道事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 18 議案第18号 滑川町農業集落排水事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 19 議案第19号 令和4年度滑川町一般会計補正予算（第6号）の議定について
- 20 議案第20号 令和4年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定について
- 21 議案第21号 令和4年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定について

- 2 2 議案第 2 2 号 令和 4 年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の議定について
- 2 3 議案第 2 3 号 令和 4 年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の議定について
- 2 4 議案第 2 4 号 令和 4 年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）の議定について
- 2 5 議案第 2 5 号 令和 4 年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）の議定について
- 2 6 議案第 2 6 号 令和 4 年度滑川町水道事業会計補正予算（第 4 号）の議定について
- 2 7 議案第 2 7 号 令和 5 年度滑川町一般会計予算の議定について
- 2 8 議案第 2 8 号 令和 5 年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定について
- 2 9 議案第 2 9 号 令和 5 年度滑川町介護保険特別会計予算の議定について
- 3 0 議案第 3 0 号 令和 5 年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定について
- 3 1 議案第 3 1 号 令和 5 年度滑川町水道事業会計予算の議定について
- 3 2 議案第 3 2 号 令和 5 年度滑川町下水道事業会計予算の議定について
- 3 3 請願第 1 号 「消費税のインボイス制度の実施中止」を求める国への意見書を求める請願書
- 3 4 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

日程の追加

- 3 5 議案第 3 3 号 滑川町副町長の選任について
- 3 6 議案第 3 4 号 滑川町監査委員の選任について
- 3 7 議案第 3 5 号 滑川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 3 8 発議第 1 号 滑川町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 3 9 発議第 2 号 「消費税のインボイス制度の実施中止」を求める意見書（案）の提出について

出席議員（13名）

1番	宮	島	一	夫	議員	2番	高	坂	清	二	議員
3番	松	本	幾	雄	議員	5番	上	野	葉	月	議員
6番	井	上	奈	保子	議員	7番	紫	藤		明	議員
8番	小	澤		実	議員	9番	北	堀	一	廣	議員
10番	上	野		廣	議員	12番	内	田	敏	雄	議員
13番	吉	野	正	浩	議員	14番	阿	部	弘	明	議員
15番	瀬	上	邦	久	議員						

欠席議員（1名）

11番 菅 間 孝 夫 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	大	塚	信	一						
教	育	長	馬	場	敏	男					
総	務	政	策	課	長	小	柳	博	司		
税	務	課	長	篠	崎	仁	志				
会	計	管	理	者	兼	高	坂	克	美		
会	計	課	長								
町	民	保	険	課	長	岩	附	利	昭		
福	祉	課	長	木	村	晴	彦				
高	齡	介	護	課	長	篠	崎	美	幸		
健	康	づ	く	り	課	長	武	井	宏	見	
環	境	課	長	関	口	正	幸				
産	業	振	興	課	長	兼	服	部	進	也	
農	業	委	員	会	事	務	局	長			
建	設	課	長	稻	村	茂	之				
教	育	委	員	会	事	務	局	長	澄	川	淳
上	下	水	道	課	長	會	澤	孝	之		
代	表	監	査	委	員	新	井	佳	男		

本会議に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	島	田	昌	徳
書				記	田	島	百	華	

朗 吉 島 福 音 録

○議会議務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。よろしく願います。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第235回滑川町議会定例会第8日目にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、11番、菅間孝夫議員より欠席届が提出されました。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、予算審査特別委員会審査報告書及び請願審査報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第1、議案第1号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度滑川町一般会計補正予算（第5号））についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和5年1月25日に令和4年度滑川町一般会計補正予算（第5号）を専決処分したので、地方自治法第179条第1項の規定により、提案するものでございます。

専決処分の内容でございますが、国の令和4年度第2次補正予算による妊娠・出産・子育て支援交付金事業を実施するため、事業内容は、令和4年度に妊娠、出産した方へ、妊娠届時及び出産届時にそれぞれ5万円を給付するものでございます。事業を早急に着手する必要があるため、専決処分をいたしました。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

専決第1号 令和4年度滑川町一般会計補正予算（第5号）。

令和4年度滑川町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,700万円を追加し、歳入歳出それぞれ77億6,312万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年1月25日専決

滑川町長 大塚 信一

6ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。

歳入につきましては、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金に1,360万円、款16県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金に340万円、2つの補助金を合わせまして1,700万円の歳入でございます。

続きまして、7ページを御覧ください。歳出についてご説明申し上げます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費に事務費及び支援交付金合わせまして、合計2,045万4,000円の増額補正でございます。

款14予備費において財源の不足分を充当させていただきました。

なお、本事業実施によります負担割合につきましては、国3分の2、県6分の1、町6分の1により事業を実施いたします。

以上が議案第1号 専決処分の承認を求めることについてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問時間は、答弁を含み30分とします。質問形式は、対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は質問席に着き、質疑に入ります。1回目に一括質疑、一括答弁、または最初から一問一答方式にするかは質問者に委ねます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度滑川町一般会計補正予算（第5号））の採決をします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第2、議案第2号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第2号 滑川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、滑川町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本条例につきましては、新たな条例の整備でございます。

制定の内容でございますが、個人情報の保護に関する法律の改正により、従来各自治体ごとに整備されてきました個人情報保護制度が、令和5年度から国が設置する個人情報保護委員会による全国一律の運用となります。これに伴い、町で規定しております関係条例の整備を図るものでございます。

お手元でございます条例文をお開きください。本条例は全部で8条から成る構成でございます。

第1条、趣旨では、法律の施行に伴う本条例制定の趣旨を規定しております。

第2条、定義では、条例中に使用する用語等の定義を定めております。

第3条、個人情報取扱事務の届出では、町の機関が個人情報を取り扱う場合は、その事務の名称、目的などをあらかじめ町長に届け出なければならないとする規定でございます。

第4条、開示請求では、開示請求書に係る氏名、住所のほか、別に定める規則による記載を求める内容でございます。

第5条、開示請求に係る手数料では、開示請求に係る手数料を規定するものでございます。

第6条及び第7条では、個人情報の訂正及び利用停止に関する規定を整備するものでございます。

第8条、審査会への諮問では、審査会の所掌事務を規定したものでございます。

また、附則においては、施行日のほか、附則第2条、こちらでは個人情報の保護が自治体の条例から法律に基づく運用となることから現行の滑川町個人情報保護条例の廃止を、また附則第3条以

降は、経過措置及び関連する条例の整備を行うものでございます。

施行は、令和5年4月1日からでございます。

以上で議案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、この条例を廃止するということなのですけれども、それに代わる個人情報保護法ですか、21年改正にあるわけですけれども、今、町の条例には、「町民の個人情報については、開示及び訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び町民に信頼される町政の適正な運営に資することを目的とする」というふうに現条例ではあるわけですけれども、これがこの保護法によってどのように変えられてしまうのかお聞きします。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

基本的にこちらの今回の法改正につきましては、先ほども議案説明で申し上げましたとおり、従来、各自治体ごとに定めていた個人情報の保護の制度に関して、全国統一のルールの下、運用されるといったものが大きな改正の中身でございます。

ご質問いただきました内容等につきましては上位法、国が定めております個人情報保護法の中に細かく規定がされているものでございます。個人情報保護法につきましては、上位法は全部で180条の条例から条文化になっております。この中で細かな規定がされておりますので、町のほうで改めて定めるといったところについては、今回は控えさせていただいております。

また、近隣の自治体等の状況を見ましても、別に定めているというお話のほうは聞こえてきておりませんので、国の上位法に従った運用ということになるためにこのような形を取らせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 保護法なのですけれども、この目的の一番最初に、いわゆる個人情報の利活用を進める、そのための保護、利活用というのと保護というのは全く相矛盾するのですけれども、こういうふうな文言に変えられて、それが基本になって、ほかの法律もそういうふうになっているのではないかなというふうに思うのです。この利活用をするということがこの保護法の最大の目的

で、個人情報は今非常に、特に自治体が扱っている個人情報、これはもう国なんかよりもはるかに多くの個人情報を扱っているわけで、石油に代わる第2の資源とも言われているような、企業にとっては非常に欲しい情報なのだということなのです。それをいかにして利活用できるようにするか、そのためにはどうしてもこの自治体が持っているこの保護法が、保護条例が邪魔になってきているというのがこの目的なのではないかなというふうに思います。

次に、個人情報の定義についてなのですが、本条例では、今の町の条例では、いわゆる他の情報と照合することができて、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むというふうにされています。今度の法律では、他の情報と容易に照合することができるという、いわゆる「容易に」を入れることによって、容易に照合できなければ個人情報とはならないというような意味合いも込めて、この個人情報の概念を非常に狭くしてしまっている。ですから、個人情報でないものが広がっているということになるのではないかなというふうに思うのです。こういったような、一つ一つあれですけれども、個人情報の扱い、これまで自治体が守ってきた様々な規定を取っ払ってしまうようなことになってしまうのではないかなというふうに思います。

あと、現条例では、例えば利用及び提供の制限というのを加えてきています。ところが、要するに個人情報というのは、そんなに簡単に利用したり人に提供してはいけないということになっているのです。ところが、今度は、相当の理由があるときは外部へ提供したりすることができるというふうになっていて、その相当の理由というのはまだ、ガイドラインで示されているようですけれども、そういったような、要するに外部への提供もやりやすくするというようなことになっています。

さらに、オンライン結合の制限について今の町の条例ではできない、要するに条例ではこういうふうになっています。電子計算組織の結合の制限については、保有個人情報の電子計算処理を行うときは、実施機関以外の電子計算機と通信回線による結合をしてはならないというようになっていくのです。ところが、今回この法律では、この条例などがクラウドコンピューティングの障壁になると。要するに邪魔なのだということで、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の扱いを制限することは許容されないと。要するに条例でもこれを禁止する、厳しく制限しているということなのです。しかし、今、この情報保護の観点から見ると、このクラウド化というのは本当に避けるべきではないかなというふうに思います。

本当にこういったようなことを考えると、本条例改正について非常に心配というか危惧をしているところでもあります。今回の見直しというか、こういったようなことで改正がされるわけですが、改めてこの町の保護法、保護条例について検討をすべきではないかなと。どういうふうにしたら、法律はもうできていますからそれを変えることはできませんけれども、しかし、要するにさらに個人情報を保護するにはどうすべきかというようなことを町も考えなければいけないのではないかなというふうに思うのです。

ですから、今回こういった提案をされていますけれども、改めて町がこの個人情報保護について

考えるべきではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

改めてですけれども、まず今般のこの法律の改正につきましては、議員もおっしゃっておりますけれども、個人情報の利活用が増えているといったものがやはり前提にございます。したがって、これの増えているところから個人の権利をどう保護するのかといったことが目的として、今回の法律の改正というのが行われているというふうに承知をしております。

ご質問いただきました件等も含めてなのですけれども、まずこの個人情報の利用に関しては、ご承知のとおりOECDの加盟国の中で協議のほうがありまして、日本国についても、そのOECD加盟国で行っている個人情報のルールを追随するような形で、今回法改正が行われているといったような経過もございます。

ご質問いただきました町が独自にさらなる規制をとったようなところだと思っておりますけれども、今手元に資料がないのですけれども、今般の法律改正により町が条例等で整備できないもの、また整理が可能なものといったようなものが提示をされております。今現在町のほうで考えているところが、特に要配慮者の関係の個人情報、これを今後どういうふうに扱うのかといったところで、これも近隣の自治体に、今、問合せをしているところなのですけれども、なかなか整備を行っている自治体がないというのが状況です。町としては、今後、町の審査会の委員さん、こちらは法学者と弁護士等も入っておりますので、こういった方にお話、ご相談を差し上げた上で、今後改めての整備が必要かどうかといったところを検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 諸外国との関係でこの個人情報保護を全国一律にしようという、それは分かります。しかし、今は全国ほとんどの自治体で保護条例を持っているわけです。これがなぜ、要するに今の規制よりも甘くすることが、ヨーロッパ諸国との関係で、要するに保護がちゃんとできているかどうかということを経外国は見ているわけですね。それが逆の方向に、今、国は進めようとしているわけです。今の町の保護条例のほうによほど保護をちゃんとしようとしているわけです。そこを緩めようとしているのがこの国の法律なので、私もそういう話をしているわけなのです。ヨーロッパ諸国はどういう説明をしているのかよく分かりませんが、これは逆行しているのではないかなというふうに思います。本当にこれで個人情報保護ができるのかということだと思います。

それで、先ほど課長さんもおっしゃっていましたが要配慮個人情報についても、本当にこれはぜひ規定をしてほしいなというふうに思うのです。やはり町がそういった情報を保有すること、そして

それをどう処理するのかということについては、この法律には特に規定されていないのではないかなと思うのです。これはいかがなものかというふうに本当に私も思います。そういったような個人の本当にプライバシーに関わるような情報を町が保有したり、またそれを外部に漏らしたりするようなことが絶対にあつたら住民との信頼関係を損ねる。そして、だから、要するに行政は町民との関係で本当に何でも話せるし、本当に困ったこともいろんな相談にも乗るし、そういったような情報をたくさん得る、そういう場所だというふうに思うのです。国がこうしたからということだけでは、やはり町民との信頼関係は生まれないというふうに思います。そういう説明だけでは生まれにくいのではないかなというふうに思います。ぜひその辺について改めてご検討いただきたいというふうに思うのです。

私は、この間、この問題についても皆さん議論してきましたけれども、改めて本条例改正についてお願いしたいということがあります。一つは、本人からの情報、この情報収集の手段としては、基本的には本人から収集するという原則としていただきたいと。自己の、自分の情報コントロール権、これを保障する意味でも、また市民との信頼を得る意味でも、それを原則にしながら情報を扱っていくということ。そして、先ほども言いましたけれども、要配慮個人情報の取得制限、これをきちんと明記をしていただきたい。3つ目が、オンライン結合についてなのですが、これについては、審議会による審議手続について条例化をしていただきたい。オンラインについても条例で制限することはできませんけれども、この結合を審議会が審議をするというふうな、何でもいいからオンライン結合するのではなくて、そういうことについて一定の配慮、そしてそれを扱う職員の皆さんのリスクアセスメントの機会としてそれを検討していただきたいなど。あともう一つが、行政機関匿名加工情報の加工方法、要するに匿名の情報があるわけですが、それを加工しているその方法や結果、そしてそれを行って提供した事業者、こういったようなものの情報を公開するということも必要なのではないかなというふうに思います。個人に関する情報、プライバシー保護の規定として条例化をするというふうに考えていかなければならないのかなというふうに思います。

様々お願いも含めて、そういった検討を今後していただくことをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり個人情報、私個人的にもこれは基本的に本当に大事な人権の部分だというふうに感じております。憲法で保障されている人権に関わる部分というのは非常に多うございますので、やはり扱いは慎重に行うべきだという考えではございます。

先ほど5点、阿部議員さんのほうからいただきました。これらにつきましては、先ほども申し上

げましたように、町のほうで審査会委員さんがございますので、そういった方と協議を今後進めさせていただきますと予定しております。ただ、具体的に、例えばオンライン結合ですとか、あるいは匿名加工情報等に関しては、町としてできる部分とできない部分というのがございますので、その点はやはりご了解いただかなければならないと思います。

ちなみに、匿名加工情報については、当分の間、都道府県と指定都市だけということになっていきますので、滑川町については当分の間は該当いたしません。

また、職員研修に関しては、既に来年度、この4月から新しい個人情報制度になりますので、これに向けた研修会というのは既に実施をしております。また、引き続き定期的に個人情報に関する研修会については、町職員の参加する機会を設けて啓発に励んでいきたいと考えておりますので、ご了解いただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） これで私の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

阿部議員。

まず、原案に対する反対の発言からお願いしたいと思います。どうぞ。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 滑川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対の立場から討論に参加をしたいというふうに思います。

これまで個人情報保護制度の改革の動きは、行政のデジタル化と密接に関連をしてきました。2015年改正の個人情報保護法、2016年改正の行政機関個人情報保護法で、個人情報を加工した情報として特定加工情報または非識別加工情報としてその利活用が進められてきました。そして、今回の2021年の個人情報保護法改正で、これが自治体にも適用されるということになったわけです。

そもそも大量の個人情報を扱う自治体は、その保護を独自に進めてきた経過があります。滑川町におきましても、条例にあるように、町民の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び町民に信頼される町政の適正な運営に資することを目的とするとしているように、個人の人権である個人情報保護が、住民とそれを扱う自治体との信頼関係で成り立っていることをうたっております。それを国の法律ができたからとして廃止してしまうというのは自治権の侵害であり、条例制定権を侵すものになるのではないでしょうか。

さらに、個人情報とは個人の一部であり、それは尊重されなければならないという、憲法の保障する個人として尊重されなければならないに反する重大な問題であることを認識すべきではないでしょうか。

第1に、その目的が個人情報の利活用のためとされ、個人情報の保護と、明らかに個人情報の保護が後づけで、個人情報をいかに活用できる社会、第二の石油とも言われる新たな資源である個人情報を活用して企業が活動しやすくしようというのが、この法律制定の目的であることは明らかではないでしょうか。

2つ目に、個人情報の定義についてです。本町の条例では他の情報と照合することができ、これにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むとされており、ところが、今回の法律では、他の情報と容易に照合することができるということで、「容易に」を入れて、容易に照合できなければ個人情報とはならないというふうなことにされ、守られるべき個人情報の概念を狭くしていく。現在のこのデジタル化などの進展から、容易に照合可能な範囲も拡大してしまうのではないかと心配をされております。

3つ目に、要配慮個人情報についてです。条例では、要配慮個人情報を収集してはならないというふうにしておりますけれども、法律にはその規定はありません。

第4に、収集の原則についてです。条例では、個人情報を収集するときは本人から直接収集しなければならないという原則を定めています。しかし、法律にはその規定がありません。本人から個人情報を収集、取得して必要な範囲内で利用する、これが自治体の事務のあるべき姿ではないでしょうか。

さらに、要配慮個人情報を収集してはならないと。要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、その扱いに特に配慮を要するものとして、実施機関が定める記述等が含まれる個人情報というふうな今の条例ではしております。こういった要配慮個人情報も、もう野放しになってしまう可能性もないわけではありません。まさに個々人のプライバシーを本当に侵害してしまう、そういうことも考えられます。

第5番目に、条例にあります利用及び提供の制限、これについてですが、これについては、保有個人情報について、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える利用または当該事務実施機関以外のものに提供してはならないというふうにしてはいるわけですが、ところが、法律では利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用、提供してはならないというふうないいながら、相当の理由があるときはこの利用を認める、提供を認めるというようにされております。

また、先ほども言いましたけれども、オンライン結合の制限についてです。これは、もう明らかに今の条例に相反する法律になっているというふうに思います。条例では、電子計算組織の結合の制限について、実施機関は保有個人情報の電子計算処理を行うときは、実施機関以外の電子計算機

と通信回線による結合をしてはならないというふうになっています。ところが、法律ではクラウドコンピューティングの障壁になると。この制限が障壁になるとして、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の扱いを制限することは許容されないというふうがいい、条例化を厳しく制限をしているというふうになっています。これでは本当に個人情報の保護の観点、全く抜けているというふうに思うわけであります。ぜひこういった保護法に依存するのではなく町独自の条例改正、町独自の、先ほども言いましたけれども、条例をきちんと持ってそれを示す、そしてそれを基にした個人情報保護を町民と約束をして、個人情報についてはこう扱うのだということを町民の皆さんに明示をしながら行政運営をするべきではないかなというふうに思います。

先ほどお願いした4つの点も併せてお願い申し上げまして、私の反対討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに討論はありませんか。

北堀議員。

〔9番 北堀一廣議員登壇〕

○9番（北堀一廣議員） 9番、北堀です。賛成の立場から一言申し上げます。

滑川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてですが、先ほど小柳総務政策課長のほうから答弁にもありましたが、この個人情報保護法については適切に運用され、また慎重かつ丁寧な取扱いを願いたいというふうに考えております。

したがって、この保護法について私は賛成の討論に代えたいというふうにお願いします。くれぐれも適切に執行を願いたい。

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして討論を終結します。

これより議案第2号 滑川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決いたします。

本案は議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第3、議案第3号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第3号 滑川町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、滑川町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容でございますが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報保護制度に関する諮問が、滑川町情報公開・個人情報保護審議会の所掌事務から滑川町情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務へ変更が生じます。これに伴い調査、審議手続等の見直しも必要となることから従来の条例を廃止し、新たな条例を整備するものでございます。

お手元でございます条例文をお開きください。本条例は17条から成る構成でございます。

第1条については、趣旨でございます。

第2条、設置では、情報公開・個人情報保護審査会の設置についての規定でございます。

第3条、定義では、条例中に使用する用語等の定義を定めております。

第4条、所掌事務では、委員会の調査、審議に関する規定を整備しております。

第5条から第7条にかけては、委員の人数、任期などの規定をしております。

第8条及び第9条では、審査会の調査に関する規定を行っております。

第10条から第12条にかけては、審査請求人に関する意見陳述、意見書、資料の閲覧などの権利を規定しております。

第13条では、調査手続の非公開を規定し、第14条では、答申書の公表及び審査請求人への答申書の送付を規定しております。

第15条では、審査会の調査に関する町の機関等の責務を規定しております。

第16条は委任、第17条では罰則に関する整備でございます。

また、附則において、現行条例の廃止及び経過措置を規定させていただきました。

条例の施行は、平成5年4月1日からでございます。

以上で議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 滑川町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成多数です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第4、議案第4号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

木村福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、議案第4号 滑川町子育て応援金支給条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、児童を出生した世帯に対し子育て応援金を支給するため、滑川町子育て応援金支給条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本条例の制定につきましては、埼玉県が新規事業といたしまして令和5年度より実施いたします子育てファミリー応援事業の開始に伴いまして、第1子から児童を出生した場合、その世帯に対し、町が児童1人当たり5,000円を支給した場合については、埼玉県より上乗せで1万円相当のギフトを配布する事業の開始に合わせて、今回条例を制定するものでございます。

内容についてご説明をさせていただきます。条例文を御覧ください。

第1条において、本条例の目的を規定してございます。

第2条については、支給対象者を規定しており、滑川町に住所を有する者としております。

第3条では、支給額を児童1人当たり5,000円とし、1人につき1回の支給と規定しております。

第4条では、支給申請及び支給の決定を規定しております。

第5条は受給資格の喪失、第6条は応援金の返還、第7条は譲渡又は担保の禁止、第8条は委任を規定してございます。

附則におきまして、令和5年4月1日からの施行を規定し、経過措置といたしまして、この条例

の施行日以後に出生した児童を支給対象児童として適用し、この条例の施行日以前、前日までに出生した第3子以降の児童については、これまでの子育て支援金支給条例の支給対象事業として適用することといたします。

以上で議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。質問させていただきます。よろしく願いいたします。

この申請の期間というか、30日以内というふうになっているのですが、これは理由と違うとあれなのですが、何か理由があるのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

30日とさせていただきますのは、まず出生届が町民保険課に提出をされ、その後、手続きいたしますと児童手当、その他の手続きに福祉課に赴いていただくこととなりますので、その日数について30日と指定させていただき、その間で申請をお願いするというので30日とさせていただきます。

以上、答弁といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 例えばよく里帰り出産とかやる方も多いし、必ずしもここで、町の中で出産するわけではないわけで、なかなか帰ってこれないというような方もいるのではないかなというふうに思うのですが、ちょっと30日というのは短いのではないですか。

○議長（瀬上邦久議員） 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

先ほども申したとおり、役場の庁舎に届出にいらしたときに福祉課に立ち寄っていただくということで対応を考えておるところでございますが、阿部議員がご指摘のケース等がございましたらご相談をいただき、それぞれに個別に対応をして配慮をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） そういうふうに条例でなっていないので、もう少しいろいろ検討するよう

な、猶予があるみたいなことがちょっと入っていただければいいなというふうに思うのですけれども、ぜひその辺はまた、実際の適用については、そういった個別的に相談していくみたいなことになっていただければいいなというふうに思いますけれども、条例そのものがそういったふうには書いていないというふうになると、そのとおり皆さん感じてしまう可能性があるのです、そこはよく当事者というか、そういった対象者についてお話をしていただければというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第4号 滑川町子育て応援金支給条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第5、議案第5号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

武井健康づくり課長に提出議案の説明を求めます。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、議案第5号 滑川町自殺対策推進計画策定委員会条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、滑川町自殺対策推進計画の策定について調査、審議する会議体を設置するため、滑川町自殺対策推進計画策定委員会条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、滑川町自殺対策推進計画策定委員会については、滑川町自殺対策推進計画の策定のため、平成30年10月9日告示第140号により、滑川町自殺対策推進計画策定委員会要綱により設置、運用されておりましたが、町例規の見直しの中で条例相当が適当であるということになりましたので、

また令和5年度に平成30年に作成した滑川町自殺対策推進計画の見直しを実施するため、今回、内容は要綱とは大きく変わりませんが、条例化するため議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明させていただきます。おめくりいただいて条文のほうを御覧ください。条例は全10条で構成されております。

第1条は、目的を記載しております。提案理由で申し上げたとおりです。

第2条は、委員会の所掌事項を記載しております。町の自殺対策の施策に関する方針などに関することでございます。

第3条から第5条は、委員の組織、構成、任期、役職等について記載しております。委員は12名以内となっております。

第6条、第7条は、会議について記載しております。

第8条は委員の守秘義務、第9条は町の所管について記載しております。

条文は以上でございます。

なお、現行の滑川町自殺対策推進計画策定委員会要綱は、令和5年3月31日をもって廃止とさせていただきます、附則にあるとおり、本条例の施行は、令和5年4月1日からとさせていただきますと思います。

以上、議案第5号 滑川町自殺対策推進計画策定委員会条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野葉月議員、質疑願います。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

第3条について、委員会は委員12人以内で組織するということで、（1）から（5）それぞれ挙げてあるのですけれども、具体的には地域団体の代表者または職員、そして（4）の関係行政機関の職員というところは、どんな方を想定しているのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

第3条第1項、第2項に記載されております委員の組織、構成ですけれども、第1号、学識経験者、第2号、各地域の代表者または職員、第3号、学校教育関係者の代表、第4号、関係行政機関の職員、第5号、その他町長が必要と認める者となっておりますが、ご質問の第2号、地域団体の代表者または職員につきましては、こちらにつきましては、各地区の区長や補助員を想定しております。全員ではございませんが、代表という形を想定しております。

また、第3号の学校教育関係者の代表につきましては、町内の広聴委員会の代表、またPTA等を含めて想定しております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） すみません、（2）と（4）を聞いたのです。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 大変失礼いたしました。上野議員のご質問に再度答弁させていただきます。

第4号、関係行政機関の職員などにつきましては、保健所や各県の自殺対策を所管する部署の方をお呼びできればと想定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。自殺をする方というのが増えていて、コロナ禍ということもあり増えていて、そして自殺をする方の低年齢化、若年層が自殺をしているというのは本当に憂慮すべき問題だと思います。

この委員会でどういう方が入ってくるかということが自殺対策を総合的に推進するため、そしてこの施策をつくるために大きな要素となってくると思うのですけれども、ここの委員の構成のところ、当事者家族または当事者家族から直接的に相談を受けているような、そういう立場や職務をお持ちの方というのが入っていないように思うのですけれども、そのような比較的問題意識の高い人というのを入れるようなご予定はないのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

特に専門機関という形ではございませんけれども、第1号にうたわれる学識経験者、また第5号、その他町長が必要と認める者につきましては、こちらからお声がけ、または公募等、広い範囲からの人材を求めるということを想定しておりますので、その内容につきましても今後検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 自殺をする方の問題や属性というのは本当に広くて、あまり関係していない方というのは想像もつかないようなところで大きな要因があることもあるかと思います。そのようなこともあって、学校関係の方ももちろん大事だとは思いますが、この自殺というこ

ろの当事者、そして実情を知る方というのを委員に入れてくださるようお願いいたします。

それから、自殺する方の年齢層も多岐にわたっていて、小学生でも自殺というのが、この前、資料を見たら入っていたように記憶しています。世代別によって理由や環境というのは様々だと思うので、なるべく若年層、それから働き盛りの壮年層、それからシニア層というような、それぞれの世代別の情報が入るような工夫もこの委員構成のところでしていただきたいなと思います。

そして、もう一つ質問なのですけれども、公募の方というのは今回は入れないのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

現在確定はしていませんが、公募を含めた、広く募集をかけられるような形を取りたいところでは考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 先ほど出た審査会のメンバーの選び方もそうだったのですけれども、町長や行政のほうから委員を指定する形になってしまうと、例えば状況が何かの方向性に流れてきてしまったときに、自己に有利なお手盛りのものをつくりやすいという流れができてしまう可能性もあるかなというふうに思います。なので、選挙であったりとか公募であったりとかいう人を委員の中に入れていくというのは、いろんな意味での防波堤になるかなというふうに思っております。なので、このような審査会、委員会をつくるときには、なるべく公募の方、町長や行政のほうで指名するのではない公募の方や選挙、公正の方が入ることが望ましいと私は全般において考えています。

そこで、公募の方が入る可能性があるということだったのですけれども、できれば「公募で応じた者」というような文言を入れてほしいのですけれども、もし公募の人が入るのであればそれを入れたほうが良いと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

現行の案につきましては公募と名を挙げておりませんが、公募を含め広く様々な方法をもって委員を募集したいと考えておりますので、「公募」と今回記載することについては、ご理解いただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 公募を含め様々な人を募っていききたい、そのこのところの思いも含めて、この委員会を設定する人の恣意性みたいなものが入ってしまうのではないかなというところを危惧し

て、「公募」という文言を入れてほしいというふうに提案をしています。

現在、民主的な運営をしようという思いでこの委員会を動かしているときはいいのですけれども、何かの意図が入ったときに、例えば公募の人や一般の人は入れないで、比較的行政関係者の中で委員をつくってしまえば、行政の中で、手の内で作るような方向性も持っていくことはできてしまいます。なので、もちろん今はそういうことはないかもしれないのですけれども、条例をつくるときにいろんな可能性を考えて、なるべく民主的な運営ができるようにというところで委員会を、書いてほしいのです。記載、明記をしてほしいのです。なので、公募の人を入れるという意図がある、そこは分かりました。でも、意図があるのであれば書いてほしいのです。そのための条例です。そのために条例を条文化、文章にしているわけですから書いてほしいのです。入れるけれども書かない、入れるのであれば書いてほしい、そこのところの話を今しているのですけれども、明記をしてほしいというところについて、それはできないのかというのをもう一度お聞きします。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

この委員会に限らないと思うのですが、委員会のメンバーにつきましては、ある程度の専門性を持った方にメンバーになっていただくというのがもちろん必要でございます。そういう方たちにつきましては、なかなか公募だけでは応募していただけないという現状もございます。そういった中で、ある程度こちらが求める専門性を持った方にこちらからお願いするというアプローチも必要になるのではないかと考えておりますので、「公募」と改めて記載するというのはご勘弁いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 分かりました。公募をしてもなかなか応募してくださる方がいらっしゃらないという、そういうような現状があるのも理解はします。ただ、民主的な運営の確保という意味で、行政が指名する以外の方を入れていくというところを、今後、委員会、審査会をつくるときに考慮していただければなと思います。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第5号 滑川町自殺対策推進計画策定委員会条例の制定についてを採決します。
本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第5号は議案のとおり可決されました。

◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第6、議案第6号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

澄川教育委員会事務局長に提出議案の説明を求めます。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、議案第6号 滑川町スクールバスの設置及び運行に関する条例の制定についてをご説明させていただきます。

提案理由でございますが、滑川町立小学校児童を対象とし、スクールバスの設置及び運行を行うため、滑川町スクールバスの設置及び運行に関する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

お手元の議案を御覧ください。それでは、条例の内容について説明をさせていただきます。条例は、全7条での構成となります。

第1条では条例の趣旨を、第2条では、スクールバスの設置と目的を規定しています。

第3条では、利用対象者として、町内在住であり小学校に在学している児童であることとし、さらに詳細な要件については規則で定めることを規定しています。

第4条については、利用料について1人につき月額1,200円とし、納付方法や納期限などは規則で定めることを規定しています。

第5条では、運行管理の委任について規定をしています。スクールバスについては町が設置いたしますが、運行管理は教育委員会が委任を受け、運行の実施主体として実務を賄います。

第6条については、実際のスクールバスの運行について、業者委託が可能となるように規定をしています。

なお、スクールバスの運行の詳細については、過日の全員協議会にてご説明させていただいたとおりでございます。

また、施行期日については、令和5年4月1日となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

質疑があるようでございますが、ここで暫時休憩とします。再開は午前11時25分とします。よろしくお願ひします。

休 憩 （午前11時13分）

再 開 （午前11時25分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願ひます。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

利用料のことなのですけれども、月額1,200円、1人につきということで、ちょっとその根拠と、そしてそれが滞納したときとか、様々ちょっといろいろあるだろうと思うのですけれども、想定されていることについてお考えをお聞きしたいと思ひます。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願ひます。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、利用料の1,200円という単価についてですが、こちらにつきましては、スクールバス検討委員会、庁内調整会議等を開く中で単価のほうは決定をさせていただきました。その根拠についてですが、1,200円という単価は、今想定しています大型バス2台を2往復、マイクロバスを2台巡回運送したときの燃料代相当を今対象の人数で割り返して出てきた数字でございます。実際は端数処理をしていますので1,200円ちょっと超えてはいたのですが、1,200円という数字が出ました。そちらの単価を基に各委員会、調整会議等開いた中で、その単価が妥当であるという意見でまとまりましたので、今回1,200円という形で単価の設定をさせていただきました。

また、滞納した場合についてなのですが、滞納した場合につきましては、教育委員会事務局のほうで徴収の事務は行いますので、電話の催告をしたり臨宅の徴収をしたりという形で滞納が出ないような形で努力していきたいというふうには考えています。

なお、スクールバスの運行の規定の中に、もし滞納した場合については、「スクールバスの利用を許可しない場合もあり得る」という形で文言としては入れさせていただいております。ただ、いきなり滞納したからスクールバスの利用を許可しないということではございませんので、そこにつ

いてはご理解いただければというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 燃料代ということですが、利用者がたくさん増えればこの値段は下がるということよろしいのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

1,200円というのは、あくまでも単価を設定するときに算定の基礎になったものが燃料費ということで、この利用料をもってスクールバス運行の燃料代に充当するといったものではございません。あくまでもスクールバス運行に係る経費の一部を賄っていただく、ご負担いただくということでも明記してございますが、運行に要する経費の一部、受益者負担という観点から利用者の方々に一部負担をいただく。その際の単価の設定ということで、運行当初に係る燃料費ということで1,200円で設定をしたということでございます。ですので、この後、例えば今燃料費高騰していますので、燃料費が上がるから単価を上げますとか、利用者が減ったので単価を上げます、また逆に利用者が増えたので単価を下げますということは、今現在は考えておりません。

ただ、このスクールバスの運行については、継続していく事業の中で、その都度その都度スパンを決めて検証していく予定でございますので、その際に見直し等があれば単価についても検討になってくることもあるかというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 今、物価高騰などで家計に大変な重しがかぶさっているというふうに思うのですけれども、特にこういった子育て世代にとっては大変な暮らしになっているというふうに思うのです。こういうときに、あえてまたこういう負担をお願いすると。受益者負担だということでおっしゃるのですけれども、少しでもやはりこの負担を軽減するような措置というのは、保護世帯とか準保護世帯についての措置は分かりますけれども、やはりもう少しこの幅広い支援策というか、せっかく今まで懸案であったスクールバスが始まるのだから、最初のうちはみんなただでとかいうふうにできないですか。

そういったような思い切ったことで、みんなではどんどん乗ってくださいと言って利用者を広げながら運行を始めて、ちょっと今この物価高の中で負担させるのは忍びないということで、当面の措置みたいな形でしてもらえるとありがたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

1,200円の月額の利用料について軽減措置ということですが、先ほど阿部議員がおっしゃっていただいたように要保護、準要保護に該当する世帯につきましては、申請により利用料の免除ということで措置としては考えています。それ以外につきましては、今現在軽減措置等は考えておりません。この形で令和5年度からスタートしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） そういったご回答なのですけれども、せっかくこういったことを始めるということで、何とかやはり多くの方に利用していただくような方策についても、やっぱり利用料というのは大きなネックになるだろうというふうに思うのです。そんなことを思いますので、何とか軽減策についてはまた検討していただければというふうに思います。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

上野葉月議員、質疑願います。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

今回、利用料が1,200円、それから運行の方法等も別に定めてあるわけですが、初めて開始する事業でまだ分からないところも多いと思います。でも、その中でルートややり方、料金等をいろいろ決めていっているわけですが、決めていく中でいろいろな様々な意見が出たけれども、スタートさせるにはこうしようというところで、判断して決断して決めていったところもあると思います。その中で、優先順位を落として取り入れなかった意見というのも当然、今の段階ではいろいろ判断した状態ですので、心の中にあると思います。そういうところを判断した中で決めたこの条例ということで、これでスタートした後も、そのとき懸案事項であった利用料であるとか、それから停留所、今はロータリーですが、集合方法など継続して協議して行ってほしいと思います。

そのような協議の場というのは、委員会なり定期的な何かしらの集まりなりというのはもう想定されているのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

今、上野議員がおっしゃられたとおり、スクールバスの運行については、今回スタートするに当たって判断した部分がたくさんございます。その中で、それについてその判断が本当に正しかったのかどうかということは、今後検証していく必要があるかというふうにこちらのほうとしても考えております。このスクールバス運行に当たってご尽力いただいたスクールバス運行検討委員会、こちらの報告書の中でも、「この事業を継続していく中で一定期間ごとの検証が必要である」という提言をいただいております。また、過日の全員協議会の中でお配りしたスクールバス運行計画、こちらは教育委員会の中で議決をいただいたものでございますが、この運行計画の5番のその他、一番最後のところなのですけれども、ここにも教育委員会からの提言として、「スクールバスの運行は、より適切な運行を続けていくためにも一定期間ごとの検証を行い、課題を明確にするとともに、その解消に向けた見直しを図ることとする」とございます。こちらを運行計画のほうにも明記をさせていただきました。まだ委員会という形で組織はしていませんが、この一定期間、3年なり5年なりある程度の一定期間を設ける中で事業の検証を行い、必要な見直しを続けていきたいというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） いろいろな意見が引き続き出てくるとお思いますので、今年1回、2回という形で、あまりかっちり決めなくてもいいと思うので、保護者そして子どもも入れた状態での協議というものを続けていただきたいと思います。

それから、料金のところは悩ましいところだと思うのですけれども、ゼロ円のところから1,200円というと、すごく負担だなというところも感じるのですけれども、例えば通学の困難さというところで、下校が難しいというところから、実はそこを理由として学童を利用しているというご家庭もあると聞いています。それから、昨年、宮前小学校では6月下旬から、結局1学期の終業式まで突然のお迎え要請が来て、そのところで保護者は毎日迎えに行ったわけです。そのことをするという事は、恐らく仕事を減らしたりだとか、人によっては仕事を辞めざるを得なかったという方もいると思います。そういうところを考えると、本当に1,200円ではとても済まないような経済的な逸失利益というものも生じているわけです。そこを考えると、1,200円払ってそのところが回避できるというところは、既に負担が大きくなっているご家庭から考えると、この金額で済むのであれば、これはそれほどの負担ではないというふうに考えるご家庭もいるかなというふうに思います。本来、1か月急にご家庭にお迎え要請をするというようなことは、やるべきことでは私はないと思っていますので、このような状態を回避するために、ある程度の自己負担を持って行政的にやり方を提供するというのは必要なことで、今の段階であっては仕方がないかなというふうに思っております。

それで、スタート時期なのですけれども、できれば新1年生の通学負担を減らすために4月がよ

かったというふうには思います。いろいろ厳しい面もあると思いますが、去年のことを考えると、暑くなる、去年のお迎え要請が来たのはたしか6月23日あたりだったと思うので、その前の段階でスクールバスがもう始まるというところを求めたいのですけれども、スクールバスの実際的な開始時期はいつになるでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

スクールバスの運行につきましては、本議会において令和5年度の当初予算で委託料のほうを計上させていただいております。本議会で予算案が議決されたら早急に起案の事務に入りたいと思います。年度が明けまして、恐らく4月末ぐらいに最初の入札の機会があるかと思っておりますので、できるだけそこに合わせて入札のほうを行いたいというふうに考えています。入札により業者が決定し次第、業者と学校と教育委員会とで3者で協議をしながら運行についての細かな調整を行い、上野議員がおっしゃるとおり、暑くなる前、6月ぐらいにスタートできればいいというふうにこちらのほうでも考えています。

ただ、あくまで入札による業者決定になりますので、入札参加していただく業者さんがいないと当然バスのほう運行できませんので、また応札しやすいような形、また応札ができるような形で運行計画の周知や業者に対する周知も図っていきたいというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。このスクールバスの運行が求められた一つの要因として、40度を超えるような猛暑の中での長距離通学、その問題を解消しようというものもかなり大きな要因としてあったと思います。なので、今、澄川さんおっしゃったとおり、暑くなる前にぜひスタートを、4月は残念ながらちょっと間に合わないかなというところだと思うので、暑くなる前、せめて6月ぐらいのスタートを目指していただきたいなと思います。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第6号 滑川町スクールバスの設置及び運行に関する条例の制定についてを採決し

ます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第7、議案第7号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第7号 滑川町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、下水道事業の地方公営企業法の適用に伴い、滑川町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容でございますが、お手元でございます新旧対照表を御覧ください。第2条で定めております町の執行機関の定義でございますが、従来水道事業と定めておりましたものを下水道事業も含めました地方公営企業に改めるものでございます。

施行は、令和5年4月1日でございます。

以上で議案第7号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野葉月議員、質疑願います。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

「滑川町水道事業」という名称から「地方公営企業」というふうに名称が変わります。上位法の改定によるものということだと思っておりますけれども、水道事業の民営委託というものも一部の自治体で進んでいるところもあります。そして、外国、フランス等では水道が民営化され、そしてサービスが低下し、料金が高くなり、水道事業が再び公営、公に戻ってきている。住民の働きかけや運動により水道事業が民間から公に戻ってきているというような話もあります。水道を含めライフラ

インというのは、やはり利益を求めるような事業にするべきではない。つまり民営化するべきではないし、行政の手から、町の手から放すべきではない事業だと思っています。

企業会計化等も進み、民営化する下地が進みつつあるという見方もできる中で、このような地方公営企業というふうに変名がかわるのですけれども、水道は町の事業として必ず残してほしいというふうに思っているのですが、そのような民営化の可能性というものはあるか。そして、水道は町が持つべきと思っているのですけれども、その点についてのお考えをお聞きします。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

水道事業、下水道も含めてですけれども、現在のところ町として民営化の計画というのは立てておりません。おっしゃるとおりライフラインに直接関わることで、可能な限り町との関係を保ちながら、民営化ではなくて運営できる体制というのを考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。上水道、下水道を含め、命を守るためのライフラインですので、その点は行政が行うというところを、町が行うというところを、もう大原則として動いていていただきたいなと思います。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第7号 滑川町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第8、議案第8号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第8号 滑川町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案内容でございますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、滑川町情報公開条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容でございますが、滑川町情報公開条例で規定をしております非公開情報と新たな法制度による不開示情報等で整合を取る必要がございます。従来の条例から法律に基づく運用に移行することに伴い、情報公開条例中の非公開情報を法律で定める不開示情報の規定と合わせるため、所要の改定を行うものでございます。

お手元の条例、新旧対照表をお開きください。今回の条例改正は、条例の第7条及び第9条に関する改正でございます。

初めに、第7条、情報の公開義務でございますが、こちらで規定しております内容は、非公開の規定したものでございます。新旧対照表では、新たに整備されたもの、削除となったもの、並び替えをしたものがございます。

改正後の第7条の各号を基にご説明をいたしますと、改正後の第1号は、改正前の第5号から7号に変わり新たに規定されたもので、法令により整備されたものでございます。

改正後の第2号は、改正前の第1号を文言等の整備も併せまして並び替えを行ったものでございます。

同様に、改正後の第4号は改正前第2号、改正後の第5号は改正前第3号、改正後の第6号は改正前第4号に該当いたします。

また、改正後の第3号は新たな条文でございます。匿名加工情報に関する識別について非公開を定めた内容でございます。

また、条例第19条、審議会の改正につきましては、国により個人情報保護委員会が設立されたことによりまして、個人情報に関する調査、審議をそちらで行うとされたため、委員の名称を変更するものでございます。

施行は、令和5年4月1日からでございます。

以上で議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願ひます。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。質問をよろしくお願ひいたします。

現制度とこの情報公開を求める場合の手順とかやり方、どのように変わるのか教えていただきたい。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願ひます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

現制度との手順の違いでございますけれども、手続的には相違はございません。今の制度と同じような手順を踏んでいくというような流れになりますので、ご了解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願ひます。

○14番（阿部弘明議員） それでは、名称などが変わるということぐらいで、普通に情報公開についてはできるということですのでよろしいのですよね。お願ひします。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願ひます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

従来からございました個人情報の開示請求等につきましては、先ほど申し上げましたように内容は変わりませんので、従来と同様に手続を踏んでいただければ開示をさせていただくというような内容になりますので、ご了解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願ひます。

○14番（阿部弘明議員） 分かりました。ありがとうございます。質問を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第8号 滑川町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第9、議案第9号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第9号 滑川町情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、滑川町情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容でございますが、個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報の保護に関する制度が全国で統一されることになりました。これにより、従来町では諮問事項に関しては、滑川町情報公開・個人情報保護審議会に諮問することと規定しておりましたが、今後統一的に運用される個人情報保護制度では審議会に諮る諮問がなくなり、特に諮問が必要な場合は審査会が応じることができとなったことから、審議会の所掌事務から削除し、併せて名称を「滑川町情報公開審議会」に改めるものでございます。

内容でございますが、先ほどの議案第8号で申し上げました滑川町情報公開条例の一部を改正する条例において審議会の名称変更の改正をいたしました。また、個人情報の保護に関しては、国による個人情報保護委員会により全国で一律の運営となることから、条例に規定しております個人情報に係る条文を削除するものでございます。

改正箇所は、条例の表題及び第1条、設置、第2条、所掌事務及び第9条の庶務でございます。

なお、本条例の施行は、令和5年4月1日からでございます。

以上で議案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第9号 滑川町情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第10、議案第10号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第10号 滑川町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、下水道事業の地方公営企業法の適用に伴い、滑川町課設置条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容でございますが、お手元の新旧対照表を御覧ください。第1条に滑川町役場の課、局を定めておりますが、上下水道課が地方公営企業法の適用となることから削除するものでございます。

施行は、令和5年4月1日でございます。

以上で議案第10号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第10号 滑川町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。
本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩とします。再開は午後1時とします。よろしく申し上げます。

休 憩 （午前11時59分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第11、議案第11号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第11号 滑川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、職員定数の適正化を図るため、滑川町職員定数条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるところでございます。

内容でございますが、お手元の新旧対照表を御覧ください。第1条、趣旨では、関連する法令を整理させていただきました。

第2条、職員の定数では、令和5年度から職員の定年延長制度が導入されること、また上下水道事業の地方公営企業法の適用に伴い、第1号、議会事務局から第7号、地方公営企業の職員まで、文言の整理も含めまして定数の見直しを行うものでございます。

施行は、令和5年4月1日でございます。

以上で議案第11号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

吉野正浩議員、質疑願います。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 吉野正浩です。質問させていただきます。

私も職員数につきましては以前から指摘させていただきました。そこで、まず第1番目として、2条の職員の定数について、（1）から（7）まで、実際の職員数が分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

現在の職員の人数でございます。すみません、資料がありませんので、今この場で分かっている部分のみ申し上げます。議会事務局の職員につきましては2名でございます。町長部局の職員については、現在96名でございます。その後はちょっと飛ばさせていただきます、教育委員会事務局の職員については、現在26名になっております。以上、すぐに分かるものについては以上でございますので、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） ありがとうございます。今、分かった範囲内でも、定数に関しましては、実質の職員数というものは減になっております。定年延長とかいろいろなことも考慮されてのことなのかもしれませんけれども、この職員数の定数と実質の職員数の差異についてどう考えているか。以前、今後計画的に職員を増員していくというようなことのお話を伺ったことはあるのですが、その辺もちょっと分かりましたらお願いしたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

職員の実際の人数につきましては、以前、一般質問でお答え差し上げたとおり、定員管理計画を策定し、それに基づいて計画的な人員増を図っているというのが現状でございます。この定員管理計画につきましても、今般の定年延長を含めまして、現在見直しを行っている最中でございますので、ご理解いただければと思います。

現実の差異についてなのですが、やはり一職員の立場といたしましては、滑川町の人口、またその事業を考えたときに、職員数というのは決して十分ではないという認識は持っております。ただ、採用計画で予定していた人数がそのまま新しく入ってくるかといったところについては、これもやはりなかなか確定できないものでございまして、具体的には、来年度4人採用予定でしたけれども、現実には1名辞退されて3人ということになっておりますので、その辺も含めて、今後年度ごとに採用計画、採用する人数というものについては、しっかり計画性を持って取り組んでまい

りますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） ちなみに、前回もお話ししましたが、ちょっと細かいデータですけれども、ちょっとお話をします。全国の類似団体が57、滑川町と同じ類似団体。国が決めた類似団体ということなのですが、その中で普通会計職員数は、令和3年4月1日現在で108人ということで、全国の57の類似団体からすると2番目に少ないのです。人口1万人当たりの職員数は、小川町が74人、嵐山町が64人、川島町が73人、吉見町が83人、ときがわ町が97人、滑川町は55人ということになっており、他の町を平均しても78ということで、23人ぐらい数字上では少ないのです。本町は課、局、企業もありまして、11あると思うのですが、そうすると大体常勤職員で2名ぐらい少ないことに数字上になってしまうのです。

滑川町は人口が増えております。この前の埼玉新聞では2万1人で、最近の県のホームページを見ると1万九千九百七十幾つだか何か、まだ達していないのですけれども、埼玉新聞では何か2万1人というので、超えたような、何の統計だかよく分からないのですけれども、そういう形で、非常に人口が増えているにもかかわらず少ない職員数でやっているということは、やはり会計年度職員とか、そういう方たちに非常に重荷になっている可能性というのはあるのです。当然補っているわけですから。そういう中で、今後心配されるのは、以前も言いましたけれども、自然災害、今後起こるかどうかという危険がある。あと、新型コロナウイルスのように想定外の事象が起きたときに、やはり一般職員が主に対応する内容でありまして、これを会計年度職員にやらせるということは、仕事の限界があると思います。

そうした中で、先ほど課長のほうから、採用は4人したのだけれども3人というお話を聞いて、また私はがっかりしてしまったのだけれども、採用というか受験する人は、やはり職員数が滑川町は少ないとか、そういうものを分析しているのではないかなと思ったりするのです。こんなに少なくても、もう負担があっしょうがないということもあるのではないかと。滑川町は採用しても全員入ることは珍しいのです。

そうした中で、あと会計年度職員も、やはり常勤の道にというのも考えられればいなと思うのです。若い職員で、これは随分一生懸命やっているなど。そういう人は、こういう採用枠で1人できなかったとか、これまた1年間待ったら、途中で採用といっても相手があることですからなかなか難しいけれども、そういった中で、こういった会計年度職員の中から登用するとか、そういう考えもあるのではないかと思うのです。

いずれにしても、このような会計年度職員とか再任用の定年延長の人たちに依存したような人員配置というのは、ちょっと非常に不安定ではないかと自分は思うのですが、この点、課長、いかがですか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

吉野議員おっしゃるとおり非常に不安定であるといったところについては、全くそのとおりだと思います。職員一人一人も滑川町、先ほど議員おっしゃったとおり、公表されている公式な資料の中で、職員数が少ないというのは皆さん分かっております。その中で、日頃、業務等に励んでおりますので、この体制を何とか改善したいというのは、多くの職員がやっぱり思っているところだと思います。今後につきましては、改めるべきものについては改めて、しっかり職員採用、先ほども申し上げましたように、計画的にしていきたいと考えております。試験の方法も含めて、現在、滑川町では統一試験のみが対象なわけなのですけれども、統一試験で予定する人員が入らなかった場合については、単独での試験ということも十分視野には入れておりますので、ご理解をいただければと存じます。また、他町村で何かいい方法等あるようでしたら、ぜひご提示いただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） 今、会計年度職員に依存している体制から、少しずつ常勤職員を割合的に増やしていただくような方策を今後ぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 滑川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。
本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第12、議案第12号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第12号 滑川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う名称変更及び町の附属機関の新設に伴い、滑川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容でございますが、お手元でございます新旧対照表を御覧ください。条例第2条の別表第1で規定しております委員の職名等について、名称変更及び新たな委員を追加するものでございます。

いずれも本定例議会において既に議決をいただいております名称及び新委員でございます。表のとおり改めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

施行は、令和5年4月1日でございます。

以上で議案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第12号 滑川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第13、議案第13号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第13号 滑川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

提案理由でございますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、滑川町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書添付の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。左側、改正後の欄、第6条は出産育児一時金の記述となりまして、今回、下線部分の支給額の改正となります。国民健康保険被保険者が出産したときは、当該被保険者に対し出産一時金として50万円を支給するものでございます。改正前42万円から50万円へ8万円の増額となります。支給額の増額によりまして出産費に係る経済的負担を軽減いたします。

なお、増額分につきましては、令和5年度当初予算にも計上させていただいております。

次に、現行の条文第16条から第18条までの3条を、改正後は第9条から第1条に移動する修正を行います。こちらの3条は、傷病手当金支給関連の条文となっておりますが、本条例の目次、第4章にございます保険給付の中に移動することによりまして条例の整備を行うものでございます。

なお、この修正に伴う内容の変更等はございません。

施行期日は、令和5年4月1日となります。

以上で議案第13号の議案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 滑川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第14、議案第14号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

木村福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、議案第14号 滑川町子育て支援金支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、滑川町子育て支援金の支給対象者を変更するため、滑川町子育て支援金支給条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

子育て支援金につきましては、第3子以降の児童を出生した世帯に対して、対象児童の出生時、小学校入学時、中学校入学時にそれぞれ5万円を支給するもので、平成29年度から実施をしております。

今回の改正につきましては、令和5年3月31日までに第3子を出生した世帯を本条例の対象児童といたしまして、4月1日以降、第3子を出生した世帯を対象外とするものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表1ページを御覧いただきたいと思っております。初めに、改正前の第3条に規定しております「出生時の支給額5万円」を削除いたします。

次に、改正後の第2条に第3項を追加いたしまして、令和5年4月1日以降に出生した児童については、支給対象児童として適用しないことを規定してございます。

附則といたしまして、本条例は、令和5年4月1日施行といたします。

以上で議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 滑川町子育て支援金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決

します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第15、議案第15号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

澄川教育委員会事務局長に提出議案の説明を求めます。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、議案第15号 滑川町教育支援金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。

提案理由でございますが、滑川町教育支援金貸付制度の利用拡大を図るため、制度の見直しを行いたく、条例の一部を改正する条例を上程するものでございます。

制度見直しの趣旨ですが、この教育支援金貸付制度は、寄附金を原資とした基金により運用をしておりますが、手続の煩雑さや対象範囲、利用時期が限定的であったため、あまり利用されていないことが課題でした。これを改善すべく条例及び規則を改正し、条例改正について本議会にて上程させていただきました。

主な改正点は5点になります。1点目は、利用時期、範囲ですが、従前の制度では入園、入学前の準備のみ利用するものでしたが、それを在園、在学中も利用できるように、また物品購入のみ対象だったものを、就園、就学に必要な経費と利用範囲を拡大いたしました。

2点目は、利用対象者を町立幼稚園、小中学校に、入園、入学予定者から町立幼稚園、小中学校、また特別支援学校を追加し、さらに在園、在学中の者も追加して利用対象者の範囲を拡大いたしました。

3点目は、貸付限度額を規則で定めることとし、貸付費目を追加、金額の見直しをしています。従前は入園、入学前からの貸付けで、幼稚園が3万円、小学校が5万円、中学校が7万円が限度額でしたが、貸付費目を1、入園、入学資金、2、要保護就学資金、3、準要保護就学資金、4、校外活動資金、5、クラブ活動資金、6、オンライン学習資金と大きく拡大をしています。そこでそれぞれの貸付費目ごとに貸付限度額を設定しています。金額の設定は、就学援助費の給付額を参考としているため、そちらの制度改正により給付金額が変わったときにすぐに対応できるよう、規則

で金額を定めるように改正いたしました。

4点目は、利用者の資格要件を拡大しています。これも規則により規定をしていますが、従前の制度では、要保護、準要保護世帯のみが対象でした。これに町長が経済的に困窮していると認められた者も対象を追加し、具体的には、生活保護となる所得水準の1.5倍以下とした内規を定める予定でございます。

5点目は、申請書類の簡素化です。これも規則により規定をしていますが、申請書類の様式を集約することで提出する書類枚数を5枚から3枚へ減らしました。その他、文言の整理や定義の規定など所要の改正を行っています。

これらの改正は規則によるものが多いですが、条例に係る変更部分についてこれらの改正を行いたく、滑川町教育資金貸付条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、施行期日は、令和5年4月1日となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第15号 滑川町教育支援金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第16、議案第16号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

會澤上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 會澤孝之登壇〕

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長、議案第16号 滑川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、民法等の一部を改正する法律の施行に伴う条文の整理及び月の中途における水道料金の算定方法を明瞭化するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めます。

改正の箇所についてご説明させていただきます。新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。第7条第3項に記載されている利害関係人の同意書等の提出について、同意書の文言の次に「民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書」の文言を追加するものです。これは、水道、電気、ガス等ライフラインの設備を設置、使用する目的で他人の土地や設備を使用する際、これまでは関係する法令から類推し、一定の条件の下、他人の土地を利用できるものと解釈し運用していたものを、新たに民法上で手続について明文化されたため、整合を取るため改正するものです。

次に、第26条の特別の場合における料金の算定については、通常2か月ごとに行っている検針を行う定例日の期間の中途において、水道の利用を開始または中断等をした場合の算定の方法を明確にするものです。滑川町では、現在、検針を行う定例日を町内2地区に分け隔月で行っており、通常ですと2か月分の水道料金をご請求させていただいております。ただし、その期間の中途において水道の利用を開始または中断等の手続が行われた際に、その間の使用日数、使用水量によって基本料金を半月単位で使用期間を定めて算定しておりますが、その算定の方法をより明確にするためのものです。

第1項第1号は基本料金を0.5月分とする基準、第2号は基本料金を一月分とする基準、第3号は基本料金を1.5月分とする基準、第4号は基本料金を二月分とする基準としてそれぞれに算定するものとします。

第2項については、水道の使用中に改造等で料金の算定基準が変わる申請がされた場合の算定方法になります。

施行日については、令和5年4月1日からです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 滑川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第17、議案第17号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

會澤上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 會澤孝之登壇〕

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長、議案第17号 滑川町下水道事業基金条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和5年度より下水道事業は地方公営企業法の規定を適用し、下水道事業特別会計予算を廃止するため、本条例についても不要となり廃止をする必要があり、地方自治法第96条1項の規定により、議決を求めるものです。

なお、残金については、4月以降の企業会計移行への準備として、今回の補正予算で下水道事業特別会計に繰り入れ、予算をまとめさせていただく予定です。

施行日については、令和5年4月1日からです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第17号 滑川町下水道事業基金条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第18、議案第18号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

會澤上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 會澤孝之登壇〕

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長、議案第18号 滑川町農業集落排水事業基金条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和5年度より農業集落排水事業は地方公営企業法の規定を適用し、農業集落排水事業特別会計予算の廃止をするため、本条例についても不要となり廃止をする必要があり、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものです。

なお、残金については、4月以降の企業会計移行への準備として、今回の補正予算で農業集落排水事業特別会計に繰り入れ、予算をまとめさせていただく予定となっております。

施行日については、令和5年4月1日からです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第18号 滑川町農業集落排水事業基金条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第19、議案第19号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第19号 令和4年度滑川町一般会計補正予算（第6号）の議定についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

議案第19号 令和4年度滑川町一般会計補正予算（第6号）。

令和4年度滑川町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,430万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ77億8,742万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年3月7日提出

滑川町長 大塚 信一

次に、6ページをお開きください。第2表、繰越明許費でございます。令和4年度から令和5年度にかけての繰越事業でございますが、8事業について予算の繰越しをお認めいただきたいと存じます。

繰越額の大きな事業といたしましては、款4衛生費、項1保健衛生費、妊娠・出産・子育て支援交付金事業1,253万5,000円、新型コロナワクチン接種推進事業1,400万円などがございます。

他の事業につきましては、記載内容をご確認お願いいたします。

続いて、7ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正でございます。各事業について

限度額が確定したことにより変更するものでございます。水泳指導の充実推進事業については、委託契約により決定した額から3,575万円に、福田小学校校務用パソコン機器等賃貸借事業については、賃貸借契約により決定した額から2,750万7,000円に変更をさせていただきたいものでございます。

なお、期間につきましては変更はございません。

続いて、8ページを御覧ください。第4表、地方債補正でございます。起債対象事業費の増減に伴いまして地方債を補正させていただくものでございます。地方道路等整備事業債につきましては、限度額3,910万円から3,920万円に、学校施設環境改善交付金事業債につきましては、限度額1,620万円から1,380万円に変更するものでございます。

続きまして、12ページをお開きください。これより歳入歳出の主な内容についてご説明申し上げます。款1町税、項2固定資産税、目1固定資産税でございますが、節1現年課税分のうち、償却資産において252万3,000円の減額でございます。こちらについては、新型コロナウイルス感染症等の影響により、中小企業等が一定の条件を満たして取得した設備投資に対して、課税標準額をゼロとする特例を講じていることに伴う減収分でございます。

なお、今減収分につきましては、地方特別交付金として補填される見込みであり、14ページ、款10地方特例交付金で減収分の歳入を見込んでおります。

戻りまして、節2滞納繰越分の100万円の増額、またその下、項3軽自動車税、目2環境性能割の100万円の増額につきましては、現在の収入実績や今後の収入見込みに基づき、それぞれ増額補正をしたものでございます。

次に、款2地方譲与税から、14ページ、款9環境性能割交付金までの各種交付金等については、国や県から示された収入見込額やこれまでの収入実績、これにより各予算において増額または減額の補正をさせていただいております。

14ページ、最下段でございます項11地方交付税においては、本年度、普通交付税の追加交付があったことから、普通交付税を4,329万5,000円増額補正しております。

次に、15ページを御覧ください。款13分担金及び負担金でございますが、項2負担金のうち目5教育費負担金として、預かり保育保護者負担金を21万9,000円減額させていただきました。

次に、款14使用料及び手数料、項2手数料でございますが、目5土木手数料のうち節2都市計画総務手数料を163万円増額補正しております。開発行為等に伴う申請件数が多かったことに伴うものでございます。

次に、16ページをお開きください。16ページから19ページ上段にかけて記載をされております款15国庫支出金及び款16県支出金につきましては、事業費の確定や歳出予算の増減の補正により、それに関連した予算の補正をさせていただいているものでございます。

主なものについて申し上げますと、16ページ上段になりますが、款15国庫支出金、項1国庫負担

金、目2 民生費国庫負担金のうち児童手当負担金に1,750万円の減額でございます。本年度の支給見込額が当初の見込額と比較し少なくなる見込みであるため、減額補正するものでございます。なお、こちらについては、県負担金分も併せて減額補正をしております。

次に、項2 国庫補助金でございます。目1 総務費国庫補助金、節6 企画費国庫補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に821万8,000円を計上させていただきました。こちらについては、追加交付が見込まれることに伴うものでございます。

次に、目3 衛生費国庫補助金でございます。節2 予防費国庫補助金のうち、妊娠・出産・子育て支援交付金事業国庫補助金743万7,000円を計上させていただきました。国の妊娠・出産・子育て支援交付金事業の実施に伴う国庫補助金分でございます。

なお、本事業に係る県補助金につきましては、18ページの日3 衛生費県補助金において185万9,000円の予算を計上しております。この事業の負担割合に関しては、国が3分の2、県が6分の1、町が6分の1の負担において実施するものでございます。また、こちらの事業は、令和5年度も継続して実施する必要があることから、繰越明許をいただきまして来年度も事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、16ページの最下段になりますが、目7 教育費国庫補助金でございます。節2 教育振興費国庫補助金のうち、学校保健特別対策事業費国庫補助金14万円を計上させていただきました。歳出予算で改めて申し上げますが、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策のための事業実施に伴う国庫補助金でございます。

次に、18ページをお開きください。項2 県補助金、目4 農林水産業費県補助金でございます。農業委員会等交付金に追加の交付金が見込まれることから123万2,000円を計上しております。

また、目7 教育費県補助金につきましても、節8 の文化財保存事業費県補助金に県補助金の交付見込みがあることから46万3,000円を計上しております。

次に、19ページを御覧ください。款18 寄附金でございます。これまでの寄附金の収入実績に伴いまして、それぞれ増額補正をさせていただきました。

主なものとしたしましては、目2 総務費寄附金のまちづくり応援寄附金でございますが、380万円の増額でございます。こちらについては、ふるさと納税に係るものでございまして、受入れ実績が当初の見込額より上回っていることから増額補正をするものでございます。

また、目9 消防費寄附金のうち防災費寄附金につきましては、令和4年7月に発生いたしました本町の大雨被害に伴う寄附金分の増額補正でございます。本寄附金につきましては、合計で51万4,000円の寄附金をいただいております。

次に、20ページを御覧ください。款21 諸収入でございます。中段になりますが、項6 雑入、目1 雑入、節4 埼玉県市町村振興協会市町村交付金については、交付金額が確定したことに伴い284万9,000円を増額補正させていただきました。

また、節15雑入では、後期高齢者医療費還付金に722万円を増額補正でございます。こちらは、令和3年度後期高齢者医療広域連合医療費給付に要する費用について、還付が見込まれることから計上したものでございます。

次に、21ページを御覧ください。款22町債でございます。目6土木債では、地方道路等整備事業債で10万円の増額、また目8教育債では、学校施設環境改善交付金事業債で240万円の減額でございます。それぞれ事業費の変更に伴い補正を行うものでございます。

次に、歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。歳出予算につきましては、3月補正でございますので、不要となった予算の減額や委託料、また工事請負費等の契約残金の精算に係る減額補正が多く含まれております。これらの補正予算の説明につきましては、大変恐縮ではございますが、割愛をさせていただき、増額補正を中心に説明をさせていただきます。

少しページをお進めいただき、24ページを御覧ください。款2総務費についてご説明いたします。項2総務管理費、目5財産管理費でございますが、節10需用費のうち光熱水費に36万7,000円を計上しております。こちらについては、役場庁舎の電気代の高騰に伴い、不足額に係る補正でございます。

なお、今3月補正予算では、役場庁舎をはじめ各公共施設において、主に電気代の高騰に伴い光熱水費が不足することから、これらの予算において増額補正をしておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、目5財産管理費、節14工事請負費でございますが、庁舎トイレ洋式化工事に267万3,000円を新たに計上させていただきました。役場庁舎内の1階にあるトイレについて、和式から洋式へ改良するための工事でございます。本事業につきましては、繰越明許をいただきまして令和5年度中に工事の完成を予定しております。

次に、25ページを御覧ください。目6企画費、節16公有財産購入費でございますが、月輪六軒集会所用地取得費として240万8,000円を計上いたしました。こちらについては、過去に土地開発基金で購入した土地について償還を行うための予算計上でございます。

次に、目10コミュニティセンター費でございます。節12委託料にコミュニティセンター運営管理委託料117万7,000円を計上いたしました。こちらにつきましては、コミュニティセンターにおける電気代等の高騰に伴い、指定管理者に対して高騰分に係る経費を追加で支払うための予算でございます。

次に、28ページを御覧ください。項4選挙費、目7県議会議員選挙費でございますが、節17備品購入費に投開票用機器211万2,000円を計上しております。こちらについては、各種選挙の開票事務において、開票の適正かつ迅速化を図るため開票集計システムを導入するための予算計上でございます。

次に、30ページを御覧ください。款3民生費についてご説明いたします。項1社会福祉費、目3

障害福祉費、節18負担金、補助及び交付金では、補装具給付費に132万9,000円の増額、障害児生活サポート事業運営費補助金に29万6,000円の増額でございます。今後の執行見込額に基づき、現計予算では不足が想定されることから増額補正させていただくものでございます。

同様に、節19扶助費につきましても、在宅重度心身障害者手当65万5,000円、重度心身障害者医療費助成に53万6,000円など、予算不足が見込まれるものについて増額補正をしております。

節22償還金利子及び割引料でございますが、国庫障害福祉費負担金返還金に123万8,000円、県費障害福祉費負担金返還金に61万9,000円を計上しております。こちらについては、令和3年度の障害者自立支援給付費及び医療費に係る国庫補助金及び県補助金について、交付額の確定により返還が生じることから予算計上したものでございます。

次に、31ページを御覧ください。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。節12委託料のうち、保育所保育実施委託料につきましては、609万2,000円の増額補正でございます。本年度の保育所の保育実施委託料の支払い実績に基づき増額補正させていただくものでございます。

また、新規事業分の予算計上といたしまして、節18負担金、補助及び交付金のうち最下段の放課後児童健全育成事業補助金を予算計上しております。こちらは、令和5年度から滑川幼稚園内のプレハブ校舎の空き教室を利用し、第8及び第9学童を開設することに伴い、開設準備のための経費を計上いたしました。

なお、こちらについては、国庫補助金及び県補助金を事業費の3分の1ずつ歳入として見込んでおります。

次に、節19扶助費でございますが、歳入予算でご説明を申し上げました児童手当費について、本年度の執行見込額の精査により不用額が発生すると見込まれることから、2,500万円を減額補正しております。

次に、33ページを御覧ください。項5国民健康保険費、目1国民健康保険費でございますが、節27繰出金に国民健康保険特別会計繰出金672万2,000円を計上しております。増額の要因といたしましては、本年度の保険基盤安定繰出金の額の確定に伴うものや、令和4年度から開始された未就学児均等割保険料の軽減に伴うものでございます。

次に、またページをお進めいただき、36ページをお開きください。款4衛生費についてご説明申し上げます。

項1保健衛生費、目2予防費でございますが、節18負担金、補助及び交付金のうち妊娠・出産・子育て支援交付金に1,100万円を計上しております。国の令和4年度第2次補正による事業でございます。事業の内容は、本定例議会の議案第1号 専決処分の承認を求めることについて説明した内容と同様でございます。

なお、本事業につきましては、令和5年度まで継続して事業を実施するため、予算の繰越しをさせていただきますと存じます。

また、その下になります。節22償還金利息及び割引料でございます。国庫補助金返還金に730万円、国庫負担金返還金に170万円を計上しております。こちらは、新型コロナワクチン接種事業に伴う国庫支出金の過年度精算分として負担金及び補助金の返還が生じることから、補正を行うものでございます。

次に、38ページを御覧ください。款6農林水産業費についてご説明いたします。初めに、日本農業遺産の認定の関連予算でございます。令和5年1月に比企丘陵の天水を利用した谷津田沼農業システムが日本農業遺産に認定されました。本町においては、これに関する予算といたしまして、次の予算を今回の補正予算において予算計上しております。

まず、項1農業費、目2農業総務費でございます。節10需用費のうち消耗品費に9万1,000円の予算をつけております。こちらについては、懸垂幕を作成するための予算でございます。

また、その下の目3農業振興費でございますが、谷津田米生産者組合補助金に70万円を計上させていただきました。こちらは、谷津田米生産者組合に対し、日本農業遺産の認定をきっかけとして、谷津田沼農業を広く地域に発信するための補助金として予算計上するものでございます。

次に、目5農地費を御覧ください。節16公有財産購入費の1,155万1,000円の計上については、土地開発基金への償還に係る予算でございます。内容といたしましては、記載の3件でございます。

次に、39ページを御覧ください。款7商工費でございます。初めに、項1商工費、目2商工振興費でございますが、節18負担金、補助及び交付金で、耐震・住宅リフォーム補助金に13万9,000円、また本年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施しております燃料費等高騰対策に係る事業者支援事業における事業者支援金に追加で620万円を計上いたしました。

また、目3観光費でございますが、節18負担金、補助及び交付金について、観光協会補助金に208万8,000円を新たに計上しております。こちらについては3月、今月でございますが、実施予定の滑川さくらまつりの実施に伴う事業費で、観光協会へ補助金として支出することで事業の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、40ページをお開きください。款8土木費についてご説明いたします。項2道路橋梁費でございますが、目2道路維持費のうち節10需用費に光熱水費24万8,000円を計上しております。こちらについては、町内の道路照明灯の電気代に係る増額補正でございます。

また、節11役務費に164万1,000円、節13使用料及び賃借料に45万1,000円、それぞれ予算計上しておりますが、こちらは福田地区内の町道3046号線において、緊急車両の通行に支障が出ないように雑木の伐採及びその処分を行うための関連予算でございます。

次に、目3道路新設改良費でございます。節16公有財産購入費のうち町道用地取得費に370万4,000円を計上いたしました。こちらにつきましては、土地開発基金への償還金でございます。

次に、42ページを御覧ください。款9消防費についてご説明いたします。項1消防費、目3消防施設費でございますが、節16公有財産購入費として、こちら土地開発基金の償還金315万3,000円

を計上しております。

次に、43ページを御覧ください。款10教育費についてご説明いたします。項1教育総務費、目3教育振興費でございますが、節17備品購入費に28万1,000円の予算を計上いたしました。こちらは、国の学校保健特別対策事業費国庫補助金を活用し、感染症対策のための事業といたしまして、宮前小学校及び滑川中学校に網戸を購入するための予算でございます。

次に、44ページを御覧ください。項2小学校費、目1学校管理費のうち節10需用費においては、各小学校の光熱水費に係る補正をさせていただきました。宮前小学校分として106万3,000円、福田小学校分として45万6,000円、月の輪小学校分として74万4,000円の計上でございます。

また、節16公有財産購入費でございますが、こちらも土地開発基金への償還金172万円の予算計上でございます。

次に、45ページを御覧ください。項3中学校費、目1学校管理費でございます。節10需用費に合計で85万5,000円を増額補正しております。こちらも光熱水費等の物価高騰に関する補正が主なものでございます。

次に、46ページを御覧ください。項4幼稚園費、目1幼稚園費でございますが、節10需用費に52万2,000円の予算計上でございます。内容といたしましては、園活動において必要な消耗品として、消耗品費に36万7,000円、また修繕料の15万5,000円については、園内の一部の保育室内において床の張り替えを行うための補正でございます。

また、節17備品購入費の保育指導用備品69万8,000円については、保育活動に必要な備品を購入するための予算でございます。

次に、48ページを御覧ください。項5社会教育費、目2文化財保護費でございますが、節10需用費に127万1,000円を増額補正しております。主なものといたしましては、電気代の高騰に伴う光熱水費に11万1,000円を増額補正をさせていただいたほか、修繕料の111万5,000円については、エコミュージアムセンター内のトイレの洗浄便座の修繕、また飼育繁殖室の照明器具の修繕、セミナーハウスのブラインド修繕等でございます。

次に、50ページを御覧ください。項6保健体育費、目3学校給食費でございます。節10需用費に給食用品費308万4,000円を増額補正でございます。こちらについては、主に給食の食材料費に係る予算でございますが、物価上昇による食材料費の高騰のため1食当たり50円を増額を見込み増額補正を行うものでございます。

次に、51ページを御覧ください。款12公債費でございます。地方債利子に5万6,000円を増額させていただきました。こちらについては、過去の借入金に関して利率の見直しがあったことに伴い、支払いの利子額の予算に不足が生じるため補正をお願いするものでございます。

次に款13諸支出金でございます。項2基金費、目1財政調整基金費でございますが、今回の6号補正においては、歳入予算の増額補正や歳出予算の減額補正により歳入予算の超過となりましたの

で、積立金といたしまして財政調整基金に7,000万円を計上し、積立てさせていただくものでございます。

次に、目8まちづくり応援基金費につきましては、まちづくり応援基金積立金380万円を計上しております。こちらは、本年度のふるさと納税に係る基金積立てでございます。

次に、目12森林環境基金費につきましては、本年度の森林環境譲与税の交付見込額を基に増額補正をさせていただくものでございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、議案第19号 令和4年度滑川町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

上野葉月議員、質疑願います。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

年度末の全体的な調整の補正ということで、光熱費について増えているというところだと思います。それで、38ページ、農地費のところ、公有財産購入費、あとそれから同じ44ページのプール等移設用地取得費172万円、この辺の金額が、今この補正で入ってきているところの理由というのをお聞かせください。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員のご質問にお答えをさせていただきます。

土地開発基金への償還金につきましては、本来であれば当初予算につけておくというのが正当であるというふうには認識しております。ただ、ご承知のとおり、当初予算において開発基金への償還金を全額計上いたしますと、当初予算が実際のところ組めないというような実情がございますので、年度末の最後の議会、3月定例議会において土地開発基金の償還金については補正をして返還をしているというのがここ数年来の事業でございますので、ご理解をいただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） そういう感じかなと思ったので、分かりました。

これが今年度の全額ということでいいでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

今回の補正に係るものが全額でございます。なお、より詳細なものにつきましては、それぞれ各年度ごとに返還する金額等、財政のほうで資料を持っておりますので、場合によってはお尋ねいただいて、細かい資料をいただければと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。承知しました。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

吉野議員、質疑願います。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。よろしくお願いいたします。

ページ数では26ページです。26ページのところに負担金、補助及び交付金がありまして、その一番下にたばこ小売人組合補助金というのがありまして、当初は10万5,000円だったと思うのですが、それが減額4万5,000円されています。減額の理由をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 税務課長、答弁願います。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、吉野議員のご質問に答弁いたします。

令和4年度は、滑川まつりのほうが新型コロナウイルス感染症対策のため中止になったことによりまして、滑川まつりでのたばこの吸い当て等景品代の事務費がなくなったことにより減額するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） そうしますと、当初の10万5,000円というのは、積算はきちっとそういったものがもともとできていたわけですね。ちょっと10万5,000円の当初予算のときの、どういうものに幾らの補助金を出したというのが分かりましたらお願いしたいと思うのですが、

○議長（瀬上邦久議員） 税務課長、答弁願います。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、吉野議員のご質問に答弁いたします。

令和4年度の10万5,000円の予算につきましては、町たばこ小売組合のほうから令和4年度の事業内容ということで、いろいろ研修費ですとか美化運動代、それからその中にも滑川まつりの事業代ということで、それぞれ予算の計上が上がってまいりましたので、それを基にしまして10万5,000円ということで計上しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） 分かりました。一応そういった組合のほうから予算というか補助金をもらう場合のちゃんとそういった積算根拠があって、それに基づいたということですね。こういうところでちょっとあれなのですけども、このたばこ小売人組合補助金につきましては、いろいろやっぱり賛否両論があるというのを課長も御存じだと思っております。住民にとっては、やはりこういったたばこ関係の事業者に対する補助金というのは適正なのかということもあります。中には、相当の税収を上げているのだから当たり前だという考え方もあるのですけれども、両面あるのです。町の中でも、保健関係の方は、やはりたばこに対するそういった住民の意識というものはある。でも、税の関係は税の関係で、相当お金をもらっているという両側面があるのです。そういった中で、いろいろな考え方が町民の方があるというのは事実だと思っております。その辺も含めまして、たばこ組合に対する補助金というのはシビアにある程度やっていったほうがいいのではないかと考えております。

次、よろしいですか。

○議長（瀬上邦久議員） どうぞ。

○13番（吉野正浩議員） 次、29ページです。これも29ページの社会福祉総務費の負担金、補助及び交付金の社会福祉協議会補助金、減額218万7,000円されているのですけれども、その減額の根拠を教えてくださいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、吉野議員の質問に答弁させていただきます。

こちらにつきましては、当初予定しておりました滑川町敬老会が中止になったことによる減額となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） そうしますと、社会福祉協議会の補助金についても、やはり補助金を出す以上のきちとした根拠規定とかというのがあって、それに基づいて出しているということでしょうか。毎年これだけある程度予算の範囲内というざっくりした中で、予算の範囲内だからというので渡していくという形ではなくて、きちっとそういった歳出をする場合の根拠のルールがあって、その中でこういった返還も生じるという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、吉野議員の質問に答弁いたします。

積算基礎も毎年同じ項目として積算をさせていただいております。職員の給与から始まりまして、

福利厚生、退職金等の積立金とか各種事業の費用ということで積算をさせていただいて補助金の交付をしております。その中で、今回中止となった敬老会の経費の分を、減額したものを補助金申請として受理をしております、交付をしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） ありがとうございます。

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしく願いいたします。

最初に、普通交付税の増額なのですけれども、これはいつもこういうふうになるのでしょうか、年度末だと。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんの質問に答弁をさせていただきます。

普通交付税の交付額については、毎年度、1年に数回にわたって納入されてくるわけなのですが、財政のほうで、国の地方財政対策等の政策等を見ながら補正予算の歳入見込みというのをつくっております。本年度においては、追加交付が国全体で行われるという見込みの下、今回の補正予算をさせていただいたという内容でございますので、ご理解いただければと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） その根拠というのは特にないと云うと変だけれども、何か示されているものがあるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

今回の補正予算、交付税の関係については、すみません、ちょっと今手元に資料がありませんので、根拠等がどういうふうになっているのかというのは、今この場ではお答えできませんので、ご了承いただければと思います。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） またいろいろ教えてください。

あと次は、マイナス補正された33ページの長寿ふれあいについての温泉券のことですけれども、利用者がそんなになかったということだけですか。

○議長（瀬上邦久議員） 高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、阿部議員さんのご質問に答弁いたします。

昨年11月から始まりましたこの温泉入浴券ですけれども、当初対象人数の40%を見込んでおりましたけれども、予想以下でしたので、その分減額とさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） その下なのですけれども、老人福祉団体等活動費補助金ということで、単位老人クラブへの補助金だというふうに思うのですけれども、町内の老人クラブにどんなふうな形で活動費の補助金というのは渡しているのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

単位老人クラブに対しまして1団体5万円の補助をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 5万円を支給するというので、その使い道などについては特に規定されていないのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

使い方については、活動費補助ということで出しておりますので、初めに申請と、あと実績報告等で内容を確認しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 一応そういう会計書類等については町も御覧になるわけですね。分かりました。

39ページの商工費の事業者支援金なのですけれども、1月末で終了したというふうに思うのですが、最終的にどのくらいの事業者数、合計金額になったのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問にご答弁させていただきます。

1月末に終了した事業者支援金の滑川町燃料費高騰対策事業者支援金の内容になりますけれども、確定数値のみでよろしいでしょうか。確定数値のみで。確定の数字のみお話をさせていただきます。運送業者のほうなのですけれども、8事業者、160万円になります。小規模事業者245事業者、2,450万円になります。農業者、これは30万円以上の農業収入の方ですけれども、こちらは5万円になりますので、そちらの方が15事業者、75万円、そして100万円以上の農業者の方、これが10万円になりますが、34事業者ということで340万円という形で、合計金額としまして、当初予算が2,450万円に対しまして補正で620万円をさせていただきます、補正の最終金額としまして3,075万円という形になっておりますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願ひます。

○14番（阿部弘明議員） ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第19号 令和4年度滑川町一般会計補正予算（第6号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。再開は2時35分とします。

休 憩 （午後 2時22分）

再 開 （午後 2時34分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第20、議案第20号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第20号 令和4年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定についてご説明を申し上げます。

予算書1ページ目をお開きいただきたいと存じます。

議案第20号 令和4年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,741万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ16億8,909万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月7日提出

滑川町長 大塚 信一

国保特別会計におきましても、一般会計同様、歳入歳出の不用額の精査、また不足額が生じるものについては増額補正をさせていただいております。

それでは、9ページ、歳入からご説明を申し上げたいと思います。

初めに、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税でございますが、節1医療給付費分、節2介護納付金分、節3後期高齢者支援金分を合わせまして、補正額4,491万4,000円を減額し、3億3,067万2,000円とするものでございます。減額の主な理由につきましては、一般被保険者の減少による収納見込額の減少によるものでございます。

次に、款6県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金でございますが、補正額921万8,000円を追加し、12億1,750万9,000円とするものでございます。主なものは、節2特別別交付金のうち、県繰入金（2号分）815万2,000円及び特定健康診査等負担金分143万2,000円をそれぞれ交付額確定による増額となります。

次に、その下段、款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、補正額672万2,000円を追加し、8,120万2,000円とするものでございます。こちらは、保険基盤安定繰入金額の確定によるものと、次の7ページ、節3職員給与等繰入金475万8,000円、節7未就学児均等割保険料繰入金115万8,000円にあつては、新たに予算計上を行います。

続いて、款12諸収入、項1延滞金加算金及び過料にあつては、一般被保険者延滞金に43万4,000円を追加いたします。

次の項5雑入でございますが、補正額の計112万5,000円を追加いたします。主なものは、目7特定健康診査等負担金の過年度分119万円の増額となります。

歳入につきましては以上となります。

続きまして、歳出の主な内容につきましてご説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費でございますが、目1一般管理費と目2国民健康保険団体連合会負担金を合わせまして、補正額97万6,000円の減額となります。こちらにつきましては、全ての項目について不用額の精査を行ったことによる減額となります。

次の項3運営協議会費でございますが、こちらも協議会運営費の不用額の精査を行い、25万4,000円の減額を行います。

次に、9ページをお願いいたします。款2保険給付費についてでございますが、項1療養諸費、目5審査支払手数料に不足が生じたため16万6,000円を追加いたします。

次の項6傷病手当諸費になりますけれども、傷病手当金の支給件数の増加が見込まれるため26万2,000円を追加いたします。

続いて、10ページをお願いいたします。款6保健事業費、項1保健事業費でございますが、目1保健衛生普及費と目2保養事業費を合わせまして、計の欄、補正額92万6,000円を減額いたします。主なものといたしましては、節18負担金補助及び交付金、保養所利用補助金は、利用者の減少により52万8,000円の減額、また糖尿病性腎症重症化予防共同事業負担金38万8,000円の減額を行います。

続いて、項2特定健康診査等事業費でございますが、補正額486万2,000円を減額し、1,136万5,000円とするものでございます。減額の主な理由ですが、節12委託料、保健事業委託料として特定健康診査等を実施してございますが、委託料の精査を行い、受診者数に応じまして不用額の減額をさせていただきます。

次の款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金につきましては、保険税還付金の実績に合わせまして、11ページの計76万4,000円を減額いたします。

最後に、款10予備費でございますが、補正額2,006万1,000円を減額いたします。こちらは、今回の補正予算額に係る歳入歳出差引きを予備費にて調整をさせていただきます。

以上で国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第20号 令和4年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおりに決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第21、議案第21号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

篠崎高齢介護課長に提出議案の説明を求めます。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、議案第21号 令和4年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

議案第21号 令和4年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億8,175万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ11億8,444万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月7日提出

滑川町長 大塚 信一

6ページをお開きください。歳入の項目について説明を申し上げます。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料になりますが、現年度分特別徴収、普通徴収を合わせまして677万6,000円を減額し、2億7,580万1,000円でございます。今年度の歳入見込額の精査によるものです。

次に、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金になりますが、5,790万円を減額し、1億5,404万9,000円でございます。負担金交付額の確定によるものです。

次に、項2国庫補助金になりますが、7ページをお開きください。交付額の確定により2,356万円を減額し、1,091万9,000円でございます。主なものとしては、6ページに戻りまして、目1調整交付金2,309万7,000円の減額でございます。

次に、7ページ中段、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金になりますが、6,352万3,000円を減額し、2億5,675万3,000円でございます。交付額の確定によるものです。

次に、款6県支出金、項1県負担金になりますが、3,000万円を減額し、1億3,623万3,000円でございます。負担金の確定によるものです。

次に、8ページ、歳出の項目について説明を申し上げます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費になります。目1居宅介護サービス給付費から目8居宅介護住宅改修費まで、9ページをお開きください、合計1億4,727万円減額し、9億1,501万8,000円でございます。今年度の執行見込額の精査によるものです。

9ページをお開きください。項2介護予防サービス等諸費でございますが、目1介護予防サービス給付費700万円の減額、目3地域密着型介護予防サービス給付費90万円の減額、先ほどと同様、今年度の執行見込額の精査によるものです。

項6特定入所者介護サービス等費になりますが、今年度の執行見込額の精査を行い2,000万円を減額します。

次に、10ページ、款5地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費になります。59万9,000円を増額し、2,240万5,000円でございます。通所型サービス利用者によるものです。

項2一般介護予防事業費になりますが、46万2,000円を減額し、271万7,000円でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教室の中止、縮小によるものです。

最後に、11ページをお開きください。款9予備費681万6,000円を減額し、5,343万3,000円でございます。今回の補正予算額に関わる歳入歳出の差引きを予備費にて調整するものです。

以上、令和4年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野葉月議員、質疑願います。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

補正の額では8ページ、全体的になのですけれども、そもそもの額が大きいということもあるのですが、補正の額、大体減額なのですけれども、補正の額が大きいように思えるのですけれども、

当初見込みの予想との差額がこれだけ出てきたというのは、何か全体的な傾向というのはあったのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、上野葉月議員のご質問に答弁いたします。

大きな理由というのは特になく、例年どおりの減額となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 例年どおりの減額ということなのですが、予算の立て方という考え方のところになるかと思うのですけれども、余裕を持って予算を立てておくというのも必要だと思うのですけれども、予算と決算、あまり差がないようにという考え方もあると思うのですけれども、例えば8ページ、5の施設介護サービス給付費というところは、8,000万円程度の減額というふうになっています。全体のところの補正前の額で見ても4億円で、そうすると8,000万円だと20%程度出ているという考え方でよろしいですね。これくらい、想定範囲内で20%の差が出てしまう予算の立て方というのをしているのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、上野葉月議員のご質問に答弁いたします。

サービス給付費につきましては、過去の実績と年度の伸び率で、それぞれのサービスごとに計算をして積算をしております。町民の皆様に安心して介護保険サービスを利用いただくために、毎年余裕を持った予算となっております。最終的に年度末での減額をさせていただきます。

また、施設に1人入るごとに、細かい金額は今持っていないのですけれども、大きな金額が流れます。また、住所地特例といいまして、もともと滑川に住所があった方が他市町村の施設を利用した場合にも、保険者として滑川町が持つ分となっております。近年、住所地特例の利用者も多くおりますので、余裕を持ったサービス給付費の設定は必要かと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。余裕を持ったということも必要だとは思いますが、こういう補正というところを見ると、あまり大きく出てこないほうがいいのかなというふうに思いますというところでの質問でした。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第21号 令和4年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第22、議案第22号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第22号 令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議定についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページ目をお開きいただきたいと存じます。

議案第22号 令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,947万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億264万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月7日提出

滑川町長 大塚 信一

こちらの後期高齢者医療特別会計におきましても、国民健康保険同様、歳入歳出不用額の精査、また不足が生じるものにつきまして増額補正をさせていただいております。

それでは、6ページの歳入からご説明を申し上げます。

初めに、款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料でございますが、目1 特別徴収保険料、補正額642万5,000円の減額、また目2 普通徴収保険料は112万4,000円を同じく減額いたしまして、計754万9,000円の減額となります。こちらは、埼玉県広域連合の試算による調定額の確定による減額となります。

次に、款4 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金でございますが、補正額281万2,000円の減額となります。こちらは、節2 保険基盤安定繰入金として一般会計からの繰入額の確定によるものでございます。

続いて、その下、款6 諸収入、項2 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金ですが、27万円を減額いたします。収入見込額に基づく減額となります。

続いて、次の項5 雑入ですが、補正額68万4,000円を増額いたします。埼玉県広域連合からの収入、人間ドック補助金の増額分となります。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

7 ページをお願いいたします。款1 総務費、項2 徴収費、目1 賦課徴収費ですが、12万3,000円を減額いたします。不用額の精査による減額となります。

次の項3 保健事業費、目2 保養事業費ですが、19万円を減額するものです。国民健康保険同様、保養所利用者の減少によるものでございます。

次の款項目同じく、後期高齢者医療広域連合納付金ですが、補正額517万9,000円を減額いたします。埼玉県広域連合へ支払う納付額の確定によるものでございます。

続いて、8 ページ、款3 諸支出金、項1 償還金になりますが、補正額15万円を増額いたします。保険料還付のための増額となります。

最後に、款4 予備費でございますが、補正額430万5,000円を減額いたします。こちらは、今回の補正額に係る歳入歳出の差引きを予備費にて調整をさせていただきます。

以上で後期高齢者医療特別会計（第2号）の補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第22号 令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第23、議案第23号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

會澤上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 會澤孝之登壇〕

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長、議案第23号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の議定についてご説明いたします。

補正予算書1ページをお開き願います。

令和4年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,465万円を追加し、歳入歳出それぞれ4億1,487万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年3月7日提出

滑川町長 大塚 信一

4ページをお開き願います。第2表、地方債補正からご説明いたします。

流域下水道事業債の限度額を2,060万円に、公営企業会計適用債の限度額を950万円に、それぞれ額の確定により変更させていただきます。

次に、7ページをお開き願います。歳入の補正ですが、款1分担金及び負担金、項2負担金、款2使用料及び手数料、項1使用料及び項2手数料については、当初の予算に比べ収入が増額となったため、実績に基づき補正させていただきました。

款5繰入金、項2基金繰入金は、令和5年度から下水道事業が特別会計から公営企業会計へ移行することに伴い下水道事業の基金条例を廃止するため、保有している基金を繰り入れて予算を一本化し、移行の準備をするものです。

款8町債、項1町債、目1下水道事業債は、流域下水道事業債、公営企業会計適用債、それぞれの起債額が確定したため、不用額を合わせて710万円減額するものです。

9ページをおめくり願います。歳出になります。歳出は、執行済みや支払額が確定したものなど、不用額の精査による減額が主なものですが、同じページの中ほど、款1総務費、項2維持管理費、目1環境維持管理費、節26公課費については、3月に中間納付する消費税の支払い額に不足が想定されるため、66万8,000円の増額を計上させていただきました。

以上、下水道事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第23号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の議定について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第24、議案第24号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

會澤上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 會澤孝之登壇〕

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長、議案第24号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の議定についてご説明いたします。

補正予算書1ページをお開き願います。

令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ494万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億725万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月7日提出

滑川町長 大塚 信一

詳細についてご説明させていただきます。6ページをお開き願います。

款1分担金及び負担金、項1分担金、目1農業集落排水分担金については、現時点で年度内の新規申請者の見込みがないため3件分、210万円を減額いたします。

款4繰入金、項2基金繰入金は、令和5年度から農業集落排水事業が特別会計から公営企業会計へ移行することに伴い、農業集落排水事業の基金条例を廃止するため、保有している基金を繰り入れて予算を一本化し、移行の準備をするものです。

7ページを御覧願います。歳出です。

款1施設費、項1施設管理費、目1維持管理費は、不用額の精査による減額が主なものです。節15原材料費は、処理場内の機器をはじめ、経年劣化による緊急の部品交換などが増えており、また交換部品の費用も高額なため、年度末ではありますが、1回程度は対応できるように予算を確保するため、30万円の増額を計上させていただきました。

款2農業集落排水事業費は、年度内の新規申請者の見込みがないため140万円を減額いたします。

以上、農業集落排水事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第24号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第25、議案第25号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

會澤上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 會澤孝之登壇〕

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長、議案第25号 令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）の議定についてご説明いたします。

補正予算書1ページをお開き願います。

令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,805万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3,443万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年3月7日提出

滑川町長 大塚 信一

4ページをお開き願います。第2表、地方債補正からご説明いたします。下水道事業債の限度額を330万円減額し、150万円に変更します。今年度の公設浄化槽設置見込数を減らしたためです。

次に、7ページをお開き願います。歳入の補正ですが、款1分担金及び負担金、項1分担金、目1設置費分担金については、当初見込んでいた設置申請が今後見込めない分として154万4,000円を減額いたしました。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1浄化槽使用料ですが、節1浄化槽使用料は4月から公営企業会計に移行するため、会計処理が3月末で打ち切られることと、令和4年度より水道料金と同時に請求することとなったため、納入時期が新年度にずれるため減額いたしました。節2浄化槽清掃料は、当初の予算に比べ収入が増額となったため、実績に基づき補正いたします。

以降、款3国庫支出金を831万1,000円の減額、款4県支出金を390万6,000円の減額、8ページの款8町債を330万円の減額とさせていただきます。こちらは今年度の公設浄化槽の設置予定基数

を減らしたために、それぞれ相当額の減額を行ったものです。

9 ページをお開き願います。歳出になります。

歳出については、款3施設整備費、項1施設整備費、目1浄化槽整備費については、今年度の設置想定数を減らしたために、関係する予算として節14工事請負費を1,079万6,000円の減額、節16公有財産購入費を372万6,000円の減額、節18負担金補助及び交付金を250万6,000円の減額を計上いたしました。収入、支出とも今年度の浄化槽の設置基数を算定の基礎としているものについては、当初20基を想定いたしました。実績から6基に減らして算定し、補正を計上させていただいたものです。

以上、浄化槽事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第25号 令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）の議定について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第26、議案第26号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

會澤上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 會澤孝之登壇〕

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長、議案第26号 令和4年度滑川町水道事業会計補正予算（第4号）の議定についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和4年度滑川町水道事業会計補正予算(第4号)。

第1条 令和4年度滑川町水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和4年度滑川町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

収入、第1款事業収益3億8,019万円、マイナス7万4,000円、3億8,011万6,000円。

第1項営業収益3億2,762万4,000円、マイナス7万4,000円、3億2,755万円。

支出、第1款事業費3億6,985万4,000円、マイナス1万8,000円、3億6,983万6,000円。

第1項営業費用3億5,273万6,000円、マイナス482万8,000円、3億4,790万8,000円。

第2項営業外費用1,481万8,000円、481万円、1,962万8,000円。

第3条 予算第7条に定める(1)職員給与費を3,478万2,000円に改める。

2ページをお願いします。

令和4年度滑川町水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,327万1,000円は、当年度消費税資本的収支調整額1,738万3,000円、建設改良積立金4,588万8,000円で補填するものとする。)

以下、同じく順に読み上げさせていただきます。

収入、第1款資本的収入1億6,346万1,000円、318万2,000円、1億6,664万3,000円。

第1項負担金1,200万6,000円、85万円、1,285万6,000円。

第2項加入金866万8,000円、233万2,000円、1,100万円。

支出、第1款資本的支出2億4,663万4,000円、マイナス1,672万円、2億2,991万4,000円。

第1項建設改良費2億754万5,000円、マイナス1,672万円、1億9,082万5,000円。

令和5年3月7日提出

滑川町長 大塚 信一

主なものについて、令和4年度滑川町水道事業会計補正予算(第4号)事項別明細書でもってご説明させていただきます。14ページを御覧いただきたいと思えます。

収益的収入です。款1事業収益、項1営業収益より、目1給水収益、節1水道料金は、384万3,000円の減額といたしました。これまでの収入実績と今後の収入見込みとの差額について下方修正いたしましたものです。当初予算に比べ補正総額でこれまで4,555万円を減額しております。こちらについては、主に基本料金減免事業による減収分によるものです。この減免事業による使用料の減収分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした事業の一環として、一般会計より補助金として補填していただいております。

目2受託工事収益は、今年度の受託事案がなく、予定もないため減額するものです。

目3 その他の営業収益は、総額で426万9,000円の増額を計上いたしました。節1 加入金をはじめ、当初の見込みより実績として収入増となったため補正するものです。

次に、15ページから16ページの収益的支出を御覧願いたいと思います。不用額の精査及び請負費の執行残額などの整理による減額が主なものです。

15ページの中ほど、目2 配水及び給水費、節6 修繕費については、300万円の増額を計上させていただきます。埋設管の漏水等の修繕費用となります。毎年、漏水事案が多くなってきており、本年度においても支出が進み、既に予定の予算を消化しております。現在も漏水の起きやすい時期にあり、緊急の修繕に備えるために予算を準備しておく必要があると考え、実績の案分から不足が想定される分の予算の補正をお願いするものです。

次に、17ページを御覧願います。上の欄、資本的収入です。款1 資本的収入、項1 負担金は、消火栓設置工事負担金の額が確定したため不用額を減額し、給水工事負担金については、当初の見込みより実績として収入増となったため差引きし、85万円の増額補正をするものです。

項2 加入金は、収益的収入予算と二分して計上しておりますので、同額の233万2,000円の増額を計上いたしました。

下の欄です。資本的支出になります。こちらは全て請負費の残額などの不用額を整理したものです。款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 配水設備拡張費として総額で1,672万円を不用額として減額計上いたしました。

以上、雑駁ながら主な補正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第26号 令和4年度滑川町水道事業会計補正予算（第4号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号～議案第32号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第27、議案第27号 令和5年度滑川町一般会計予算の議定についてから日程第32、議案第32号 令和5年度滑川町下水道事業会計予算の議定についてまでの6議案を一括議題とします。

本6議案については、予算審査特別委員会委員長より審査報告を求めます。

予算審査特別委員会、北堀一廣委員長、審査報告を演壇にてお願いします。

〔予算審査特別委員長 北堀一廣議員登壇〕

○9番（北堀一廣議員） 9番、北堀一廣です。予算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

今定例会におきまして、予算審査特別委員会に付託になりました議案第27号 令和5年度滑川町一般会計予算の議定についてははじめ、特別会計予算の議定について3件及び事業会計予算の議定について2件の合計6議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

予算審査特別委員会は、会期日程に従い、去る3月10日、13日の2日間にわたり開催をし、審査が行われたところであります。

審査に当たっては、一般会計予算を各常任委員会ごとに、また特別会計予算3件と事業会計予算2件についても、それぞれの担当者から説明を受けた後、各委員の一問一答方式によって細部にわたる審査を行いました。その詳細につきましては、議長を除く全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることを省略をさせていただき、後刻、会議録によりご承知おきくださいますようお願いを申し上げ、審査の結果のみをご報告を申し上げます。

まず、議案第27号 令和5年度滑川町一般会計予算の議定についてにつきましては、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、令和5年度の各特別会計予算でございますが、議案第28号 令和5年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定について、議案第29号 令和5年度滑川町介護保険特別会計予算の議定について、議案第30号 令和5年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定についてにつきましては、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

また、さらに令和5年度の各事業会計予算でございますが、議案第31号 令和5年度滑川町水道事業会計予算の議定について、議案第32号 令和5年度滑川町下水道事業会計予算の議定についてにつきましても、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上が審査の結果でございますが、執行部におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等については十分意を用いられ、事務の執行に当たられますようお願いを申し上げ、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより議案第27号から議案第32号までの6議案に対する討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより日程第27、議案第27号 令和5年度滑川町一般会計予算の議定についてから日程第32、議案第32号 令和5年度滑川町下水道事業会計予算の議定についてまで、6議案を一括して採決します。

本6議案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本6議案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、委員長の報告のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第33、請願第1号 「消費税のインボイス制度の実施中止」を求める国への意見書を求める請願書を議題とします。

請願第1号については、総務経済建設常任委員会委員長より審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会、吉野正浩委員長、審査報告を演壇にてお願いします。

〔総務経済建設常任委員長 吉野正浩登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、総務経済建設常任委員長の吉野正浩です。議長の命により請願審査報告を申し上げます。

総務経済建設常任委員会に付託されました請願第1号 「消費税のインボイス制度の実施中止」を求める国への意見書を求める請願書について、会議規則第94条第1項の規定により、次のとおり審査の結果を報告いたします。

3月8日、午後3時より役場議場において総務経済建設常任委員会を開きました。出席者は議長及び総務経済建設常任委員7名の出席の下に慎重に審査をいたしました。

請願の審査に当たり、まずインボイス制度の概要について、JAグループ作成のリーフレットにおいて共通認識を行い、インボイス制度が免税業者に与える影響、影響を受ける対象事業者、日本商工会議所などの中小企業団体から実施の延期中止の要望が出されていること、全国における自治体の請願の採択状況を私から説明させていただきました。

その後、このような状況について慎重審議をした結果、本請願は採択すべきものと決定しました。

よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより請願第1号に対する討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより請願第1号 「消費税のインボイス制度の実施中止」を求める国への意見書を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。この請願は委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時30分）

再 開 （午後 3時31分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

ただいま町長から議案第33号、第34号及び議案第35号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、第2及び第3とし、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号、第34号及び第35号を日程に追加し、追加日程第1、第2及び第3とし、議題とすることに決定しました。

◎議案第33号の上程、説明、採決

○議長（瀬上邦久議員） 追加日程第1、議案第33号を議題といたします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、追加議案の提案理由の説明をいたします。

初めに、議案第33号 滑川町副町長の選任については、欠員となっておりました副町長について、後任に現総務政策課長の小柳博司を選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものです。

経歴につきましては、添付してある経歴書を御覧いただきたいと思います。

なお、就任日については4月1日としたいものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

質疑、討論を省略します。

議場に当人がおりますので、退席をお願いいたします。

〔総務政策課長 小柳博司退席〕

○議長（瀬上邦久議員） これより議案第33号 滑川町副町長の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第33号はこれに同意することに決定しました。

小柳総務政策課長、議場にお戻りください。

〔総務政策課長 小柳博司入場〕

○議長（瀬上邦久議員） ここで、滑川町副町長に選任同意されました小柳博司氏にご挨拶をお願いしたいと思います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 瀬上議長の命により御礼の挨拶を申し上げさせていただきます。

ただいまは、大塚町長より上程いただきました議案第33号について、議会議員皆様からのご同意を賜りましたことに、誠にありがたく、心から御礼申し上げます。

いただきました同意を深く心に刻み、町長の補正役として、執行部をはじめとする職員と共に、町民一人一人の笑顔を生きがいにと町づくりに取り組む所存でございます。

議会議員の皆様におかれましては、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げ、誠に言葉足りませんが、御礼の挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） ありがとうございます。

◎議案第34号の上程、説明、採決

○議長（瀬上邦久議員） 追加日程第2、議案第34号を議題といたします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、追加議案の提案理由の説明をいたします。

議案第34号 滑川町監査委員の選任については、新井佳男委員が令和5年3月31日をもって退職するに当たり、新たに吉野正和氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めます。

なお、経歴につきましては、添付してあります経歴書を御覧いただきたいと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

質疑、討論を省略します。

これより議案第34号 滑川町監査委員の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第34号は、これに同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 3時36分）

再 開 （午後 3時37分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

休憩前に選任同意をいただきました吉野正和氏がお見えになっておりますので、ここでご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔吉野正和氏登壇〕

○（吉野正和氏） ただいまご紹介をいただきました吉野正和と申します。このたび瀬上議長さんはじめ議員の皆様から監査委員としての選任同意をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

監査委員の仕事は非常に重責でございます。私が務められるかどうか不安でいっぱいですが、新井監査委員さんの後任として頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、監査委員の仕事は公平公正に行われなくてはなりません。瀬上議長をはじめ議員の皆様、大塚町長をはじめ職員の皆様にご理解とご協力を賜りまして、この重責を果たしてまいりたいと存じます。

また、議会選出の監査委員さんと共に、この重責が全うできますよう努めてまいりたいと存じますので、ご指導、ご便達を賜りまして、よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございますございました。

○議長（瀬上邦久議員） ありがとうございます。

続きまして、ここで3月31日をもちまして、2年間にわたり滑川町監査委員としてご尽力をいただきました新井佳男監査委員よりご挨拶をお願いしたいと思います。

〔代表監査委員 新井佳男登壇〕

○代表監査委員（新井佳男） 先ほどは、小柳さんに副町長がお決まりになり、大変おめでとうございます。大塚町長の右腕として今後のご活躍にご期待申し上げます。また、吉野さん、代表監査委員、よろしくお願いいたします。

皆様には、任期半ばで辞職し、ご迷惑をおかけいたしまして大変申し訳ございませんでした。辞職する理由ですが、私の考え方が、代表監査委員は外部の方にやっていただくのがいいと思うようになったからであります。比企郡市監査事務研究会という組織に参加してきましたが、ほかの市町村の代表監査委員には町職員のOBはおりませんでした。税理士の方や銀行OBの方などの外部の方がやられていますので、どうしてかなとずっと疑問に感じて思っておりました。

監査委員を選ぶ規程では、25万人以上の市では議会から2人、市側から2人選びますけれども、市側からの2人のうちの職員のOBは1人までですよという決まりがあります。25万人以下の滑川町にはその決まりはございませんので、人事的には職員のOBを選ぶことは全然間違っておりません。だが、なぜか他の市町村では外部の方に代表監査委員をお願いしているようでございます。

滑川町は、吉田町長から職員のOBを起用するようになったように思います。以前は町も外部の方がやられていたようでございます。仮に監査請求が出された場合に、監査委員は職員のOBがやっていると監査が甘いとか必ず言われてくると思います。このたび町長が替わりましたので、ちょ

うどいい機会だと思ひまして辞職させていただきましたが、残念ながら大塚町長に私の思いは伝わらなかつたようであります。しかし、後任としてご承認いただきました吉野正和さんは大変立派な方でございます。頭脳明晰で全ての町の仕事に精通されまして、議会事務局、監査事務局も経験され、この上ない適任者だと思っております。吉野さんもいずれ私と同じ思いに悩まれる日が来るかもしれませんが、悩みながらも、ぜひ任期を全うしていただきたいと思っております。

終わりに、皆様のますますのご健勝と今後のご活躍と滑川町の発展をご祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。大変お世話になり、ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ありがとうございました。

ここで、滑川町議会より新井佳男監査委員へ花束の贈呈をしたいと思います。贈呈者は、井上奈保子議員にお願いしたいと思います。お二人は議員席の前までお進みいただきたいと思ひます。

〔花束贈呈〕

○議長（瀬上邦久議員） ありがとうございました。

ここで吉野正和さんが退席をいたします。大変ありがとうございました。

〔吉野正和氏退席〕

○議長（瀬上邦久議員） 暫時休憩とします。

再開は3時55分をお願いします。

休 憩 （午後 3時44分）

再 開 （午後 3時55分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◎会議時間の延長

○議長（瀬上邦久議員） お諮りいたします。

本日の会議時間を議事の都合により時間の延長をしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間を延長することに決定しました。

◎議案第35号の上程、説明、採決

○議長（瀬上邦久議員） 追加日程第3、議案第35号を議題といたします。

事務局長より朗読願ひます。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提出議案の説明を求めます。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、追加議案第35号の提案理由を説明いたします。

議案第35号 滑川町固定資産評価審査委員会委員の選任については、新たに大谷弘子氏を委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めます。

なお、経歴につきましては、添付してある経歴書を御覧いただきたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより議案第35号 滑川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（瀬上邦久議員） お諮りいたします。

ただいま宮島一夫議員外3名から、議員提出議案、発議第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第4として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 追加日程第4、発議第1号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

提出者の宮島一夫議員に提出議案の説明を求めます。

〔1番 宮島一夫議員登壇〕

○1番（宮島一夫議員） 1番、宮島一夫です。議長の命によりまして、発議第1号 滑川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提出の理由及び内容を説明申し上げます。

発議第1号

令和5年3月14日

滑川町議会議長 瀬上邦久様

提出者 滑川町議会議員 宮島一夫

賛成者 同 上 北堀一廣

賛成者 同 上 吉野正浩

賛成者 同 上 上野葉月

滑川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

地方自治法第112条及び滑川町議会会議規則第14条第2項の規定により本議案を提出します。

提案の理由を申し上げます。個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、滑川町議会の個人情報の保護に関する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めます。

次に、内容を申し上げます。この条例は、第1章から第6章までの57条で構成されています。

第1章は総則であり、目的、定義、議会の責務を定めています。

第2章は、個人情報の取扱いについて定め、個人情報の保有の制限、不適正な利用の禁止、安全管理措置、従事者の義務、理由及び提供の制限等を定めています。

第3章は、個人情報ファイルについて定めています。

第4章は、開示、訂正、利用停止について定め、開示請求の手続、保有個人情報の開示義務、開示決定等の期限、開示の実施、開示請求の手数料等を定めています。

第5章は、雑則として適用除外、個人情報等の取扱いに関する苦情処理等を定めています。

第6章は、罰則を定めています。

附則において、この条例の施行日は、令和5年4月1日と規定します。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより発議第1号 滑川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

ただいま吉野正浩議員外6名から、議員提出議案、発議第2号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第5として議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 追加日程第5、発議第2号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

提出者の吉野正浩議員に提出議案の説明を求めます。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員）

発議第2号

令和5年3月14日

滑川町議会議長 瀬上邦久様

提出者	滑川町議会議員	吉野正浩
賛成者	同上	内田敏雄
賛成者	同上	北堀一廣
賛成者	同上	松本幾雄
賛成者	同上	阿部弘明
賛成者	同上	小澤実
賛成者	同上	宮島一夫

「消費税のインボイス制度の実施中止」を求める意見書（案）の提出について
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

別紙ですが、「消費税インボイス制度の実施中止」を求める意見書を読ませていただきます。

新型コロナウイルス感染症の収束や景気回復が見通せず、中小事業者・個人事業主の経営困難が続く中、2023（令和5）年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、2021（令和3）年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が開始されています。

消費税免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、農業者、フリーランスも含めた中小事業者・個人事業主が、取引先や元請、業務委託先から取引を断られる、値引きや単価引き下げを求められる、課税業者になるよう要求される、消費税納税を余儀なくされるなど、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。

新型コロナ禍に資材・物価の高騰、ロシアのウクライナ侵略戦争の影響など、地域経済が疲弊する中で、中小事業者・個人事業主の経営危機は深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も、「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状でのインボイス制度実施に踏み切ること懸念の声を上げています。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小業者の存在が不可欠です。

よって、国会及び政府に対し、中小企業・小規模事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済復興のため、インボイス制度の実施を中止することを強く要望します。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年3月14日

埼玉県比企郡滑川町議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

総務大臣 殿

経済産業大臣 殿

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより発議第2号「消費税のインボイス制度の実施中止」を求める意見書(案)の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(瀬上邦久議員) 賛成全員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の送付につきましては、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 異議なしと認めます。

よって、意見書の送付は議長に一任することに決定しました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長(瀬上邦久議員) 日程第34、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会、北堀一廣委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付した申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

◎退職者挨拶

○議長(瀬上邦久議員) ここで、今年度3月31日限りで定年退職されます小柳総務政策課長にご挨拶をお願いします。

小柳総務政策課長、お願いします。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長の小柳でございます。瀬上議長さんはじめ議会議員皆様にご配慮いただき、定年退職を迎えるに当たり議場にて挨拶の機会をいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

私が滑川町役場に入庁いたしましたのは昭和61年、バブル景気の始まりの頃でした。最初に配属されたのが教育委員会の学校係で、主に学校給食に関する業務を担当しておりました。この年の3月、現在の町立図書館の工事が竣工しており、6月からは図書館の開館に向けた作業を仰せ

つかり、右も左も分からない中、先輩方に指導をいただきながら、翌年4月に何とか開館を迎えることができました。いただいた予算では資料が十分そろわず、埼玉県立図書館にお願いをし、およそ3,000冊の図書を一時借用して開館を迎えたことは、苦しくもあり楽しくもある思い出の1こまでございます。

図書館での11年の勤務を経て、その後、都市計画課、続いて税務課へ異動となりましたが、いずれの職場でも土地区画整理事業に関係した業務が多くなり、換地処分や課税の見直し作業などを担当させていただきました。その後、町民福祉課町民担当を経て町民福祉課健康増進担当を拝命し、役場の組織変更に伴う課名の変更はありましたが、健康増進、健康づくりの担当をしばらくの間続けてまいりました。

この当時の思い出で記憶に残ることは、退任されました吉田前町長が新たに政策に掲げた健康長寿の町づくりを推進するため、毎週2日、夜間に町内各集会所に地域住民の方にお集まりをいただき、地域活動のお願いに回らせていただいたことです。梅雨明けの猛暑からスタートしたこの説明会は、気がつけば師走の足音が聞こえる11月末まで続きましたが、多くの町民の皆様と直接お会いし、話合いができる貴重な体験でございました。その後、幾つかの異動を経まして、本日、今日の日を迎えております。

入庁以来37年の月日となりましたが、この間の感想を一言で申し上げれば、人との出会いにより励まされた37年間だったと改めて感じております。ここにおられる大塚町長さんとは、私が20代から公私にわたりお付き合いをさせていただき、事あるごとに滑川町の将来について語り合いました。また、馬場教育長をはじめ町執行部の皆様や、今この時間にも懸命に執務に当たっている職員各位、既に退職された諸先輩方も含めて、この間出会った全ての皆様からの励まし、育みのおかげであると感謝する次第でございます。

議会議員の皆様からも、時に厳しく、時に優しく接していただき、様々なご厚情を賜りましたことに改めて感謝を申し上げます。

4月からは、新たな責務を持って誠心誠意、町民の皆様の声に耳を傾け、職責に励んでまいりたいと存じます。

終わりに、議会議員皆様のご活躍とご健康、また滑川町、滑川町議会のますますの発展を心からご祈念申し上げ、誠に言葉は足りませんが、退職に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。長い間ありがとうございました。(拍手)

○議長（瀬上邦久議員） ありがとうございました。

◎閉会について

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉

会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（瀬上邦久議員） ここで、大塚町長よりご挨拶をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本議会におきましては、令和5年度一般会計予算をはじめ全35案件を慎重審議賜り、原案どおり可決いただきまして深く感謝申し上げます。会期中に議員各位よりいただきました提案、意見に対しましては真摯に対応させていただき、町政の執行に当たってまいる所存でございます。

町といたしましても、スクールバスの運行も決定し、職員一同が住民福祉のさらなる向上に取り組んでまいる決意でございます。

終わりになりますが、3月25日には、町と観光協会の共催による滑川さくらまつりを開催いたします。初めての試みとなりますが、町民の方などが日頃の練習の成果を発表するステージを設けるほか、飲食物等の販売も行い、町が目玉イベントとなるよう盛大に開催をいたします。議員各位におかれましてもぜひ足をお運びいただければと思います。

議員各位におかれましては、年度末を迎えますますお忙しいこととは存じますが、お体に十分ご留意をいただき、ご活躍されますことを心より祈念を申し上げまして、閉会に当たってのお礼の挨拶に代えさせていただきますと思います。大変お疲れさまでした。（拍手）

◎閉会の宣告

○議長（瀬上邦久議員） これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして、本定例会が終了できました。深く感謝申し上げます。

これをもちまして、第235回滑川町議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 4時20分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月14日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員